

昭和十一年九月

朝鮮の産業經濟事情

朝鮮總督府



0022154-000

DC146-E2

朝鮮の産業經濟事情

朝鮮總督府

1936. 9

ADC

DC146
E2

正 誤 表

- 四九頁、一行目「六一六、四三五」ヲ「六〇七、四七六」ニ訂正ス
- 五六頁、五農業ノ位置中「工産物六億一千六百四十三萬五千圓」
ヲ「工産物六億七百四十七萬六千圓」ニ訂正ス
- 一四四頁、昭和十年工産額中
化學工業「一六〇、四七五、三〇五圓」ヲ「一四七、八三四、一
四四圓」ニ訂正ス
- 其ノ他ノ工業「八七、三四四、五九七圓」ヲ「九一、〇二六、七八三
圓」ニ訂正ス
- 總 計「六一六、四三五、八〇二圓」ヲ「六〇七、四七六、八
二七圓」ニ訂正ス

89W21686

DC146
E2

一、本館自開辦以來，承蒙各界人士之愛護，業務日見發達。茲為擴大服務起見，特在
 本市設立分館，其地址在中山路。凡欲借閱者，請向該分館辦理。此佈。
 中華民國二十九年一月六日
 圖書館藏書



89W21686

朝鮮の産業經濟事情

本書は最近に於ける朝鮮の産業經濟事情を
平易簡單に記述したものである。

昭和十一年九月

朝鮮總督府

朝鮮の産業經濟事情

目次

第一編 總說	一
第一章 環境	一
一 地勢	一
二 氣候並に風土	二
三 土地	五
四 土地の賣買價格及賃賃價格	七
第二章 聚落及人口	二
一 村落	二
二 市街地	三
三 人口の構成	四
四 人口の密度	六

目次

五 職業別戸數……………一八

六 現住内地人……………一九

七 在外朝鮮人……………二二

八 移民……………二四

九 人口の増加……………二五

第二編 財政

第一章 朝鮮總督府特別會計

一 歲計……………三〇

二 公債……………三一

三 租稅……………三三

第二章 地方財政

一 道……………三四

二 府……………三五

三 邑面……………三六

四 學校組合……………三六

五 學校費……………三六

第三章 專賣

一 煙草……………四〇

二 紅蔘……………四二

三 鹽……………四三

四 阿片……………四四

第三編 産業

第一章 總論

第二章 農業

第一節 總論

一 朝鮮の自然と農業……………四九

二 耕地……………五一

三 農業者……………五三

四 小作慣行……………五四

五 農業の位置……………五五

六 土地改良事業……………五七

七 肥料.....二六

八 試験及調査機關.....二六

九 農會.....二六

第二節 各論.....二六

一 米.....二六

二 主要食糧畑作物.....二六

三 棉花.....二七

四 畜産.....二七

五 蠶絲.....二七

第三章 林業.....二八

一 林業の概況.....二八

二 國有林の經營.....二八

三 民有林の概況及林業の獎勵監督.....二九

四 試験及調査機關.....二九

五 北鮮開拓事業.....二九

第四章 水産業.....三〇

一 水産業の發達.....三〇

二 漁業に關する法規.....三〇

三 水産業の概況.....三〇

四 漁獲高及製造高.....三〇

五 試験及調査機關.....三一

第五章 農山漁村の振興、自力更生事業.....三一

第六章 鑛業.....三二

一 鑛業の概況.....三二

二 鑛産額.....三二

三 主要鑛産物.....三二

四 試験及調査機關.....三二

第七章 電氣事業及瓦斯事業.....三三

第一節 電氣事業.....三三

一 電氣事業の概況.....三三

二 電氣事業統制方策の確立.....三三

三 電氣事業統制方策實施の狀況.....三三

第二節 瓦斯事業.....三三

一 瓦斯事業の沿革……………一六

二 瓦斯事業の現況……………一六

三 最近の趨勢……………一六

第八章 工業……………一六

一 工業の進歩……………一六

二 工場及職工……………一四

三 燃料及動力……………一四

四 主要工業……………一四

五 試験及調査機關……………一六

第四編 經濟……………一六

第一章 商業及貿易……………一六

一 常設店舖……………一六

二 市場取引……………一七

三 會社事業……………一七

四 貿易の趨勢……………一七

五 商工業に關する公益團體……………一六

六 産業紹介施設……………一六

第二章 金融……………一六

一 通貨……………一六

二 金融機關……………一六

三 金利事情……………一六

第五編 交通……………一六

第一章 陸運……………一六

一 鐵道……………一六

二 自動車交通運輸……………一六

三 道路……………一六

第二章 水運……………一六

一 港灣……………一六

二 海運……………一六

三 河川……………一六

第三章 通信……………一六

一 通信事業……………三三

二 郵便爲替……………三四

三 郵便貯金……………三五

四 郵便振替貯金……………三五

五 朝鮮簡易生命保險……………三六

六 航空……………三六

第六編 産業教育……………三三

第一章 朝鮮の教育概要……………三三

第二章 實業教育……………三三

第三章 社會事業……………三六

朝鮮の産業經濟事情

第一編 總說

第一章 環境

一 地勢

朝鮮は亞細亞大陸の東部に斗出せる一大半島にして、東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位置し、其の總面積は一萬四千三百二十方里に及び、本州と略伯仲の間にある。東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江に依りて滿洲國及露領に界して居る。東部海岸は概して良港に乏しく、僅に元山・城津・清津・雄基・羅津等を數ふるに過ぎないが、南部及西部海岸は大小の島嶼散在し、幾多の岬灣出入して良港を形成し、就中、釜山・木浦・群山・仁川・鎮南浦等は著明なるものである。

朝鮮の地勢は、蜿蜒たる長白山脈が東北方より西南に連りて北方の國境を擁し、その一脈は南に延び、平安南北道

及咸鏡南北道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿ひて南に走り、以て半島の脊梁を成して居る。この脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして、大川・平野は少いが、その以西は比較的傾斜緩慢で、處々に平野開け、鴨綠江・豆滿江・大同江・漢江・錦江及洛東江の六大江を始め大小の河川多く、舟楫の便と灌漑の利に富んで居る。造林・治水の事業未だ完からざる爲、屢々洪水旱魃の害を蒙ることあるも、地味概ね肥沃なるを以て農業に適し、米・麥・豆類・雜穀・人蔘・棉花・煙草・繭・麻・蔬菜及果實等の農産物に富み、また牛・木材・礦物等をも産し、沿海は魚族其の他の水産物が極めて豊富である。斯くて現在は、國民生活上必要なる食糧の供給に不足せず、その剩餘を年々内地及外國に輸移出して居る。

二 氣候竝に風土

朝鮮に於ける年平均氣温は、南部海岸は攝氏十三度餘にして、北進するに従ひて次第に遞減し、中央部京仁地方は十度内外なるも、國境内陸に入れば四度乃至三度に降る。また東部海岸地方は西部海岸地方に比すると氣候溫和にして、夏季を除けば約二度内外高温なるを常として居る。これは西部海岸は冬季北西の季節風多きも、東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱と爲り、且海水温度が西部海岸に比し高温なるに因るのである。尙寒氣は南北に於て大差あるも、暑氣にその差少く、酷寒期たる一月の最低氣温日々の平均は、國境内陸地方に於ては零下二十九度に下降するも、南部海岸は零下一度餘にして、約三十度の大差を見、酷暑八月中の最高平均氣温は大邱の三十一度を最高とし、雄基の二十四度を最低とし、僅に七度の差に過ぎない。

亞細亞大陸の東部は一般に季節風の勢強きを以て、朝鮮に於てもまた季節により主風方向略一定し、冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風となり、夏季は一般に南偏の季節風となり、兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定しない。兩季節風は常に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜概して急峻で風力も強いが、夏季は濕潤にして曇天・雨天の日多く、且氣壓の勾配緩やかなるを以て風勢弱く、また冬季の季節風は夏季の季節風に比し、その期間永く特長が甚だ著しいのである。西部海岸地方は、冬季北西風を受くるを以て、この季節に於て風力強きも、東部海岸地方は、これに反し脊梁山脈に遮らるゝため風勢弱く、全城を通觀すると、風勢は沿岸地方に於て強く、内陸に於て弱き傾向がある。

雨雪の年量は概して少く、全土の大半は八百乃至千耗を示し、南東部海岸は稍多く、北部竝に北西方に至るに従ひ次第に遞減して居る。即ち釜山より元山に至る沿岸地方は年量千五百耗に達し、半島中最多雨地方に屬し、中部は約千耗、西部海岸は九百乃至千耗を測るも、北部内陸地方は遙かに減少して七百耗内外となり、就中、咸鏡南北道の高原地方は最も寡雨にして、年量五百耗に満たざる處がある。

降雨狀況は内地と著しく異なり、季節によりて差異甚だしく、十月より三月に至る間は乾燥期にして雨量極めて少きに反し、六月より八月に至る三箇月間は降雨期に屬して居る。而して南部地方に於ては降雨の最盛期は七月なるも東部海岸地方の北部は八月にして時に九月に涉ることがある。斯くの如く、各地方を通じて雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色である。朝鮮は内地に比して雨量少く、且空氣乾燥し、加ふるに日照時數の多い爲に蒸發が盛で、元山以南の東海岸を除く外は一般に降水量を超過し、年量は南部の釜山地方最も多く千五百耗弱に達し、漸次

北進するに従ひ遞減するも、京畿・黄海の沿岸並に雄基地方に至ると稍増加して千三四百耗を算し、最も少量なる江原道以北の東部海岸及北部内陸地方に於ても尙千乃至千二百耗を示すのである。

朝鮮近海は著名なる濃霧の發生所で、其の區域は沿岸全線に亘り、就中、最も多い多島海附近は濃霧日數一年中七十日内外に達し、西部近海・北東部沿岸地方これに亞ぎ、其の他は二十日乃至五十日の間に在り、元山以南の東部海岸地方最も少く、また濃霧は沿岸に近づくに従ひて減少し、内陸に入りては殆ど皆無となり、冬季は概してこれを見ないが、初春より漸次發生して、晩春より初夏の候に最も盛となり、盛夏期に入るに及び減退するを常として居る。降雪終始の期は年々遅速あるも、初雪は北部高原地方に於て最も早く十月下旬に見、他は概ね十一月に、南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬になる。終雪は北部國境地方が最も晩くして四月末に、釜山地方は最も早くして三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在る。冬季は一般に雨雪量少き爲に、積雪一、二尺に及ぶは北部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超ゆることは稀である。また初霜は北部地方に在りては九月上旬に見るも、他は概ね十月中旬より十一月中旬の間に在り四月中に終るを一般とし、北部地方に於ては五月に入りて終るを常として居るが、南部に於ても往々五月中旬に晩霜を見ることがある。

これを要するに、朝鮮の氣候は大陸の影響を受くること多く、内地に比し寒暑の差は著しいが、その地勢が南北に長く、略九州の南端より北海道の北端までの間に於て見る寒暑と大差ない爲、動植物の分布もまた内地と朝鮮とは相似た所が多く、従つて内鮮人相互の移住同化及經濟的提携には極めて好都合である。

三 土地

朝鮮の面積組成別割合を見るに、林野は約六割八分を占め、畜七分、田一割二分、其の他一割三分となつて居る。總人口一人に付耕地面積は、内地の九畝歩、臺灣の一段六畝歩に對して、朝鮮は二段三畝歩である。農家一戸當の耕地面積は、内地の一町八畝歩、臺灣の二町二畝歩に對し、朝鮮は一町六段四畝歩である。この點より見るも朝鮮は農業上に於て有望なる將來を有して居るが、未だ土地の利用に於ては内地に比較して甚だしく劣つて居り、最近に於ける未墾地の面積は八十九萬町歩に達して居る。さればこの廣大なる未墾地の利用を圖ることも、また國民民福の増進上極めて大切なことである。

未墾地面積 (單位町歩)

道別	河邊荒蕪地	山麓傾斜地	合計
京畿道	五、二五〇	五五、六〇〇	六〇、八五〇
忠清北道	八七八	四〇、七〇〇	四一、五七八
忠清南道	五、二〇〇	四二、六〇〇	四七、八〇〇
全羅北道	三、三九七	四〇、四〇〇	四三、七九七
全羅南道	三、二六六	七九、六〇〇	八二、八六六
慶尙北道	三、二八六	八六、六〇〇	八九、八八六
慶尙南道	一四、六四八	七三、六〇〇	八八、二四八

黄 海 道	四〇一七	五七九〇〇	六一九一七
平 安 南 道	四、九三七	五三六〇〇	五八、五三七
平 安 北 道	一、六三七	一〇一、〇〇〇	一〇二、六二七
江 原 道	九、八一九	七五、四〇〇	八五、二一九
咸 鏡 南 道	三、九八五	六〇、四〇〇	六四、三八五
咸 鏡 北 道	一三、五四九	五〇、六〇〇	六四、四四九
合 計	七三、八四九	八一八、〇〇〇	八九一、八四九

備考 朝鮮に於ける未墾地に對しては從來正確なる調査を遂げたものがなく本表の面積は各地方に付概觀的に算定せるものである。

山麓傾斜地の大部分は未墾地に屬し、殊に咸鏡南北道及江原道地方には、一箇所數百町歩に互るものありて、未墾地の利用は産業の開發と共に有利なるを認められ、田、畜に開墾するものが漸次増加して居る。而して國有未墾地利用法は、これが利用獎勵の趣旨を以て制定せられたるものにして、處分の敏活を期し事業の促進を圖るために、面積十町歩未滿のものに在りては所轄道知事の處分に委し、其の他のものは朝鮮總督の許可を受くることとし、貸付期間は最長十箇年にして、土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認むる場合を除き、凡て開墾牧畜又は植樹の爲、若くは公共の利益となるべき事業に供し、或は農民、漁民の宅地に供する爲貸付を爲し、事業成功したる時はこれを付與することとして居る。未墾地の貸付料は一町歩五十錢であるが、特別の事由ある場合はこれを減免する。

また干瀉及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれたるも、大正十三年八月以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋

立及干拓に付ては同令の適用を受くることとなつた。從來國有未墾地利用法に依り處分せられたるもの、内、比較的大面积のものは多く公有水面(干瀉)にして、一箇所數百町歩、數千町歩に達するもの尠ならず、これが利用に當りては築堤、水門等の設備に相當費用を要するも、内地のそれに比すると遙かに僅少の額にて足るのみならず、その餘地も甚だ多く、且畜は成功後地味概ね肥沃にして收益亦鮮少なからざるを以て、これが利用を出願するもの漸次増加し、着實なる事業家の投資する者多きを加ふるに至つたのである。その取扱に付ては國有未墾地と大同小異であるが、公有水面埋立令及同埋立法に於ては、免許の法定期間なく免許料を徴せず、且工事竣功認可に依り所有權を取得することになつて居る。干瀉地の各道合計面積は約二十萬町歩にして、内開墾可能見込面積七萬三千三百五十七町歩となつて居る。

公有水面の利用は周到なる用意の下に施行するに於ては、營利事業として充分の價值を有するものなると共に、國土の擴張、過剰勞力の調節等、國益の増進に寄與する處少からざる事業なるを以て、有力なる企業家に於て之を利用せんとする者が漸次増加しつゝあり。昭和十年度末現在に於ける竣功認可二千四百六十三件、面積三萬三千二百二十二町歩、埋立免許出願中のもの三千八百八件、面積十二萬九千二百八十八町歩である。

四 土地の賣買價格及賃貸價格

土地は勞力及資本と共に、生産上缺くべからざる要素であつて、之が價格及賃貸價格の低廉なることは産業の興隆を促す所以である。

近時朝鮮に諸種の工業が相踵いで勃興しつゝあるが、之は地價及賃賃價格の概して低廉なることも預つて力あるものと謂ふことが出来る。

今土地の重要種目たる田(畑)畚(田)及宅(宅地)の三種に就き之を市街地(舊市街地稅令施行地)と其の他とに分つて、大體中等に位する標準地を選定して其の賣買價格及賃賃價格を示せば左の通である。

道名	賣買價格		賃賃價格		市街地	其他
	市街地	其他	市街地	其他		
京畿道	368.75	80.00	33.60	7.00	開城府南山町八一六	龍仁郡器興面南羅里二五五
忠清北道	355.00	63.00	32.60	6.61	清州邑本町五丁目二一	永同郡深川面藥沐里五八四
忠清南道	600.00	35.70	3.60	4.60	江景邑黃金町一一七	天安郡笠場面可山里二八
全羅北道	600.00	33.00	7.00	2.00	全州府清水町四四	益山郡八峰面龍城里一七九
全羅南道	1,500.00	50.00	5.70	7.50	光州府林町六七	靈岩郡新北面月坪里一六
慶尙北道	1,200.00	50.00	10.00	4.00	大邱府東雲町五一〇	漆谷郡仁同面黃桑洞四三〇
慶尙南道	920.00	9.00	9.50	4.70	釜山府水昌町九七四 (馬山府上南洞一三八)	(龍泉郡龍泉面池内洞二四二) 昌寧郡昌寧面末屹里三〇五 (昌原郡嶺北面智山里三七〇)
黃海道	200.00	30.00	4.00	3.50	海州邑北幸町一〇八	長淵郡新花面大社里四二三 (信川郡龍門面洋亭里八六)
平安南道	2,150.00	40.00	6.00	3.50	平壤府橋口町八八	中和郡楓洞面綾盛里三一
平安北道	1,100.00	30.00	45.00	1.50	新義州府若竹町一三	龜城郡西山面南坪里三一五
江原道	-	20.00	-	2.00	-	春川郡新北面池内里六九二

道名	賣買價格		賃賃價格		市街地	其他
	市街地	其他	市街地	其他		
咸鏡南道	590.00	50.00	35.00	2.00	咸興府出雲町三五八	北青郡良家面初里三五
咸鏡北道	1,200.00	15.00	12.00	1.00	清津府浦項洞三七	鍾城郡豐谷面豐溪洞四一二

備考 賣買價格と賃賃價格と標準地を異にするものについては、賃賃標準地に括弧を附せり(以下各表同斷)

道名	賣買價格		賃賃價格		市街地	其他
	市街地	其他	市街地	其他		
京畿道	121.00	22.90	11.50	10.00	開城府南山町一〇二二	龍仁郡器興面農書里二五八 (龍仁郡器興面農書里二五七)
忠清北道	477.50	125.00	33.50	17.50	清州邑南川町二七七	永同郡深川面藥沐里六二八
忠清南道	600.00	102.30	22.00	23.00	江景邑錦町五〇一	天安郡笠場面可山里二六
全羅北道	600.00	75.00	22.00	23.50	全州府花園町三ノ三	扶安郡東津面堂上里三八五
全羅南道	210.00	171.10	12.00	17.11	羅州邑北門町四	長興郡府東面杏園里一〇九九
慶尙北道	200.00	93.00	17.00	23.80	大邱府大鳳町三八一	安東郡吉安面九水洞三八五 (慶山郡南山面盤谷洞九八)
慶尙南道	490.00	35.00	19.00	2.60	馬山府上南町五二 (釜山府大新町一三〇)	晉州郡晉水面清潭里七八一 (金海郡長有面茂漢里二〇五) 信川郡信川面武井里三〇一 (殷栗郡一道面樓里四一三)
黃海道	330.00	110.00	5.00	12.00	海州邑北幸町五一一	平原郡公德面槐山里二九九
平安南道	-	102.00	-	2.00	-	宣川郡南面建山洞五二三 (宣川郡南面建山洞五二一)
平安北道	300.00	33.00	6.00	2.51	義州邑弘西町二六六	春川郡新北面池内里六三六
江原道	-	20.00	-	2.12	-	高原郡下鉢面南興里二六一
咸鏡南道	330.00	20.00	20.00	5.00	咸興府新興町七〇	鍾城郡豐谷面雲岩洞五一三
咸鏡北道	290.00	50.00	9.00	3.00	清津府水南洞一〇	-

堡 (宅地) (百坪) 單位圓

道名	賣買價格		賃賃價格		市街地	其ノ他
	市街地	其ノ他	市街地	其ノ他		
京畿道	1,000.00	450.00	370.50	400.90	開城府南本町四五九	龍仁郡器興面上葛里八〇
忠清北道	1,875.00	290.00	76.00	336.7	清州邑西町一九	永同郡深川面樂沐里六〇二
忠清南道	1,100.00	260.00	50.00	339.6	江景邑本町一〇三	天安郡笠場面可山里三二三
全羅北道	3,500.00	570.40	160.00	90.45	全州府大正町一丁目一五	扶安郡東津面常上里三七四
全羅南道	6,500.00	100.00	500.00	80.00	光州府明治町四丁目七三	康津郡康津面東城里四〇四
慶尙北道	4,200.00	50.00	450.00	53.5	大邱府東門町一七	善山郡龜尾面元坪洞三四
慶尙南道	6,600.00	2,500.00	400.00	53.50	馬山府石町一八七	達城郡花園面川内洞七八四
黄海道	1,500.00	100.00	70.00	50.00	(馬山府元町一四一)	東萊郡東萊邑溫泉里二一四
平安南道	4,400.00	70.00	150.00	40.50	海州邑北本町五八	瑞興郡瑞興面花谷里八五
平安北道	3,000.00	50.00	210.00	30.00	平壤府南門町七二	(平山郡金岩面汗浦里三六六)
江原道	1	35.00	1	23.5	新義州府老松町六	平原郡永柔面梨花里一七〇
咸鏡南道	1,800.00	50.00	170.00	20.00	咸興府本町一丁目七	鐵山郡站面二鷹洞三〇〇
咸鏡北道	3,000.00	50.00	200.00	15.00	清津府明治町一二	(宣川郡水清面古邑洞八〇五)
						春川郡新北面牛頭里五九
						高原郡下鉢面觀德里三八
						城津郡鶴中面臨溪洞二七八

右表に依れば、市街地の土地賣買價格は、一段歩に付田一千圓、畚五百圓、堡は百坪に付三千圓前後であり、賃賃價格は一箇年一段歩に付田三十圓、畚二十圓、堡百坪に付二百圓前後と見て差支なく、市街地以外の土地の賣買價格は、

田五十圓、畚百二十圓、堡五十圓前後であり、賃賃價格は、田四圓、畚十二圓、堡五圓前後と認められる。即ち市街地に於ては、堡が著しく高く、田之に次ぎ、畚が最も低くなつてゐる。之に反して、市街地以外に於ては、田が最も高く、田及堡は殆んど高低はないと見られる。而して市街地は市街地以外に比較し、賣買價格に於ては、田二十倍、畚五倍、堡六十倍位であり、賃賃價格に於ては、田七倍、畚二倍、堡四十倍位に當つてゐると見られる。斯様に田、畚及堡と地目の異なるに従ひ、市街地と其の他と其の狀況を異にしてゐるのは、土地利用の目的の異なるに依るものと見られるのである。

第二章 聚落及人口

一村 落

朝鮮の村落は、大體に於て集村の形式に屬するものが多く、散村に屬するものは極めて少いやうである。而して行政區劃たる一面の中には、數個の洞里があり、この一洞里の中にも數個の部落があるのを普通とする。一部落の戸數は、小は十戸内外より大は二三百戸に達するものあり、普通三四十戸乃至五六十戸のものが多いやうである。部落の構成に就いては、昔から背山臨流の地勢を尙び、山麓に位置するものが最も多く、中には山腹又は山間の谿谷や盆地に在るものもあるが、内地に多い所の平地の部落は、概して新開地以外には少いのである。これは風水説の迷信から來た結果でもあるが、一面から見ると、山麓は飲料水や燃料を得るには便利が良い爲である。部落の大小とその分布



慶州附近の同族部落

の多少は附近に於ける經濟資源の如何に因り、農村なれば耕地の多い地方には大きな部落があり、その少い所には小さな部落が出来て居り、漁村なれば漁獲の多く良獲のある地方に大きな部落が出来、然らざる所では部落は小さいのである。

朝鮮の部落中最も特色あるものは、同姓のみの集團、又は大部分が同姓で少數の他姓を交へた所謂同族部落の多いことで、その數は全鮮に數千の多きを算して居る。斯くの如く同姓の集團して生活せることは、部落民の一致團結には都合が良く、一面自治的働きに便利であるが、従來は往々その集團的勢力を以て、官治即ち地方の行政官や警察官に拮抗したやうな例もあり、殊に地方に在りては兩班の勢力が強く、潜かに附近の常民に對し、昔の儘の私刑制裁を行ふやうな場合もあつたのである。

二 市街地

主要市街地を地勢別に、平野地・臨海地・沿河地・山岳地に分類し、尙鐵道の便ある市街地を示すと、平野地百七箇所、臨海地二十



八箇所、沿河地二十四箇所、山岳地十一箇所にしてその中に鐵道の便ある市街地は百二箇所ある。朝鮮の市街地は概して消費的郡邑にして、商工業の殷盛を極めて居る所は少數である。然しながら産業の發達、交通の進歩に伴ひ、地方郡邑の經濟力も著しく膨脹しつゝある。市街地の主要なものに就いてその大體の分類をして見ると、李朝以來商業地として發達した郡邑は、僅に開城のみにして、政治的關係によりて發達したる郡邑には、京城・水原・清州・公州・全州・光州・大邱・慶州・東萊・晋州・海州・平壤・義州・春川・咸興・會寧などがある。貿易によりて發達した郡邑としては、仁川・釜山・群山・木浦・馬山・鎮南浦・元山・城津・清津・雄基等を數へ、羅津は京圖線の終端港と決定して以來遽かに有名となり、新興の活氣に燃えて居る。鐵道の開通によりて急速に發展したる郡邑としては、永登浦・天安・烏致院・大田・金泉・裡里・松汀里・新幕・沙里院・新義州・鐵原・南陽を算し、前記の貿易港以外に、漁業の根據地として發展した

都邑として、麗水・三千浦・統營・方魚津・甘浦・九龍浦・浦項等があり、鎮海は要港・羅南は師團、兼二浦は製鐵所・勝湖里はセメント工場・寺洞は炭坑・興南は窒素工業會社の所在地として最近發達した都邑である。近來平壤附近は鑛業及製造工業の勃興に依り戸口の激増を見つゝあるが、また咸興地方も、窒素工業・水力電氣・其の他諸工業の勃興によりて一大發展を來し、その奥地の松興里の如きも、この數年來戸口の増加が著しく、十一年四月京城府に編入された永登浦も、皮革・麥酒工業等により將來の發展が期待されて居る。この外、東萊・溫陽・信川・朱乙・溫井里・陽徳の如きは溫泉地として市街地を形成し、更に近年に及び都會地の發展と、鐵道の開通・水利事業の普及・鑛山の開掘・漁業の發達等により、市街地の附近やその他に新興の部落が續々と勃興して居る。

三 人口の構成

文化の普及、經濟の發達及衛生の改善等に伴ひ、近來朝鮮に於ける人口の増加は著しきものがある。現在行はれて居る戸口調査には、普通行政官廳で、年末現在で行ふ現住戸口調査と、警察に於て時々行ふ戸口調査と、五年目毎に十月一日午前零時を期して全國一齊に行ふ國勢調査があり、朝鮮に於ては大正十四年に簡易國勢調査を、昭和五年に第一回國勢調査、同十年に第二回國勢調査が行はれた。この三回の調査は夫々時期方法を異にするので、多少其の數字に開きがあるを免れない。併合當時の明治四十三年末には、現住戸口總數は戸數二百八十萬四千三百三十三戸、人口一千三百三十一萬三千七十七人であつたのが、昭和十年末には戸數四百十四萬二千九百七十六戸、人口二千八百八十九萬千八百八十人にして、その中、内地人五十八萬三千四百三十八人(臺灣人十一人を含む)、朝鮮人二千二百二十四萬八千八百六十四人、外國人五萬八千八百八十八人である。

各道面積と現住戸口 (昭和十年末)

道	面積 方軒	總數		人口	
		内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
總數	三三〇、七六八・六五	四、四三三、九七六	二、四四八、八二五	三、九八四、七七三	二、八九一、一八〇
京畿道	三、八四三・三四	四四八、九三三	三三〇、三三八	四二二、四九二	二、三三〇、五七〇
忠清北道	七、四一八・三六	一六九、七三二	二、二〇三	一六七、三七七	九一三、四〇七
忠清南道	八、一〇六・四八	三七一、八五五	六、一九二	二六五、一七一	一、四六九、六四〇
全羅北道	八、五五三・二七	二九八、二二二	八、四九〇	二八八、九九〇	一、五五五、八二七
全羅南道	一三、八八七・三七	四七八、六〇〇	一〇、二二八	四六六、一〇二	二、四〇九、六〇二
慶尙北道	一八、九八八・八三	四六四、七四四	一一、七三三	四三三、五八四	二、四六九、一〇三
慶尙南道	二二、三〇四・五六	四三三、六九五	三三、六七二	四〇〇、六八一	二、一九一、五三三
黃海道	一六、七七七・六六	三三四、三三八	五、三四三	三三八、〇三〇	一、六二九、七二八
平安南道	一四、九三三・二八	二六八、二五五	八、九〇四	二三八、五九七	一、四〇九、〇三一
平安北道	二八、四四四・五〇	三九二、二二七	六、三六六	二八二、四四七	一、六二七、七八五
江原道	二六、二六二・九八	二八四、六〇〇	五、八二八	二八〇、五三三	一、五三九、三五七
咸鏡南道	三二、九七八・四七	二八三、七九二	一三、二九四	二六八、六八八	一、六〇三、三三三
咸鏡北道	二〇、三四六・五〇	一四四、二八二	一一、二三五	一三三、四三二	七九二、二九五

備考 内地人京畿道人口中には臺灣人四、同平安北國戶數中には臺灣人一、人口中に七を含む。

即ち人口の最も多いのは慶尙北道の四十六萬四千七百十四戸、二百四十六萬九千三百三人、その最も少いのは咸鏡北道の十四萬四千二百十八戸、七十九萬二千二百九十三人である。而して現住人口の男女の割合は、總數女百人に付男百三・二人で、内地に於ける昭和九年の男百一・一人に比し二・一人高い。

四人口の密度

昭和十年末の人口密度は一方軒に付九十九・一人で、内地に於ける昭和九年の百七十八・四人に比較すると約半数で、これを内地の統計區劃に依る各區に比すれば、人口最も稀薄なる北海道の約三倍に當り、東北區、東山區と略匹敵し其の他の區に比しては約半数乃至五分の一に過ぎないのである。朝鮮内に在りても、人口密度は、概して平野の多い經濟狀態の發達した南鮮地方が高くなつて居り、山地帯の多い産業の開發が遅れて居る北鮮地方は人口密度が低く、人口の最も稠密なるは京畿道の百八十一・三四人にして、忠清南道の百八十一・二二人之に亞ぎ、その最も疎なるは咸鏡北道の三十八・九四人である。

道別人口密度 (昭和十年末)

道	人口	面積	一方軒に付人口
全	二,八九二,二八〇	三三〇,七六八・六五	九九・一六
京畿道	二,三三〇,五七〇	一,二八二,四三四	一八二・八七

忠清北道	九二二,四〇七	七,四一八・三三八	一二三・一三
忠清南道	一,四六九,六四〇	八,一〇六・四八	一八二・三三
全羅北道	一,五三五,八二七	八,五五三・二七	一七九・五六
全羅南道	二,四〇九,六〇二	一三,八八七・三七	一七三・五一
慶尙北道	二,四六九,一〇三	一八,九八八・八三	一三〇・〇三
慶尙南道	二,一九一,五二二	一三,三〇四・五八	一七八・一一
黃海道	一,六一九,七二八	一六,七三七・六六	九六・七七
平安南道	一,四〇九,〇三一	一四,九二五・二八	九四・四一
平安北道	一,六一七,七八五	二八,四四四・五〇	五六・八八
江原道	一,五二九,三五七	二六,二六二・九九	五八・二三
咸鏡南道	一,六〇三,三三五	三一,九七八・四七	五〇・二四
咸鏡北道	七九二,二九三	二〇,三四六・五〇	三八・九四

朝鮮の人口密度は、現在に於ては内地及臺灣に比して遙かに低いのであるが、その人口收容力から云ふと、内地に較べて、地勢上山地帯の面積が多くして、氣候も寒暑の差が甚しく、冬期酷寒の地方が多い上に、地質及地味に於ても遙かに劣つて居る關係上、内地と同程度に人口を收容することは困難である。ところが既に今日に於ても朝鮮人の人口は、年々三十萬人内外づゝ増加して居るから、將來大に産業の開發を圖らぬと、遠からずして朝鮮自體が内地と同様に、人口問題及食糧問題の解決に苦しむ時代が來る虞れがある。

五 職業別戸數

由來朝鮮は農業國にして、人口の大多數は農業に従事してゐる者である。昭和十年末の戸口數を職業別に分類すると、農林及牧畜業の二百九十八萬三千百十二戸最も多く總數の七割二分を占め、之に亞いで多いのは商業及交通業の三十三萬五千六十四戸、公務及自由業の十九萬四千五百九十一戸、工業の十三萬三千五百十七戸である。之を内鮮外人別に觀ると、内地人は公務及自由業の六萬一千五百九十四戸最も多く、商業及交通業の三萬八千九百四十四戸、工業の二萬一千四百八十五戸等之に亞ぎ朝鮮人は農林及牧畜業の二百九十七萬二千三百二十一戸最も多く、商業及交通業の二十八萬九千八百四十四戸、公務及自由業の十三萬二千四百六十三戸等之に亞ぎ、外國人は商業及交通業の六千二百七十六戸、農林及牧畜業の二千八百七戸、工業の一千九百六十四戸等の順位である。猶外人の多くは支那人であるからその商業上及労働者としての地位は之に依つても窺はれるのである。

職業別戸數 (昭和十年末)

總數	内地人		朝鮮人		外國人	
	數	千分比	數	千分比	數	千分比
總數	四、四二、九七六	1,000.00	四、四二、九七六	1,000.00	三、九八、七二二	1,000.00
農林及牧畜業	二、九八、二二二	73.00	七、九八四	5.14	二、九七、三三三	7.55
漁業及製鹽業	六、〇〇、三五五	14.45	二、四五六	1.66	五、七、五四一	1.44
工業	一、三三、五七七	3.33	二、四八五	1.86	一、一〇、〇〇〇	2.76
公務及自由業	一、四一、五九一	3.65	六、一五九	4.35	一、三三、四六三	3.34
其他の有業者	三、五三、四一八	8.21	六、一三六	4.37	三、七、六二五	8.33
無職及職業を申告せざる者	一〇一、二九二	2.49	六、二二六	4.32	九四、九一〇	2.38

六 現住内地人

古來内地と朝鮮とは歴史的にも地理的にも極めて密接なる關係あり、夙に通商を許されて居た三浦(齊浦・富山)の地を始め、南鮮地方の島嶼、沿岸より、内陸に互つて入り込んで居た内地人の數は相當に多かつたやうであるが、徳川時代以前に於けるその數は正確に知ることが出来ない。明治時代に入つて内地人の朝鮮に移住したのは、明治九年の釜山開港後にして、當時は僅に五十餘人の男女が渡來して居たに過ぎなかつたが、その後漸く定住者の増加を見、日清戦争後に於ては一萬二千人以上に激増したのである。當時は尙内地人の移住地は主として開港地に限られ、その勢力は未だ微弱なものであつたけれども、日露戦争前後より、帝國の朝鮮に對する勢力は頓に興隆し、鐵道の敷設、政治經濟施設等の必要に應じ、内地人の朝鮮に移住する者は年と共に増加し、併合前の明治四十二年末には、男七萬九千九百四十七人、女六萬六千二百人、計十四萬六千四百四十七人となり、更にそれが昭和十年末には男二十九萬九千七百六十人、女二十八萬三千六百六十八人、計五十八萬三千四百二十八人となつたのである。併合以來二十五年を経過し、政府及民間に於て莫大なる投資經營を爲し、また東拓其の他に於て移民の獎勵を爲せるに拘らず、尙且多數の

官吏や政府事業に伴ふ御用商人を含めて、内地人の現在数が僅に五十餘萬人に過ぎないのは、諸外國の海外發展や植民地移住に對比して決して誇るべき成績とは稱し難い。

現住内地人府縣別人口

區別	府	縣	明治四十三年末	昭和十年末
北海道	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	九〇四	三、八二〇	
	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川	九、二六五	三〇、六九六	
關東	新潟・富山・石川・福井	二、一三四	三五、五五八	
	山梨・長野・岐阜	七、〇五二	二八、〇三六	
東海	静岡・愛知・三重	四、一三三	二〇、六九〇	
	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	二、七二八	二六、八三〇	
近畿	鳥取・島根・岡山・広島・山口	一、九七二	四六、一七三	
	徳島・香川・愛媛・高知	四、六四〇	一一、五七五	
四國	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島	一三、〇三五	四六、九八五	
	九州	五、六七六	二二、四三九	
沖繩	樺太	五四	二三〇	
	樺太	一	三八四	

朝鮮現住内地人の府縣別を見るに、九州地方及中國地方の者が最も多數を占めて居るが就中、山口縣の五萬四千四百八十三人が第一位で、福岡縣の四萬七千三百八十二人にこれに亞ぎ、熊本・長崎・広島・佐賀・大分・鹿児島・岡山は執

れも二萬人以上、二萬人以下に在りては愛媛・島根・香川・東京・兵庫・愛知・大阪の順位にして、一萬人以下に在りては長野の九千二百二十九人最も多く、沖繩の二百三十人を最少とする。此等内地人の分布状況を見るに、概して氣候の溫暖にして、經濟狀態の進歩した南鮮地方に多く分布し、北部に行くに従ひその数は次第に減じて居る。又その約八割以上は市街地に居住し、それ以外の地に住んで居る者は極めて少數である。

七 在外朝鮮人

李朝末葉以來、歴制政治と苛斂誅求の弊に堪へず、國內の地方荒廢して瘠土となり、收穫の乏しき上に頻々として起る旱魃、洪水等に因る饑饉に苦しみ、遂に滿洲及西伯利亞方面に無限の大沃野を見出し續々國境外に移住を企て、當時政府の監視の嚴重であつたに拘らず、漁業者が舟運を利用し、農業者が結氷期を待つて渡河し、自由の天地に農耕して定着した数は夥しく、既に露西亞及支那の國籍になつて居る者も多いのである。滿洲及西伯利亞方面一帯の朝鮮人數は、或は百萬と稱し若くは二百萬と推算せられるが、この方面に對する朝鮮人の移住は、露西亞が支那の領土であつた沿海州を併合する以前よりのこと、その歴史は相當に古く、何分廣大無邊の地に點在して居るのであるから正確なる調査は不可能である。昭和十年十月末現在在朝鮮人數は、七十五萬三千九百三十四人を示して居る。然れども調査不能の個所も多數あり、其の實數は百萬内外と見るを正鵠を得たるものといふべく、これ等在外者の大部分は南北滿洲に在住し、就中間島地方は地理的及歴史的關係より其の數約四十萬に及ぶ状態である。露領に在りてはウラヂオストツク、ハバロフスク、ニコライエフスク、スレチニスク等を中心とし、約二十萬其の他北米及布哇、

玖瑠地方に約一萬人の在住者がある。歐米諸國に在留するもの、多くは、往年東洋移民が自由なる時代に於て勞働者として移民又は轉航したる者及其の子孫にして、隨つて多くは都市にて其の生活を營みつゝあるが、在外朝鮮人の大部分を占むる滿洲及び露領の在住者の多くは農業者にして、水田耕作に對して獨特の技能を有する關係上、自ら其の居住地も水邊地附近及低濕地々方に定まり、今や滿洲に於ては、かゝる條件にかなへる地方に朝鮮人の足跡を印せざるものなきに至つた。

總督府に於ては在外朝鮮人殊に滿洲在住者に對しては極力その啓發扶掖に努め、普通學校・書堂を設置し、病院を設け、隨所に囑託醫を駐在せしめ、救療に従はしむると共に、巡回施療を爲し、或は朝鮮人民會を設立せしめてこれに補助を與へ、民會所屬として農事技術員二十二名を配置し農耕の改善を扶け、或は囑託獸醫八名、獸醫假免許員九名をして獸疫の防遏に努めしめ、又金融施設としては朝鮮銀行、東洋殖産株式會社、東亞勸業株式會社等をして同地方に於ける金融會(鮮人に對する庶民金融機關にして現在二十九箇所及支所十箇所あり)に對して資金を融通せしむる等各種の施設を爲し、更に旱害、水害、雹害に際しては、罹災救助金を給與し、以て救恤の方法を講じ、これ等の保護撫育事務に従事する爲に、滿洲各地駐在本邦領事に總督府事務官を兼任せしめ、また必要の地點には一面領事館事務兼掌の關係に於て總督府官吏を駐在せしめ、且朝鮮人副領事を任命するの途をも開き、専ら總督府施設の實現と在外朝鮮人の指導保護とに當らしめて居る。

昭和六年九月十八日滿洲事變勃發後、奥地に逃走せる敗殘兵及匪賊の迫害暴行に堪へず、朝鮮人は身を以て鐵道沿線に避難する者多く、翌年二月には其の數一萬九千三百餘人に及んだ。

此等の避難民に對しては、本府は在滿帝國領事館と協力し、本府補助金・外務省救護金・朝鮮滿洲及内地に於て募集したる一般義捐金を以て救済を爲し、避難民は殆ど全部農民たるを以て春耕期迄に原住地に歸還せしむるの必要あり、本府は領事館と協力し、軍部その他の援助を得て、治安の回復せる地方より漸次保護を加へて歸農せしめ、原住地に歸還不能の者は新移住地を物色してこれに移し、以て農耕を失はざらしめた。

然るに均しく避難朝鮮人にして奥地に踏み留まりたる者及安全地帯に避難したるも救護を受けざりし者にして農業資金を有せざる者には本府より東亞勸業に下付したる貸付金により低利資金を融通せしめて農耕上に利便を與へ、在滿避難鮮人にして病氣その他の事由により自活する能はざる窮民には、滿洲國內の旅費實費は領事館に於て、鮮内の分は本府より之を給與し、夫々原籍地に歸還せしめたのである。

滿洲國の治安は諸制度の整備改善と、皇軍の數次の匪賊討掃に依り漸次好轉しつゝあるも、我が軍警の威力の及ばざる地方に在りて



營口安全農林病院農家

は鼠賊の横行今尙熄まず、滿洲事變勃發以來奥地より鐵道沿線地方の安全地帯或ひは間島其他各地に避難せるものは、一時三萬餘人の多きに達し、本府は大使館・領事館と協力しこれ等避難朝鮮人の生活安定策に努力中にして、表滿洲に在りては出來得る限り避難民に援助を與へ、原住地に歸還せしむることとし、歸還不能者に對しては救済の爲先づ安住の農耕地を獲得し、之に收容することの得策にして且急務なるを想ひ、本府は東亞勸業會社に對し、七萬一千六百十四圓の補助を爲し、同會社をして其の倍額十四萬三千二百二十八圓の支出を爲さしめ、都合二十一萬四千八百四十三圓を以て鐵嶺領事館管内亂石山に於て安全農村を建設せしむることとし、昭和七年度末には避難鮮農百九十戸、一千名を收容して居る。

間島に於ける避難民に對しても、表滿洲同様能ふ限り援助を與へ、耕地の斡旋資金の融通を爲さしめ、原地に歸還せしむるの方針を以て處理中なるも、原地歸還困難なる者に對しては、これを救済する爲、昭和七年度本府補助金を以て朝鮮人民會として比較的的安全地帯に集團部落二十八箇所を設置し一部落約百戸を收容し、部落民中の壯丁をして自衛團を組織し、匪賊の襲撃に備へしめ、鮮農をして安んじて農耕に従事せしめて居る。尙間島には移住朝鮮人は自作農たらしむる爲、東拓に對し本府は昭和七年度より相當の補助を爲し、東拓は昭和七年度より昭和十一年度迄五箇年間繼續して四千萬圓宛を無擔保貸出を爲し、年賦償還方法により、自作農たらんとする鮮農に必要な資金の全額貸出をなすこととし、回收金は更に繼續し同一目的の爲に放資することとして居る。

八 移 民

朝鮮人の滿洲移住に付、本府に於ては、從來之が奨勵又は防止を爲したることなく、全く自然の儘に放置して居たが、滿洲に於ける、朝鮮人の動向如何は、直ちに、朝鮮統治に重大なる影響を及ぼすので、之が撫育策を講じつゝあつた。然るに滿洲事變を契機として、吾國威の滿蒙に伸暢するに及び新興滿洲國の新天地を目指して渡滿する朝鮮人は、日に多きを加ふるに至つた。其の結果水田耕作に特技を有する鮮農と、畑作を主とする滿農との間に必然的に、水利灌溉に付き、紛争を生じ且新移住者は、既移住者の獲得せる小作權の確保に脅威を與へ、徒に滿人地主をして、漁夫の利を占めしむるの結果となり、又一面鮮内過剩人口の一部は内地に渡航し、内地勞働界に異常なる、影響を及ぼしつゝある現狀にして、之が放任を許さず、日鮮滿三者の爲緊急之が對策を講ぜざるべからざる秋に逢着したのである。従て本府は關係方面とも折衝し、先づ在滿朝鮮人の統制を圖り、次で鮮内よりの移住を助成し、依て以て鮮内に於ける人口過剩を緩和すると共に、滿蒙の開発に資する爲之が實行機關として、制令に依り、鮮滿拓殖株式會社を創設し、第一期計畫として、西北鮮地方に於て、昭和十二年以降五箇年間に、自作農又は小作農として一萬戸の鮮農を安定せしめ、又右會社の投資に依り設立したる滿洲國法人滿鮮拓殖股份有限公司をして、第一期計畫として、昭和十一年以降十五箇年間に滿洲に於て十五萬戸の鮮農を自作農又は小作農として、安定せしむる豫定である。

九 人口の増加

凡そ年々の人口の増減は、その年に於ける出生・死亡・移住の如何に依り多少を生じ、これが數年間に互る趨勢を見るときは、略人口増減の大勢は察知し得られるのである。先づその人口の自然増加即ち出生死亡の差増を見ると、明治四十三年度以降の狀勢は左の如く、差増の最も大なるは、大正十二年の三十五萬二千四十一人、この差増率人口

千に付一九・六八人にして、これは同年に於ける出生数の著しき増加が原因である。また大正七年は内地と同じく、朝鮮も流行性感冒の猛威を極めた年で、差増僅に五萬四千九百八十五人、この差増率三・二二人で、既往に於ける最低率を示してゐる。大體に於て併合當時に比較して差増率は倍加して居り、大正九年前と大正十年後に於て差増率に著しき差を認める事が出来るが、この間に於ける經濟の發達、衛生の進歩が人口増加を促したことは言を俟たない。

人口自然増加累年表

年次	實數			人口千に 付差増
	出生	死亡	差増	
明治四十三年	一八〇、五三九	一一〇、五六九	六九、九六〇	五・二六
同 四十四年	二八二、八六七	一六七、一五七	一一五、七一〇	八・三三
大正元年	四二八、三〇八	二二七、〇〇一	一九一、三〇七	二・九〇
同 二年	四五九、九八八	二七八、三六三	一九一、六二五	二・七五
同 三年	四四七、五八五	三〇七、四八二	一四〇、一〇三	八・八二
同 四年	四四三、八五一	三四三、〇二四	一〇〇、八二七	六・一九
同 五年	五六一、二六四	三〇〇、七四六	一九〇、五一八	二・四五
同 六年	五七二、二七六	四〇九、三三〇	一六二、八四六	九・六〇
同 七年	五七八、五九一	五三三、六〇六	五四九、八八五	三・三二
同 八年	四七四、四一七	三九二、二八八	八二、一二九	四・七九
同 九年	四七六、八三三	四〇四、二四〇	七二、五九三	四・二〇

同 十一年	五八〇、六三三	三四五、二六二	一七二、八〇一	九・九〇
同 十二年	五九五、〇〇五	三七七、七五〇	二一七、二五五	一・三三
同 十三年	七一九、一六一	三六七、二二〇	三三二、〇四一	一九・六八
同 十四年	六九〇、六二二	三八七、五八六	三〇三、〇三六	一六・七七
同 昭元	七二二、四九三	三九二、四九七	三三九、九九六	一七・三五
同 二年	六六六、一五一	三八七、七四三	二八八、四〇八	一五・〇九
同 三年	六九八、一八九	四一一、〇二五	二八七、二七四	一五・〇〇
同 四年	七二一、五九四	四三三、三七五	二八八、二一九	一五・〇二
同 五年	七三〇、一七九	四六一、七二九	二六八、四五〇	一三・九九
同 六年	七七二、二七〇	三八一、八七七	三九〇、三九三	一九・二七
同 七年	七二七、八八二	四一〇、三八八	三〇七、四九四	一五・一七
同 八年	六八二、七七七	四五七、五一八	一六〇、七五九	七・八〇
同 九年	六〇三、四〇七	四〇一、三三二	二〇二、〇八五	九・七二
同 十年	六二九、四七六	四〇七、二六三	二二二、二二三	一〇・五二

朝鮮内の人口密度を地方的に就いて見ると、南鮮地方は人口の密度が高く、北鮮地方は人口の密度が低い、出生數より死亡數を差引いた人口の自然増加率は、寧ろ人口密度の高い地方よりも、低い地方の方が多いうである。即ち一箇年平均千人に付二十二人以上の地方は三十箇所を算し、十人以下の地方は三十七箇所に及んで居る。さうして人口増加率の高いところは概して沿海地方や山地帯に多く、その低いところは市街地、またはその接續地に多いこと

を示し、就中、京城・仁川・群山・木浦・大邱・釜山・新義州・元山・清津の九府がそれに屬し、殊に仁川に至つては出生よりも死亡の方が高く、人口の自然減少を來して居る。

朝鮮の人口増加率は、十年間を平均して千人につき一五・一四人で、内地の一三・九二人に對し遙かに高率である文化の發達が或る程度に至ると人口の増加率は、減少するといふのが通則になつてゐるが、朝鮮に於ては近時衛生機關の整頓、生活の向上等に伴ひ、人口の増加率は一層大なるものがある。この増加率を以て將來を推測すると、十年後には二千九百九十二萬人、二十年後には二千五百五十五萬二千人、三十年後には二千八百八十六萬一千人、四十年後には三千三百十二萬人、五十年後には三千八百萬人になる勘定である。もとより人口の増加は各種の原因によつて高低あるを以て、必ずしもこの通りには行かぬかも知れぬが、朝鮮の現在の人口密度は、略今より五十餘年前の明治五年に於ける内地の人口状態に匹敵してゐるから、内地が五十餘年間に現在の人口密度に達したと同様に、朝鮮も現在の人口増加率を以て進むとすると、今後四十餘年後には内地の大正十四年十月一日現在の人口密度と略同一の數字を見る計算である。翻つて内地に於ては、年々七、八十萬乃至百萬人の人口増加を見て居る。こゝに於てか内地の食糧問題及人口問題の解決は頗る困難に陥つてゐるので、この過剰せる人口を朝鮮に移住せしむべしと説く者もあるが、朝鮮内の人口増加が前述のやうな状態であるから、急激に内地人を朝鮮内に多數收容することは困難であり、強いて斯かる方策を實行するときは一層民族的反感を挑發する處がある。現在の人口密度の多少や耕地面積の大小のみを見て、將來の人口收容力を推測せんとするが如きは甚だしき謬想である。人口收容力の大小は單に面積の廣狭に依るにあらずして、その地味地質の優劣、天然資源の貧富、産業發達の程度、及氣候風土の適否、國民勤怠の如何等に負ふ

所が多いのであるが、これ等の點に於て、朝鮮が内地と同程度に人口收容力ありとは、何人も考へられぬであらう。果して然りとせば、我國の人口問題解決に就いて、朝鮮に餘り多くを期待することは不可能である。斯く觀じれば我國の人口及食糧問題解決は、將來滿洲國方面に多くを求めねばならぬ。また朝鮮はその産業開發の如何によりては、勿論現在以上に内地へ對して、食糧及原料の供給を爲し得る地位に在るが、朝鮮内の人口が増加し、文化が進み生活程度が向上するに於ては、その消費が増進することは當然である。されば將來に處する爲には、獨り食糧品の増産計畫に止らず、各種生産の振興獎勵を圖らねばならぬ。

第二編 財政

第一章 朝鮮總督府特別會計

一 歲計

韓國時代に於ける財政は素亂の極に達し、財政に官中府中の別なく、毎年の歲計豫算の如き一片の形式に止まり、各官廳は任意に支拂命令を發し、特に甚しきは各官廳がその收入を直接支出し、國庫はこれを與り知らぬが如き有様であつた。明治三十七年八月日本財政顧問の就任以來、銳意稅制財政の刷新を圖つたが、容易に其の目的を達することが出來ず、明治三十九年統監府の設置せらるゝや、財政の一大整理を行ひ、同四十年日韓條約の結果、行政の擴張、各種事業の發展に伴ひ、到底其の支出の辨じ難きを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に、總計一千九百六十八萬二千六百一十三圓を無利子無期限を以て貸付けの協約を締結したが、同四十三年八月日韓併合となつた爲、内一千四百二十八萬二千六百二十三圓を授受した。けれども併合當時に於ては經常歲入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつた爲中央よりの補充金を仰ぎ經費を支辨したのであるが、大正三年より五ヶ年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、諸般の整理を行ひ、行政費を節約し、産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲め、諸稅の増徴並に新設を行ひ、同八年度よりは全く補充金を仰がぬまでに至つたが、警察制度の改革其

の他諸般の行政刷新の爲、再び補充金を受くるに至り、爾後昭和十一年に至るまで毎年一千萬圓乃至一千五百萬圓の補充金を仰ぐ状態である。

朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年 度	入		出	
	常 臨	時 合	常 臨	時 合
昭和二年 度	一六五、七三、八七五	四四、一三六、三六六	一五〇、八七九、九〇九	六〇、〇三〇、三〇三
同 三 年 度	一七九、八四、〇三九	四三、九〇二、九〇〇	一六一、八七三、三八一	六〇、八七三、六九八
同 四 年 度	一九五、九七、〇〇五	四四、八七三、八四〇	一七六、五八、六四四	七〇、二九四、一九九
同 五 年 度	二〇二、〇五、七五〇	四七、六七二、二四三	一八六、六七二、八二七	五三、〇五六、九五六
同 六 年 度	二〇六、三三、三三七	三三、六〇三、〇〇〇	一八六、六二八、四八三	五三、二九五、一三四
同 七 年 度	一七九、五五、九八八	四〇、五八三、六三九	一六四、三六四、八〇六	五五、八五五、八二二
同 八 年 度	一八四、四八、一五八	四七、五四五、五七一	一七〇、〇九七、三九六	六一、九二九、六五三
同 九 年 度	三三、五八八、三三八	五九、六九六、一三四	一九五、三五五、三三九	七九、二七九、三三三
同 十 年 度	二四〇、四六三、四二七	四九、八〇三、九七七	二二〇、九九一、〇七〇	七九、二七六、三四四
同 十 一 年 度	二六九、九八八、九四一	五九、〇四一、一〇一	二四四、一四一、四二八	九四、八六一、六二四

二 公債

朝鮮總督府特別會計は併合以來大いに膨脹し、其の收入及中央政府よりの補充金を以てしては到底其の經費を支辨

することが出来ず、公債發行に依るの止むなき状態であつた。明治四十三年度末に於て朝鮮總督府特別會計の國債額は二千百七萬餘圓であつたものが、昭和十一年度首めは五億一千六百七十萬圓に達し、諸般施設の改善と産業振興途上にある朝鮮としては、今後も猶國債の増加は避け難いことで、國債の元利金支出が歳出の重要費目を占むるに至つたことも亦當然の歸結であらう。

朝鮮總督府公債及借入金 (昭和十一年度首現在)

種類	發行又は借入年月日	利率	起債金額				十一年度首現在
			新規借	替借	替普	通	
起業公債	自明治四十一年至大正二十二年	四分乃至四分	1,000,000	1,000,000	4,250,000	6,250,000	
事業公債	自大正十一年至昭和十一年	四分乃至四分	500,000	1,000,000	1,100,000	2,600,000	
行政整理賜金債	自大正十四年至昭和七年	五分	500,000	—	1,100,000	1,600,000	
朝鮮早救濟費借入金	自大正十年至大正十五年	四分乃至七分	—	10,000,000	11,000,000	21,000,000	
朝鮮貴族養育金	昭和四年	五分	—	—	1,000,000	1,000,000	
滿洲事件公債	昭和八年	四分	1,700,000	—	—	1,700,000	
第十三回英貨興業債券元利拂爲替差損補給公債	昭和八年	四分	—	—	—	—	
合計			2,200,000	2,000,000	6,350,000	10,550,000	

備考 括弧内は韓國政府より繼承したる分にして新規起債より除外す。

右の公債の内起業公債は道路の改修・水道の敷設・金融機關の補助・土地調査費・病院其の他の補助に充てたるものにして、事業公債は日韓併合後海關工事・鐵道建設改良・道路修築・平壤鐵業所擴張・醫院新築・警備電話・監獄新營・鹽田擴張・煙草專賣創業・砂防工事・電信電話整備費に充當し大正八年八月事業公債特別會計法の公布に伴ひ、朝鮮事業公債特別會計法は廢止せられ、朝鮮に於ける國債は中央政府に於て一般事業公債と統一整理せらるゝに至つた。而して朝鮮總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行又は借入金の限度は當初五千六百萬圓に制限せられてゐたが、後公債支辨事業の進捗に伴ひ逐次限度の擴張を行つたのみならず、昭和八年四月以降は事業費補加に要する經費をも支辨し得ることゝなつたが、更に道路修築改良・治水事業・鐵道建設及改良・砂防事業・北鮮開拓事業の爲昭和九年三月公債發行限度を六億六百二十萬圓、昭和十年三月六億一千五百八十萬圓、昭和十一年六億九千六百二十萬圓に増加した。

三 租 稅

韓國併合前に於ける朝鮮の租稅は、地稅と戶稅が主なるものであつたが、その制度は實に不完全にして、法規の不備、官憲の私曲の爲に、一方に於ては租稅の誅求あり、他方に於ては公課の脱漏あり、國民負擔の均衡を失し、經濟の發達を阻害すること大なるものがあつた。そこで明治三十七年日本の保護の下に立つてからは、銳意稅制の整理及徵稅方法の改善を行ひ、課稅の公平、負擔の適正を圖ることを期し、漸を追うて面目を改めて居る。即ち大正十五

年に於て將來に於ける朝鮮國稅體系の根本方針が決定せられ、これに基き昭和二年先づ營業稅及資本利子稅を創設して收益稅制度の整備を圖り、續いて消費稅に於て骨牌稅の創設、交通稅に於て登録稅・印紙稅取引稅の改正を行ひ、昭和九年度に於て租稅體系の中樞たるべき第二種及第三種所得稅を創設する外、相續稅・清涼飲料稅を設け、地稅・酒稅の改正を行ひ、こゝに多年の懸案であつた國稅の體系は全く整備せられ、負擔の均衡をも實現せらるゝ事となつたのである。かくて現行國稅の種類は、直接稅に地稅・所得稅・營業稅・資本利子稅・相續稅・取引所稅、間接稅に酒稅・砂糖消費稅・清涼飲料稅・關稅・噸稅・出港稅・骨牌稅・交通稅に登録稅・取引稅・印紙稅・朝鮮銀行券發行稅の合計十八種となつて居て、これを内地の稅種と比較するに織物消費稅を缺き、關稅の一種として移入稅を存する點を除いては全然同一となつたのである。而して明治四十四年度の租稅歲入豫算額は一千八十七萬一千圓に過ぎなかつたものが、昭和十一年度に於ては五千九百六十七萬五千圓となり、實に併合當時に比し約五倍半の増加になつて居る。從來稅務事務は地方一般行政廳で取扱はれて來たが、一般所得稅の創設を機とし、稅務機關の獨立を見るに至つた。新機關の組織は京城・平壤・大邱・光州及咸興の五箇所に稅務監督局を置き、その下に九十八箇所の稅務署を置き、稅務監督局は稅務署を統轄し、稅務署は稅務の第一線に立つて直接民衆に接することになつた。

第二章 地方財政

一 道

朝鮮の地方團體には、道(内地の府)、府(内地の市)、邑面(邑は内地の町に、面は村に當る)、學校費(朝鮮人の教育)、學校組合(内地人事務を處理す)、學校組合(内地人事務を處理す)、學校組合(内地人事務を處理す)

事務を處理す)がある。道は昭和八年四月一日新に設けられた制度にして、從來の道地方費の事務を繼承し、汎く道の公共事務を處理し得るに至つた。道の財政は内地の府縣に比すれば未だ著しく財源に乏しいのであるが、交通・産業・教育衛生等の開發の初期とも謂ふべき朝鮮の現状に於ては、道に於て施設すべき事業の範圍は却て廣汎である。道の財政は道稅を主とし、國庫補助金・使用料手数料等を以てその歲入に充て、各般の事業費を支辨するのである。昭和五年度の歲計は歲入出各三千二百五十六萬餘圓であつたが、昭和六年度からは向ふ三箇年を期し、窮民救済の目的を以て土木事業を企劃し、預金部資金、其の他の起債に依り、これを實施し昭和九、十兩年度に於ても引續き窮民救済土木事業を起し昭和十一年度に於ては地方振興土木事業を實施することとし昭和十一年度道豫算は六千二百八十四萬四千餘圓に上つたのである。昭和十一年度地方稅整理の結果道稅の種類は、地稅附加稅・第一種所得稅附加稅・營業稅附加稅・鑛稅附加稅・戸別稅・家屋稅・林野稅・特別所得稅・屠場(屠畜)稅・漁業稅・車輛稅・不動産取得稅の十二種、二千四百四十一萬六千餘圓、即ち經常歲入の約八割を占めてゐる。道の收益財産は未だ僅少の額に過ぎないが、韓國併合の際各府郡島に配與せられた臨時恩賜金千七百三十九萬八千圓を基金として維持し、道知事之を管理して、其の利子年額約百萬圓を道費に受入れて、授産・教育・社會救済の資に充て、居る。

二 府

府の經濟は之を一般經濟と特別經濟とに區分し、特別經濟は更に第一部特別經濟と第二部特別經濟とに區分せられる。一般經濟に於ては府稅・使用料及手数料其の他の收入を財源として府勢の進展、文化の發達に伴ふ都市的施設に努めた結果、現在に於ては道路橋梁の維持修繕・市區改正・傳染病院・隔離病舎・墓地・火葬場・公園・市場等の經

營・消防・行旅死亡人・遺棄兒等の救済・貧民救助・傳染病豫防・上水道・下水道・病院・汚物掃除・公益質屋・公設浴場・公設宿泊所・公設市場・公設運動場・共同洗濯場・人事相談所・職業紹介所・簡易食堂・府營住宅・圖書館・青年訓練所等の施設を爲し、平壤府に於ては電氣・電車及乗合自動車事業を、大邱府では乗合自動車等を經營して居る。昭和十一年度に於ける府の一般經濟豫算は通計して二千十五萬三千四百圓に達して居る。而して經常歲入の主たるものは、府稅使用料及手数料であるが府稅として賦課するものは、國稅及地方稅の附加稅と特別稅で、左の種類、制限に依り賦課することが出来る。

地稅附加稅	地稅の百分の六十八
所得稅附加稅	所得稅の百分の十四
營業稅附加稅	營業稅の百分の八十
取引所稅附加稅	取引所稅の百分の三十五
礦稅附加稅	礦區稅の百分の七但し礦區の分合ニ因る場合を除くの外礦業權設定の登録ありたる月より起算し三年間は礦產稅の百分の十
家屋稅附加稅	家屋稅額
車輛稅附加稅	車輛稅額
特別所得稅附加稅	特別所得稅の二十一の十四
不動産所得稅附加稅	不動産取得稅の百分の二十五
戶別稅附加稅	府稅總額の百分の四十五

特別稅としては府の實情に鑑み、別に稅目を設けて賦課するものであるが、現に存する稅種は特別營業稅、雜種稅、遊興稅、埋築免稅地坪數割、土地増價稅又は土地坪數割である。

第一部特別經濟は府内の内地人教育に關する經濟を分別したもので、各府を通じ、小學校・高等女學校・實業學校

實業補習學校・幼稚園を經營して居り、其の豫算は昭和十一年度に於て四百八十萬五千八百八十一圓に達して居る。

第二部特別經濟は、主として府内の朝鮮人教育に關する經濟を分別したもので、初等教育施設たる普通學校及實業補習學校を經營して居る。昭和十一年度豫算は各府を通じ、三百三十一萬七千七百十六圓となつて居る。

三 邑 面

邑面はその邑面に屬する收入を以て、邑面の必要なる費用及法令に依り邑面の負擔に屬する費用に充て、仍不足あるときは、邑面稅及夫役現品を賦課徴收し得るのであるが、邑面稅として賦課することを得るものは、國稅及道稅の附加稅、並に特別稅である。而して特別稅の主なるものは、特別營業稅及雜種稅であつて、其の他臨時的性質のものとしては、土地坪數割・建物割・段別割等がある。現在邑の數は四十七、面の數は二千三百二十七あるが、昭和十年度に於ける邑面の豫算は總額二千五百七十八萬九千六百七十二圓(内邑の豫算四百七十九萬二千三百三十六圓)にして、現在邑面の所有する基本財産は現金一千五百三十二萬二千三百六圓二十六錢、土地・家屋・山林とを合して三千二百九十五萬四千六百四十九圓六十六錢に達する。邑面事務中共通したる主なるものは、土木に於て道路・橋梁・渡船及堤防・排水・勸業に於て模範林・苗圃・市場・採種田番・蠶業・造林・畜産、衛生に於て屠場・墓地・火葬場・隔離病舎・上水下水・清潔消毒・傳染病豫防、警備に於て消防及水防等で、その他特殊のものとしては、電氣・公會堂・公園・運動場・荷揚場・繫船場・港灣又は行旅病舎等を經營して居り、最近に於ては青年訓練所の設立經營等、漸次事業内容の充實擴張を示して居る。

四 學校組合

學校組合は法人であつて、其の區域内に住所を有する内地人を以て組合員とし、其の監督を受け、法令の範圍内に於て、主として内地人の教育に關する事務を處理し、従前から屠場・火葬場・墓地等を經營し來つた組合に對しては、附帶事業として當分の内其の繼續を認めて居る。組合は營造物の使用に付使用料を徵收するの外、組合財産より生ずる収入、組合に屬する収入を以て其の經費を支辨し、仍不足する場合は組合費及夫役現品を賦課徵收するを原則とするが、多くは創立日猶ほ淺く、収益財産として見るべきものがない爲主要財源は常に組合費の負擔に俟つの餘儀なき狀況に在り、中には維持困難なものがあるので、主として經常費に對し年々國庫より補助を與へつゝあるが、その額が甚だ少額で、授業料収入と合せて、組合費總額の僅に三割九分六厘強に當るに過ぎない。然るに時運の進展に伴ひ、内地人教育の完備充實を期する必要上、組合の財政は益々膨脹し、従つて組合員の負擔は年と共に増加しつゝあり、昭和十一年度の學校組合數は四百四十六に達し、其の昭和十年度豫算は通計して三百八十一萬三千二十二圓に及び、一戸當平均負擔額十五圓四十七錢となつて居る。

五 學校費

學校費は普通學校、其他朝鮮人の教育に關する費用を支辨する爲各郡島に置くもので、學校費は賦課金・使用料補助金・財産收入及其他の収入を以て財源とするものであるが、學校費の經營する學校數は昭和十年五月末現在に於て公立普通學校二千二百六十九、實業補習學校九十四を算して居る。昭和十年度に於ける總經費に對する財源の割合

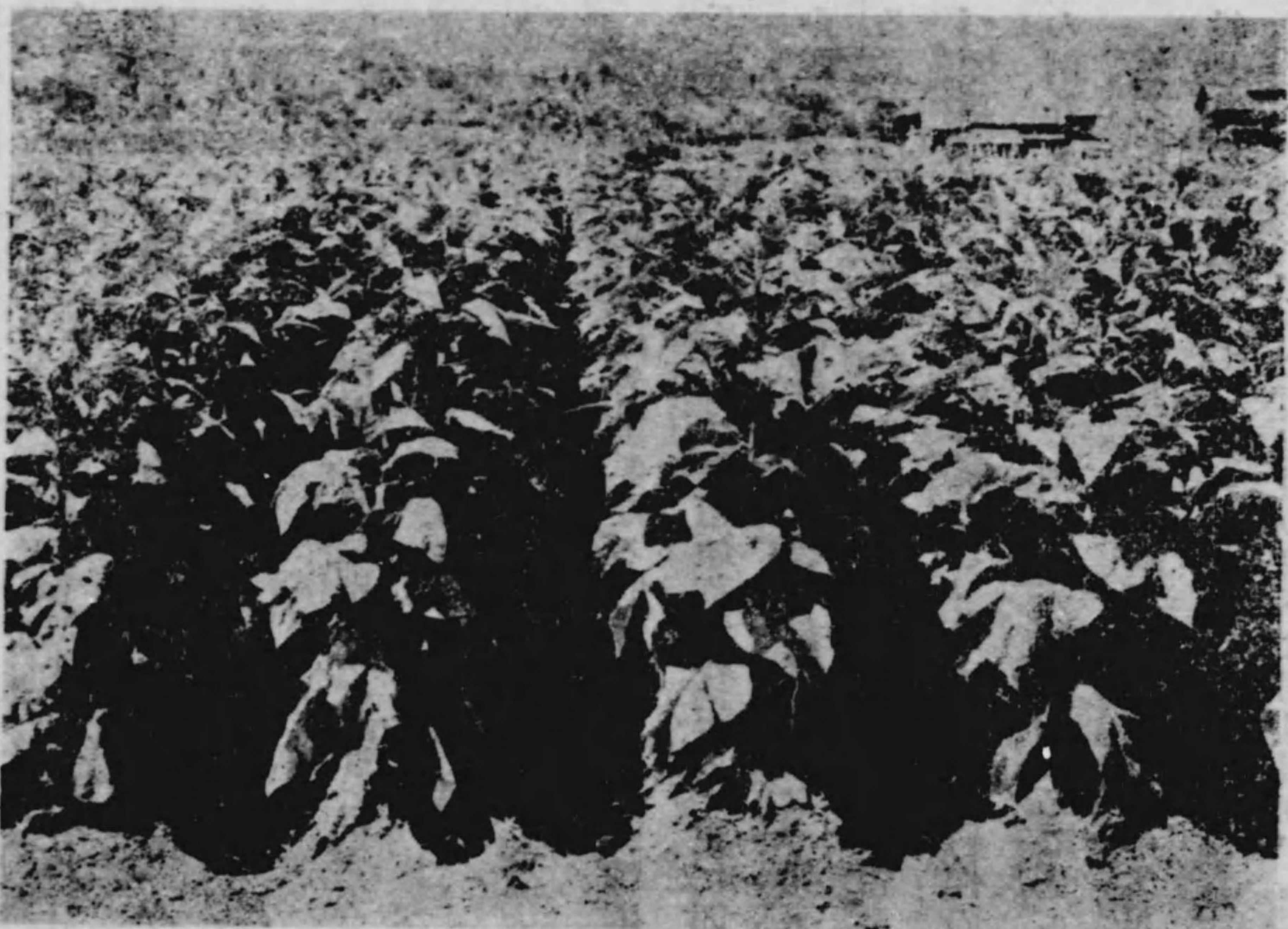
を見るに、補助金は總額の四割九分強を占め、賦課金一割八分強、授業料収入の一割七分弱之に亞ぎ、其の他は寄附金、財産收入、雜收入で、昭和十年度の學校費歲計總額は一千八百十三萬二千六百六十五圓であり、一戸平均賦課は八十七錢一厘であるが、その經費は年々増加の一方に在り、民力の現状より見てその負擔は決して輕からざるものである。

第三章 專賣

一 煙草

煙草は朝鮮に於ける重要な財源であつて舊韓國政府は煙草耕作税及販賣税を制定したが、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施した。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難であるのに、當時朝鮮の民度及慣習を考察するときは直に之を執行するを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完璧を期することとしたのである。

然るに專賣實施後相當の年數を経過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年度限り何れも廢止



忠北の煙草

し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して朝鮮種・内地種・黄色種の三種とし製造煙草の賣行増進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つたのである。而して昭和十年度は平安北道及咸鏡南北道を除く十道、七十郡、一邑三百七十九箇面に互り、耕作面積一六、三六七町步其の收量二一、九二一、一〇二疋、賠償金七、三四八、七九六圓となつた。而して專賣實施以來政府は技術員の増配、耕作獎勵金の交付を爲し指導獎勵を加ふる外、煙草耕作組合に專賣事務を補助せしめ、之に對して交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある一面に適當に耕作面積を増加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

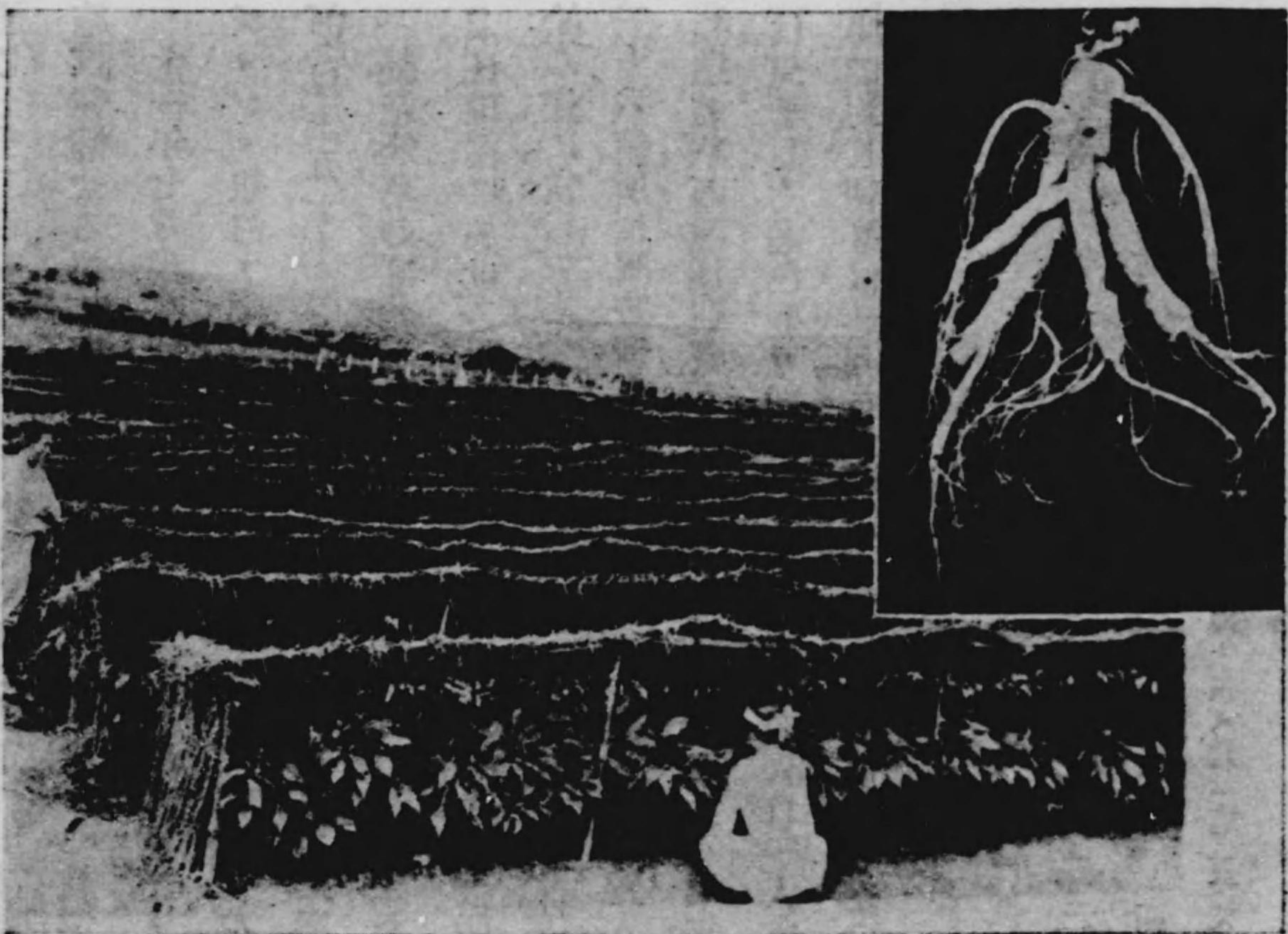
煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方各專賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、従事職工は男女工を

通じ三千二百餘名を算し、此等職工に對しては賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等の諸施設完備せるが故に職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある

十一年七月現在製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ピジョン・銀河・蘭・マコー(以上十本入)メープル及軍隊等用のいさを(以上十五本入)圓罐カイダ・ピジョン・銀河(以上五十本入)荒刻煙草不老煙(三十瓦入)長壽煙(六十五瓦及三十瓦入)囂煙(百四十瓦入)の十七種である。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力して來た所であつて屢々販賣機關の配置變更が行はれたが昭和十一年七月末日現在に於ける販賣官署は地方專賣局四、出張所二十三である。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所所在地三百三十六箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとなつた。最近五箇年間に於ける製造煙草の種類別賣上高を擧ぐれば左表の如く累年著しく増加を示しつゝあり、然れ共之を内地臺灣に比較するときは尙著しく遜色あり即ち最近一箇年間の人口一人當の消費金額を擧ぐれば内地四圓二十七錢五厘、臺灣三圓十八錢六厘に對し朝鮮は一圓八十四錢七厘に過ぎず尙増進の餘地あるものと思考する。

種別	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	計
口付	千本 五、七〇七、七〇七 円 二、七三三、八四〇	千本 一、三三三、八四〇 円 一、三三三、八四〇	千本 一、三三三、八四〇 円 一、三三三、八四〇	千本 一、三三三、八四〇 円 一、三三三、八四〇	千本 一、三三三、八四〇 円 一、三三三、八四〇	千本 一、三三三、八四〇 円 一、三三三、八四〇
兩切	三、二四一、七七一 三、二四一、七七一	三、二四一、七七一 三、二四一、七七一	三、二四一、七七一 三、二四一、七七一	三、二四一、七七一 三、二四一、七七一	三、二四一、七七一 三、二四一、七七一	三、二四一、七七一 三、二四一、七七一
細刻	三、九七六 三、九七六	三、九七六 三、九七六	三、九七六 三、九七六	三、九七六 三、九七六	三、九七六 三、九七六	三、九七六 三、九七六
荒刻	一、四八五、三三九 一、四八五、三三九	一、四八五、三三九 一、四八五、三三九	一、四八五、三三九 一、四八五、三三九	一、四八五、三三九 一、四八五、三三九	一、四八五、三三九 一、四八五、三三九	一、四八五、三三九 一、四八五、三三九
計	一、三三三、八四〇 一、三三三、八四〇	一、三三三、八四〇 一、三三三、八四〇	一、三三三、八四〇 一、三三三、八四〇	一、三三三、八四〇 一、三三三、八四〇	一、三三三、八四〇 一、三三三、八四〇	一、三三三、八四〇 一、三三三、八四〇



開城の人参栽培

二 紅 蔘

人蔘は朝鮮では、殆ど各道に亙つて産出するのであるが、古來高麗人蔘と稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生産されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。

紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進歩を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

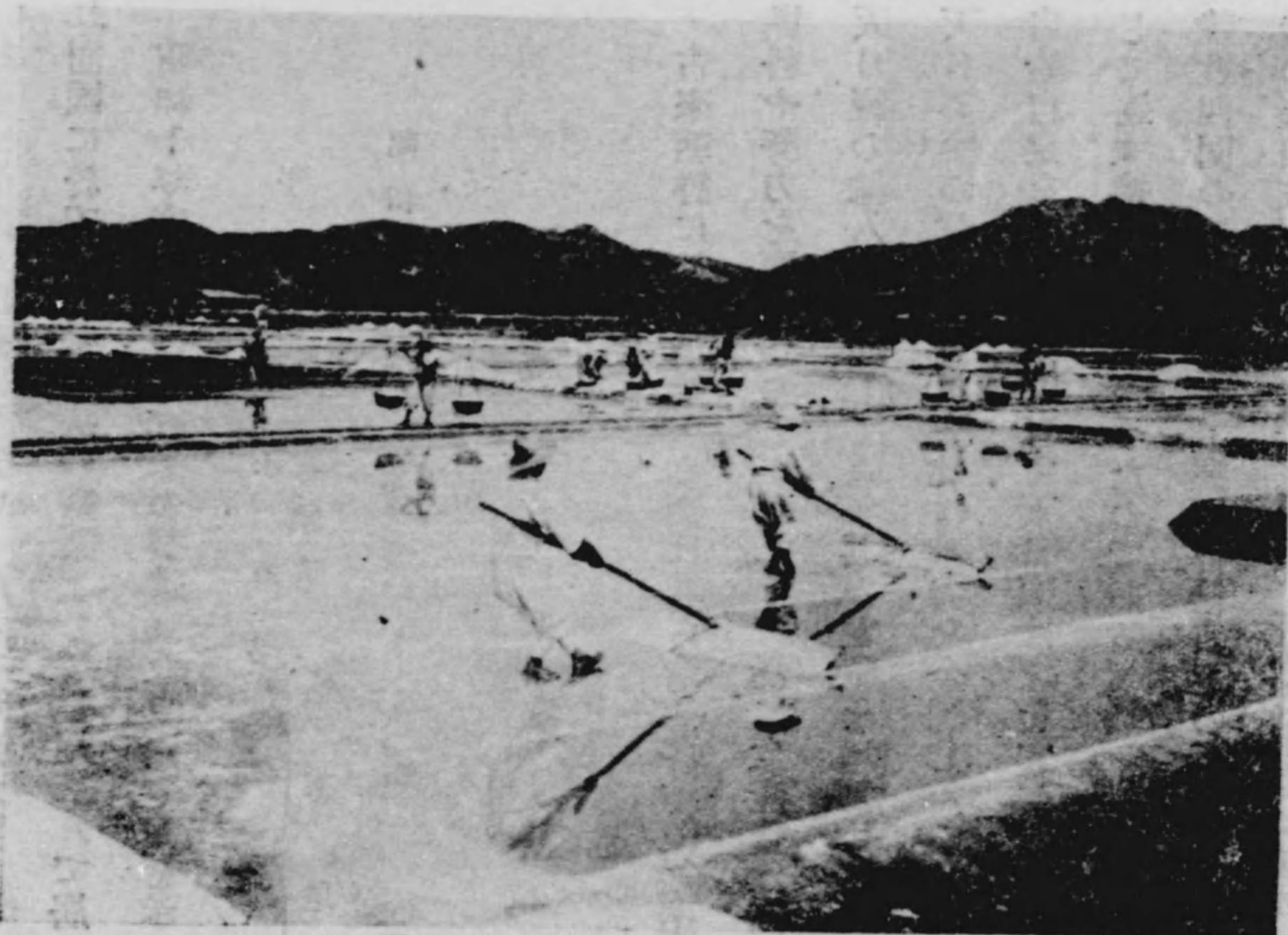
人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を経過しなければ收穫することが出来ないもので、其の製法に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を搔ぎとり單に日光に乾かして製造するのである。

紅蔘は價高く白蔘は價安い。兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。昭和十年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	水 納 高 蔘	製 造 高	販 賣 金 高	副 産 物 計
昭和十年度末	二四、六六三	紅 蔘 三、八九五 尾 蔘 一、三、七四 紅 蔘 一、六〇、四〇六	四〇、三二八	四三、〇〇〇
				一、七〇、七六八

三 鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ幼稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五年頃から漸次安價な支那天日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を増加するに至つたのである。仍て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試験は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかかり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通の擴張を爲し得なかつたが、輓近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一、二次擴張計畫）として一千一百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したものが九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更に五箇年繼



廣 梁 灣 鹽 田

續事業(第二次)として一千一百町歩の擴張を爲すこととし所期の目的達成に努めつゝあり。而して昭和十年度末に於ける鹽田の實效面積は二千七百五十五町歩に達し、其の年産額は大體二億二百萬疋内外であるが、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻つて朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬疋であるに對し、官鹽の供給力は一億六千六百萬疋内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千六百萬疋を見込むも、尙一億四千六百萬疋内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ状態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無稅となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であると共に一面自由輸入の爲に、市場に於ける競争を誘發して生活必須品である鹽をして投機の目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不圓滑や鹽價の

亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去すると共に鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸移入に付ては管理制度を採ることとして、昭和五年三月鹽の輸移入管理に關する制令を公布して鹽の輸移入は總て政府の命令又は許可を要することゝ爲つたのである。之に依つて政府は輸移入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽とを併せて其の統制下に置くこととなり、茲に鹽政の確立を期すると共に其の實行上にも之が統制權を把握するに至つたのである。

天日鹽生産高

年 度	廣梁灣(徳洞、貴城ヲ含む)		朱安(南洞、君子ヲ含む)		南 市	合 計
	面積	生産高	面積	生産高		
昭和十年度	一、二五町	二、五八九千石	一、二五町	二、六九六千石	四八三町	三〇、九二六千石
備考	昭和十年度は製鹽上天候良好の爲著しく増産を見たのである。					

四 阿 片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しきが爲容易に之を根絶する事が出来ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の栽培を企てる者があるので、政府は阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造した阿片は政府に收納して特定の製藥業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出來たので、政府は「モルヒネ」類の不正授受を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に

努あだが往々不正の授受行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して治療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲昭和四年九月專賣局官制を改正して京城專賣支局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後「モルヒネ」中毒者も漸次減少し順調に進捗しつゝある。尙罂粟の栽培區域は京畿・江原・咸南・咸北の四道であつて昭和十年度收納阿片は一萬八千三百四十八疋餘である。

	鹽酸モルヒネ	鹽酸チアセチルモルヒネ	醫藥用阿片	計
製	八四、二五〇 _瓦	一 _瓦	五〇三〇 _瓦	八九、二八〇 _瓦
造				
高				
賣	六六、九五五	一二、三八三	七七、七五	八七、二一三
下				
高				

第三編 産業

第一章 總論

朝鮮の自然的諸條件に就いては第一編に於て述べたる如く、河川は概ね舟楫と灌漑の利に富み、地味豊沃にして農業に適し米・麥・豆類・雜穀・人蔘・棉花・煙草・蠶繭・麻・蔬菜・果實等の農産物に富み、沿海は魚族、その他の水産物が豊富であり、特に最近は従來悲觀せられた工業の基礎條件たる動力も有望視せられ、近代工場工業の發達目覺ましきものがある。地下資源も亦豊富であつて金輸出再禁止を契機として金鑛業の發達、特に朝鮮の四大鑛物と稱せらるゝ金・鐵・石炭・黒鉛の産額は急激に増加しつゝある。就中近代交通手段の發達は従來の生産規模を擴大すると共に、商取引を容易ならしめ、滿洲國の獨立と相俟つて朝鮮の對外貿易に一轉機を齎らしつゝある。試みに併合當時と最近に於ける經濟狀態とを比較すれば次の通りである。

經濟力進展一覽 (年末現在又はその年中の數字を示す)

種別	明治四十四年	昭和十年
總生産額	四〇六、二九七 _{千円}	一、七三九、三五七 _{千円} (昭和九年)
貿易額	七二、九四四	一、二一〇、一九九
第三編 産業 第一章 總論		四七

市場取引高	一六七七	二七六、四六三
銀行預金	一九、五四九	四〇四、四五〇
手形交換高	七二、五五五	一六三、五二四
朝鮮銀行券發行高	二五、〇〇六	二二〇、七七七
朝鮮銀行券以外ノ通貨流通見込高	一〇、五三三	九二、二四
國有鐵道收入	五〇一六	九〇、四七〇
會社資本	三九、七六六	九〇、二五五三
耕地面積	二、七〇五 <small>千町</small>	四、五〇〇 <small>千町</small>
米産額	一一、五六八 <small>千石</small>	一七、八八四 <small>千石</small>
人口數	一四、八二七	二二、八九一 <small>千人</small>

而して併合以來昭和九年末までに、朝鮮開發の爲め政府及び民間より朝鮮に投下せられたる内地資本は、總額三十億七千六百餘萬圓に達して居る。これらの數字を通じて見ても、朝鮮の經濟力は著しく進展して居ることが分るが、就中、産業の振興は最も眼醒ましく、昭和十年に於ける各種生産額は左の如くなつて居る。

昭和十年生産額 (千圓以下四捨五入)		一、〇二〇、一四八 <small>千円</small> (昭和九年)
農産物		一一四、〇〇五
林産物		一三三、八八〇
水産物		八八、〇三九
礦産物		

工業産物

六一六、四三五

然しながら未だその生産額に於ても貿易額に於ても、面積及人口の割合より見て、内地は勿論北海道や臺灣に比しても尙遜色があるから、各種産業の振興發展を計ることは最も急務に屬し、朝鮮總督府に於ては、それ〴〵適當なる保護獎勵に努めつゝあり、亦民間に於ても投資經營を行ふものが漸く増加し、今や半島の産業界は、一大革新の機運に向つて居るから、その將來は必ずや刮目して見るべきものがあらう。

第二章 農業

第一節 總論

一 朝鮮の自然と農業

1 地勢 朝鮮は地勢上土地の總面積に對する耕作の割合は内地の約一割六分(昭和九年末調)に比して遙かに多く、總面積の二割強(昭和十年末調)に達して居る。殊に西海岸には干瀉地が多く、これ等の干瀉地は干滿の差多き潮流により絶えず泥土を堆積し、土地の隆起をなしつつあるので、これを耕地に利用する干拓事業は頗る有望視せられて居る。

2 土質 土質は花崗岩、片麻岩よりなるものが大部分で、全土の約三分の二を占めてゐる。而してこれ等の土質は

何れも赭色を帯び、見るからに地味の瘠薄を想はせるが、有機體の缺乏する點に於ては、内地の土壤に比し一般に缺點であるけれども、其の含有養分に於ては必ずしも少からず、加ふるに冬季の嚴寒に配するに夏期の炎熱は土壤の分解作用を促し、且土壤中の養分は降雨少き爲、土中に深く降下滲透すること少く、従つて作物の吸収すべき養分量は割合に多い結果を示して居る。

3 雨濕 降雨に就て見るも、これを内地に比較すれば其の約半分にも足らず、これが爲種植時期が遅れるか、又は旱害に罹る等の不利益は尠くないが、概して作物に最も必要な時期に多量の降雨があり、且雨の少い一面日照時間が多く、空氣の乾燥して居ることは、却つて生産物の品質を良好ならしめ、穀菽類を初めとし、根葉類・根莖類果樹等何れも美味愛すべきものが收穫される。また養蠶も降雨が少く空氣乾燥せる結果、飼育が極めて容易で、内地に於て飼育上困難なりと認めらるゝ品種にても容易に飼育せられ、解舒の良好なる良質の繭を獲ることが出来るのである。更に棉作の如きも乾燥せる風土なるが故に良く栽培に適し、今日の盛況を呈するに至つたのである。

4 氣溫 冬期に於ては随分寒さが嚴しい爲、冬作物に適せぬ不利はあるが、夏期の氣溫は極めて高く、寧ろ内地に比し更に高温である。例へば稲作期間中の温度の如きは甚だ高温にして、且日照時間が多い爲、稻の栽培には極めて好適して居る。故に朝鮮に於ては南鮮地方は勿論、北鮮の國境に至る迄稻の適地でないところはない。

5 水風旱害 農作物が一朝にして暴風雨の害により多大の損害を蒙ることは内地では珍しくなく、殊に二十日、二百二十日前後の暴風雨の襲來は厄日として恐れられて居るが、朝鮮にはこの時期の暴風雨の襲來は殆ど無く、稀に多少の影響を蒙る程度である。従つて風害に伴ふ水害は少いが、たゞ朝鮮の雨期は六月末から七月初めにかけて、一日間に、甚だしきは數時間に二三百耗の降雨量あることが珍しくなく、屢々洪水の害を蒙るのである。幸に其の頃は未だ稻の開花前であるのと、河水の氾濫を蒙るところは河川の下流の地方であるが爲、割合に作物の損失は少い。尤も大正十四年の如きは洛東江の沿岸が流水の緩漫なる爲に幾日も減水せず、稻が腐つた實例がある。かくの如き大水害に當りては、如何に人爲を以て大堤防を築いても、廣き流域に互りての水害の豫防は難事である。朝鮮に於ては水害よりは旱害の方が更に恐しい。これは其の區域が廣い許りでなく、被害が徹底して居るからで、大正八年と昭和三年及同四年の旱害の如き實に慘狀を呈したのである。然し此等の旱害も、水田は水利灌漑の設備改善と、畑は有機質肥料の施用増加並に深耕の普及等、農事の改良進歩によつて緩和に努めつつある。

二 耕地

朝鮮の耕地面積と林野其の他の面積は左の通りである。

總面積	二二、二五八、〇二二町（昭和九年末）
耕地	二、七九六、八九二町（昭和十年末）
林野	一、七〇三、二七九町（同）
其他	四、五〇〇、一七一町（同）
計	一六、三四六、〇〇二町（昭和九年末）
耕地	四一七、七七二町（昭和十年末）
林野	一、四〇六、五三九町（昭和九年末）



朝鮮の農家

備考 耕地の田及び畚面積には土地臺帳未登録地を包含す。火田は林野面積に含む。

總面積に對する耕地の割合は南は多いが北に少く、即ち京畿道は三割強を占め、咸鏡北道は一割一分強に過ぎない。次に耕作者一戸當耕地面積は、全道平均に於て畚が五段六畝弱(昭和九年末に於ける内地は五段六畝步)田は(火田を含む)九段一畝(昭和九年末に於ける内地は四段九畝步)、計一町四段七畝步となつて居り、内地の一町五畝に比すれば頗る多いことになる。尤も地方に依り耕地の割合が違ふことは勿論であつて、南部地方の人口稠密な方面は一戸當一町一段步内外、中部地方は一町九段步内外、西部地方は二町四段步内外、北部地方の咸鏡北道に於ては三町内外に當つて居る。

更に耕地に付其の自作地・小作地別面積の割合を観ると左の如くである。

朝鮮 (昭和十年末)	内地 (昭和九年末)																								
<table border="0"> <tr> <td>畚</td> <td>自作</td> <td>三割二分弱</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>自作</td> <td>六割八分強</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>自作</td> <td>四割九分強</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>自作</td> <td>五割一分弱</td> </tr> </table>	畚	自作	三割二分弱	小	自作	六割八分強	田	自作	四割九分強	小	自作	五割一分弱	<table border="0"> <tr> <td>畚</td> <td>自作</td> <td>約四割七分</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>自作</td> <td>約五割三分</td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>自作</td> <td>約六割</td> </tr> <tr> <td>小</td> <td>自作</td> <td>約四割</td> </tr> </table>	畚	自作	約四割七分	小	自作	約五割三分	田	自作	約六割	小	自作	約四割
畚	自作	三割二分弱																							
小	自作	六割八分強																							
田	自作	四割九分強																							
小	自作	五割一分弱																							
畚	自作	約四割七分																							
小	自作	約五割三分																							
田	自作	約六割																							
小	自作	約四割																							

三 農 業 者

朝鮮の農家戸數は總戸數に對し約七割四分(昭和十年末調)に當り、内地に於ける農家戸數の總戸數に對する割合四割四分(昭和九年末調)に比較すると遙かに多く朝鮮は未だ農業本位の土地であることが判る。今農家戸數を掲げると昭和十年末現在左の通りである。

内地人	八、四一九戸
朝鮮人	三、〇五五、四三三戸
滿洲國人及中華民國人	二、六三七戸
計	三、〇六六、四八九戸
更に地主、自作農及小作農別に示せば、昭和十年末現在に於ては次の通りである。	
自作	五四七、九二九戸
自作兼小作	七三八、八七六戸
小作	一、五九一、四四一戸

火田民	七六、四七二戸
被備者	一一一、七七一戸
計	三、〇六六、四八九戸

四 小作慣行

1 小作人と地主との關係 小作は唯古來の慣習に依つて行はれ今日に及んだもので、然も其の慣習は階級制度の強烈な時代の遺物であつて、地主に對する小作人の地位は絶對服従である。殊に朝鮮に於ては元來土地が瘠薄なる爲、小作者は經營上の必要から、成るべく多くの面積を耕さんと欲し、地主又は舍音に對し、唯命維れ違ふと言ふ態度に出で一層屈從的態度を持して居たのである。

2 小作の種類 小作は各方面から見ても色々の分類をなす事が出来るが、今小作料の徴收方法に付てこれを見る時は、左の三種に分けることが出来る。

イ 定租法 年の豊凶に拘はらず一定の小作料を納むる方法であつて、從來主として驛屯土、宮土等に行はれたが、民有地に在りては地主が遠隔の地にあるとき、又は灌溉の便ありて收穫安全なる地方にして旱水害なき土地に於て行はれて居る。

ロ 執租法 毎年作物の收穫期に於て地主若は舍音(農監)が、小作人と立會の下に小作地の立毛に付收穫量を檢見し、場合に依れば坪刈をなして小作料の徴收をなすのである。

ハ 打租法 收穫の際地主又は舍音が小作人と立會の上收穫物を分益するもので、地稅及種子の負擔關係等によつて分配率に多少の差はあるが、多くの場合生産物を折半する。即ち今其の二、三の例を上ぐれば(一)收穫物を折半して地稅を地主に於て負擔するもの、(二)地稅種子代を地主が先取して其の殘餘を折半するもの、(三)地主地稅を納め小作人が種子代を負擔し收穫物を折半するもの(四)束分として着穂の儘分配し、藁の半量をも地主に於て收穫するもの、(五)地主種子を負擔し小作人藁の全部を收穫し地稅を納め收穫高を折半するもの、(六)地主地稅を納め小作人種子を負擔し藁の全部を收穫し收穫高を折半するもの等である。

3 舍音の弊と小作爭議 舍音は地主と小作人の間に介在する土地管理人の在來名稱にして、其の土地管理制度は古くから發達し、地主側にとつては必要な機關とされて居るが、一面には弊害の甚だしきものがある。即ち小作地の異動を勝手に行ふとか、小作料に付不當利得をなすとか、又は小作人を脅威する諸種の惡辣な手段を講ずる等のとが少くない。

朝鮮に於ける小作爭議は小作權の引上反對に因るもの多きも尙小作料の値上反對、小作料の値下要求小作料の怠納公租公課の負擔關係等に因るものもあるが、其の内容は寧ろ地主側に無理な場合が多い。

4 小作人保護施設 地主の小作人保護施設の主なるものを掲げると、一、農産物・苗代・堆肥・稻多收穫の品評會
二、舍音の改廢・優良小作人の選奨、三、肥料の無償配付又は貸與、四、農事低利資金貸與、五、地主の採種番設置、六、紫雲英・青刈大豆其他の綠肥奨勵、七、副業奨勵、八、米穀販賣斡旋及玄米奨勵、九、耕牛の預託又は貸付、十、内地又は先進地の視察員派遣等である。尙昭和九年には農地令を制定したが、農地令は耕作を目的とす

る土地の賃貸借に之を適用し主として合音其他小作地管理者の取締、小作期間賃貸借に基く權利義務の相續賃貸借の效力小作地の轉賃借小作料の輕減免除、檢見制度、小作地の毛上收去、府郡島小作委員會等に關する規定を設け小作關係の整調確立を期して居る。

五 農業の位置

朝鮮の農業は朝鮮産業の中樞をなして居る。即ち昭和十年に於ける生産物の價額は農産物十億二千十四萬八千圓、(昭和九年)林産物一億一千四百萬五千圓、水産物一億三千三百八十八萬圓、鑛産物八千八百三萬九千圓、工産物六億一千六百四十三萬五千圓で農産物は實に總生産額の五割以上を占めて居る。今農産物中主要なるものに付その生産額を示せば左の通である。

主要農産物生産物調

種 別	昭 和 十 年		昭 和 九 年	
	數	價	數	價
米	一七、八八四、六六九 ^石	一六、七二七、二三八	一六、七二七、二三八	四、八九五、七二四 ^圓
麥	一、二、三、一一、二九六	一一、二、一六、九四三	一一、二、一六、九四三	一一、九〇二、一八〇
豆	五、五七六、七六五	四、九二九、八三二	四、九二九、八三二	七、八二〇、五三七
粟	四、八六〇、七四七	三、七七一、七三〇	三、七七一、七三〇	五、七九七、五七〇
陸地棉	一六、九九四、八八八 ^斤	一一、〇、七、七三、八八九 ^斤	一一、〇、七、七三、八八九 ^斤	二、九、二、五、八、九四

馬	一六〇、五六三、二二三 ^頭	一一、三、六、九、三、二二八	一九、八、四、七、五、一三 ^圓	一、三、〇、七、九、九、三三 ^圓
蹄	一六三、七、一九六、八〇	一六〇、七、〇、五、七、〇七	一三、七、三、三、四、三七	一一、八、九、八、一、七八
蘿蔔	一〇四、九、六、五、〇七八	一〇八、五、二、九、二、五五	一一、六、六、七、三、七〇	一一、三、〇、七、一、二六
白菜	一九〇、九、二、三、三三	二、一、二、六、一、六二	一九、二、四、四、二、七五	二〇、七、五、一、〇二
家蠶	二、一、三、八、五、五、六〇 ^担	三、三、九、八、九、〇、八八 ^担	一六、〇、三、七、九、五、二	一〇、〇、二、七、八、五、一
家蠶繭	一、六、七、九、四、七〇 ^担	一、六、七、一、八、五 ^担	二、三、八、七、二、五、七二	二、二、四、四、六、七、五
牛	一、六、一、六、四、〇、八	一、五、八、三、五、一、三	一一、五、四、六、六、九、九	九、一、八、六、八、五、九
豚	七、一、七、二、四、七	七、一、七、八、七、二五	八、九、一、二、五、一、四	八、〇、九、三、七、二、八

また貿易の状態を見ても、米・棉花・繭・畜産物・絹絲・綿絲・肥料其他原料品及加工品の輸移出額は、總輸移出貿易の約七割を占めて居る。されば農業の開発は朝鮮半島の富源であつて、多數民衆の幸福に關すること頗る大なるものがある。

六 土地改良事業

1 國有未墾地の貸付及付與 干瀉河邊又は山麓傾斜地に於て民有に屬せざる可耕地の存在するものが尠くないから、これ等未墾地を開拓し、土地の利用を完からしむる必要を認め、保護政治の初期に於て國有未墾地利用法を發布し、開墾利用を條件とし未墾地の成功する迄一定期間貸付し、料金を徴して事業成功後は無償又は有償にて付與することとした。干瀉地の各道合計面積は約二十萬町歩にして、内開墾可能見込面積七萬三千三百五十七町歩とな

つて居る。公有水面の利用は周到なる用意の下に施行するに於ては、營利事業として充分の價値を有するものなると共に、國土の擴張・過剰勞力の調節等國益の増進に寄與する處少からざる事業であるから、有力なる企業家に於て之を利用せんとする者漸次増加しつゝある。

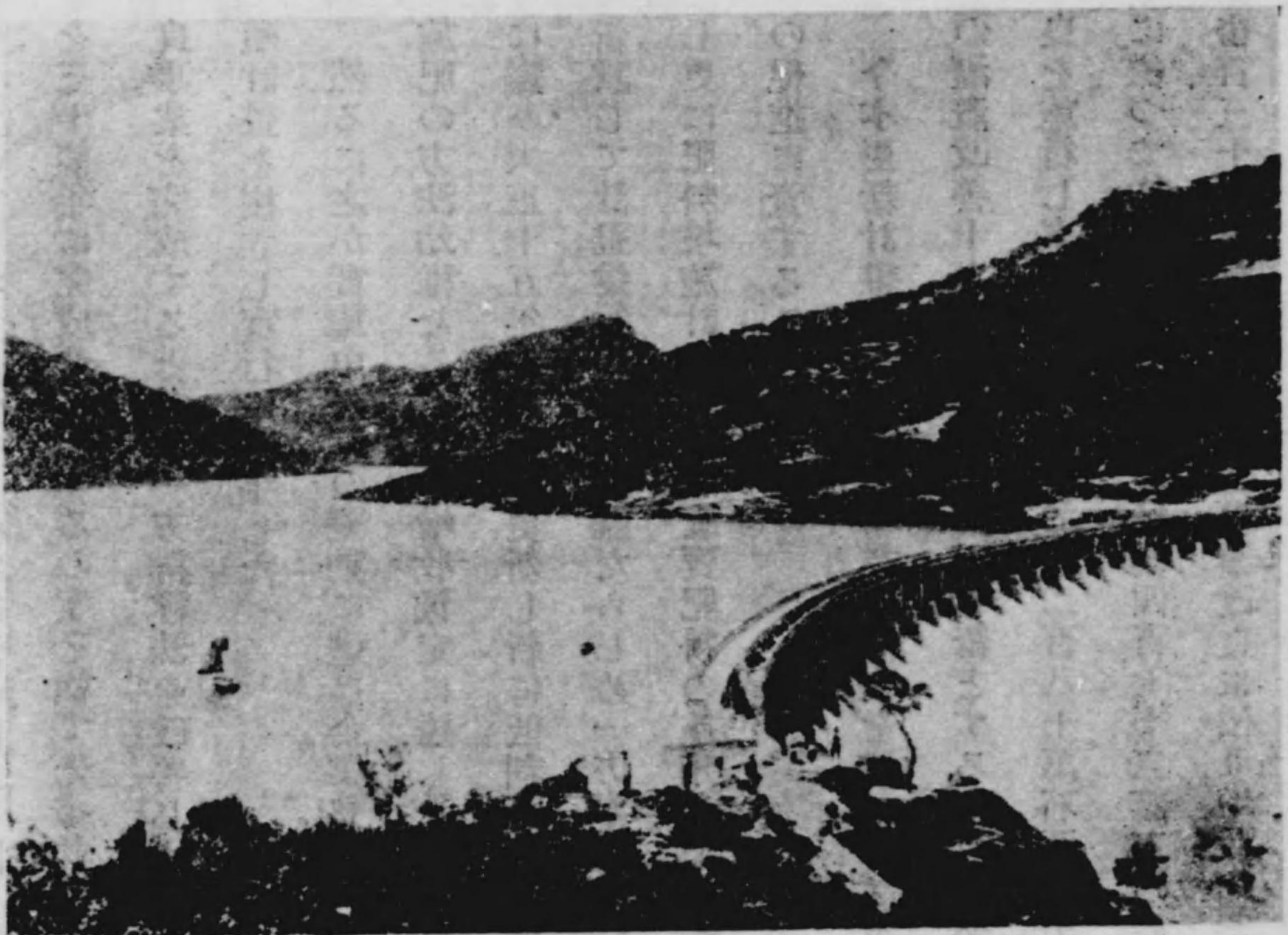
2 堤堰・沢の修築 在來の主なる水利灌漑の設備は堤堰・沢にして其の數堤堰は六千餘、沢は二萬餘を算した。けれどもこれ等は殆ど荒廢に歸し、用を爲さざる状態であつたから、始政後に至り地方廳の調査設計と國庫の補助並に蒙利者の賦役を促し、指導獎勵を加へたる結果、大正八年度末迄に修築を加へた堤堰一千五百箇所、沢四百四十箇所、灌漑面積五萬二千町歩に達した。大正八年以後は地方廳に財源を移付し、地方廳をしてこれが助成に當らしめたが、仍徹底しないので、更に昭和五年度より道地方費に對し國庫補助金交付の途を開き、道費と併せて工事費の約五割程度の補助金を交付する事とした。

3 水利組合の設立及其の助成 水利組合條例發令せられたるも民度低き農民間には共同施設を爲すもの少く、偶々内地營農者漸次移住し、大規模の農事經營を企畫する者増加すると共に、水利組合設立の機運漸く動くに至つたので、大正六年朝鮮水利組合令を發布し舊條例に代へた。けれども調査設計が不完全にして、また經營費も多額を要した爲、水利事業は甚だ不振の状態にあつた。依て大正八年四月水利組合補助規程を制定し、政府に於て事業の調査設計を施行すると共に、大正九年産米増殖計畫を樹立し、工事費補助を國庫より下付することとした。更に大正十五年に至り、産米増殖計畫を更新し、従前に比し一層保護獎勵を厚くすることにした。而して昭和十一年三月末現在の水利組合百九十二箇所、其の區域總面積二十一萬八千四十二町歩に達したのである。

4 開墾干拓事業補助 開墾干拓の事業助長に付ては従來國有未墾地及公有水面の貸付付與並に水利組合が行ふ開墾事業に對し補助金を交付するのみであつたが、大正九年十二月土地改良事業補助規則の制定せられてより企業主體が水利組合たると個人企業たるとを問はず工事費五千圓、施行面積十町歩以上なるときは開墾三割干拓五割(昭和三年度迄三割)の補助金を交付することとなつて居る。

5 産米増殖計畫 朝鮮に於ける産米の増殖は最も緊要なる事業であるに拘らず民度及政府財政の關係等に依り之が獎勵助成充分でなかつた爲耕地に對する灌漑の設備は甚だ不完全で天水畚が其の大部分を占め従つて栽培法も自然粗放に流れ品種の改良及施肥の増加等到底望み難く水稻生産高は平均反當糶一石に満たない状況であつた。

總督府に於ては叙上の實情に鑑み大正九年鮮内に於



東津水利組合の雲岩貯水池

ける米の需要増加に備へ且農家經濟の向上を圖り併せて帝國食糧問題の解決に資せんが爲め八十萬町歩の改良擴張を三十箇年に完成せんとするの案を樹て先づ其の第一期計畫として十五箇年を期し四十二萬七千五百町歩の土地改良事業を完成すると共に一方耕種法を改善し兩者相俟つて約九百二十萬石の産米を増加せんとする所謂朝鮮産米増殖計畫を樹立し實行に着手した。

然るに之が實施中財界の變動に遭ひ企業熱頓に衰退し且一般金利高率なる爲め事業採算頗る困難となり又耕種並に施肥の方法幼稚なる爲め其の増收豫定に達しない等實行上諸種の障礙を來し事業の進展豫期の如くならざるものあるに鑑み大正十五年本計畫を更新し新に低利資金を斡旋供給して企業資金の圓滑を圖ると共に總督府に土地改良部を新設して計畫遂行の特務機關たらしめ一方事業代行の機關を創設して事業施行地の測量設計並に工事監督を周到にし更に肥料増殖計畫を樹て販賣肥料の施用を増加せしむると共に自給肥料の増殖其の他の農事改良を促し以て事業の促進に資することとした。

今本更新計畫中土地改良事業の概要を述べれば本事業は大正十五年度以降十二箇年(完成十四箇年)を期し既成畝の灌溉改善十九萬五千町歩、田を畝とする地目變換九萬町歩、開墾及干拓六萬五千町歩合計三十五萬町歩の土地改良を施行し事業完成に依つて約二百八十萬石及右土地改良施行區域に對し施肥の増加並に耕種法の改良を行ふことに依つて約百九十二萬石合計約四百七十二萬石の産米増殖を圖らんとするものであつて本更新計畫は以上の外既成畝百三十九萬町歩に對する農事改良に依り増收約三百四十四萬石を豫定し之を加算し約八百十六萬餘石の産米増殖を期したものである。

而して土地改良事業に要する所要資金總額は二億八千五百三十三萬四千圓の見込であつて此の中國庫補助金六千五百七萬圓及企業者に於て調達すべき資金二千二百六萬七千圓を控除した殘額一億九千八百十九萬七千圓に對しては政府に於て資金の斡旋を爲すこととした。

因に本計畫は米穀事情の變遷に鑑み昭和七年七月計畫遂行の特務機關たる土地改良部を廢止し其の事務は之を農林局の所管として規模を縮小し尙昭和九年に至り内外兩地に於ける急迫せる米穀事情の解消する迄此が計畫の遂行を中止することとし事業代行の機關たる朝鮮土地改良株式會社は之を解散した。

七 肥 料

朝鮮の農業は、最近に於て著しく進歩したが、主なる農産物の反當收穫高を見ると、其の收穫高の多くは、内地の半にも過ぎない状態である。

其の原因には、種々あらうが、肥料の缺乏が最大原因であつて、始政以前に於ける朝鮮の農業は、所謂掠奪農法であつて、全く天然力に依り收穫を擧げて居た爲、地力は極端に消耗されて居るので、始政以來先づ地力の恢復を圖る爲、目給肥料の増産に努めて來たのであるが、大正の末期迄は未だ其の徹底を缺く嫌ひがあつた。併し産米増殖計畫の更新・産繭百萬石計畫・棉作獎勵計畫・田作物獎勵計畫の樹立等の進展に伴つて、益々肥料増殖の緊要である事を痛感し、昭和元年本府に於ては、積極的肥料改良増殖獎勵計畫を樹て、根本方針として自給肥料の増産を圖り、尙不足する肥料分は適當なる販賣肥料を以て補給することとしたのである。

即ち自給肥料に對しては、紫雲英、青刈大豆其の他の綠肥作物を獎勵し、且つ堆肥の増産に全力を注がしめ、又金肥

の奨励に對しては、農事改良低利資金を融通し、更に昭和三年朝鮮肥料取締令を實施して、肥料の品位の改善を圖る等相當の施設をなしたが爲に、鮮内に於ける肥料の消費額は、昭和に入つてから著しい増加を來たしたのである。即ち大正四年に於ける消費額は、自給肥料四千八百萬圓、販賣肥料三十三萬圓であつたものが、十年後の大正十四年には、自給肥料一億八百萬圓、販賣肥料九百萬圓、更に十年後の昭和九年に於ては、自給肥料一億六千五百萬圓、販賣肥料四千萬圓の巨額に達したやうな狀況である。

右は肥料が農業經營の必須資源であることに因るものであつて、半島農業の進展を示すものであるけれども、未だ一般農家の此等肥料の施用法竝に購入法は頗る不合理であつて、單に肥料金額の増加に依り正比例的に收量を増加するものゝやうに誤信し、徒に肥料を濫用して之が爲に、肥料の効果を完ふし得ない現況に鑑み、昭和十年度に於て、朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは、第二次自給肥料増産計畫を樹立すると共に、新に土性調査計畫を樹て、鮮内主要耕地の土性を調査し、各風土作物に適する合理的、經濟的施肥量を定め、以て農家をして施肥上誤るところなきを期したのである。右の如く、最近肥料奨励に關しては、種々の施設をなし從來の掠奪農法を改め合理的農業經營へと進むに至つた。

八 試験及調査機關

農業の耕種法は、氣候風土に依存する所極めて大である。朝鮮に於ける農業の改良發達を圖る爲には、何うしても朝鮮に特有な各種の事情に對し、充分なる試験調査を行ふことの必要なることは、論を俟たない所であるが、政府に

於ても、早くより其の必要を認め明治三十九年、京畿道水原に、勸業模範場を設置し、試験調査を開始せしむると共に、漸次各道に道種苗場、道原蠶種製造所を設置せしめ、逐年内容の充實に努め來つたが、昭和四年九月勸業模範場を朝鮮總督府農事試験場と改稱し、昭和七年十月には、道種苗場を道農事試験場と改め、現在に於ては、獸疫血清製造所、種馬牧場等の機關と相俟つて、略々試験調査機關の體系を整へるに至つたのである。

1 農業試験場

- (イ) 本 場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・畜種・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。
- (ロ) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。
- (ハ) 西鮮支場 黃海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。
- (ニ) 北鮮支場 咸鏡南道甲山に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。
- (ホ) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、陸地棉に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。
- (ヘ) 龍岡棉作支場 平安南道龍岡に在り、在來棉に關する試験調査、棉種子の育成配付等を行ふ。
- (ト) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。
- (チ) 車轆館蠶業出張所 平安北道車轆館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。

2 種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せしもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖ると同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖り併せて馬産に關する諸般の調査を行ふ。

- 3 種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面に在り、昭和九年新設せられたもので主として、綿羊の改良増殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。
- 4 獸疫血清製造所 牛疫豫防上必要な牛疫血清は、當初農商務省所管釜山牛疫血清製造所より特約購入し來りしも、朝鮮に於ける牛疫血清の所要量年々増加し、且牛疫血清以外の血清又は豫防液の需要大なるものあるを以て、大正七年同所を本府の所管に移し、其の規模を擴張し此等諸液の製造高を増加し、併せて家畜傳染病に關する試験及調査を行はしめてゐる。
- 5 道農事試験場 従來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査・種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範農具の貸與、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひたる所、昭和七年十月より道農事試験場と改稱し、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田(論山、禮山に分場を設く)・裡里・光州・大邱・晋州・海州(沙里院に分場を設く)・平壤(寧遠に出張所を設く)・定州(江界に支分場を設く)・春川(鎭原、江陵に分場を設く)・咸興・鏡城に設けられてゐる。
- 6 道原蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試験調査を行つてゐる。

九 農 會

農業の指導獎勵に關する官廳の施設に順應して、斯業の堅實なる進展を圖る爲、農業者の任意團體が各部門に夫々成立を見た。即ち大正十四年末に於ては、朝鮮一圓を區域とするものに朝鮮農會・朝鮮畜産協會・朝鮮蠶絲會等があり道を區域とするものに道農會・道農事獎勵會・畜産同業組合聯合會・棉作組合聯合會等あり、更に郡島を區域とする

ものに郡島農會・地主會・農事獎勵會・棉作組合・養蠶組合・畜産組合・繩吹組合等があつて其の種類雜多に別れ、郡島を區域とするものゝみでも團體數五百餘を算し、其の會員數三百四十萬餘、經費總額五百十餘萬圓に達したのである。而してこれ等の團體は何れも本府の施政方針を體し、地方廳の指導獎勵の下に各々専門技術員を設置し、當業者一般の指導誘掖に努めた結果、施設事業も漸次良好の成績を挙げ來つたのであるけれども、過渡期に於ける自然の傾向として、各團體は各々分立して居つた爲、事業遂行上動もすれば連絡統一を缺き、往々にして獎勵施設上互に杆格を生じ、或は當業者をして其の適從する所に迷はしめたやうな事例が甚だ尠くなかつた。また團體員の資格並に經費の負擔に付ても重複を來たし、會員をして種々の煩累を感じしむるに至つた結果、會費の徴收成績不良に陥り、團體の職員は常に經費の徴收に忙殺せられ、團體本來の使命を達成すること能はざる状態に陥つたものも尠くなかつた。茲に於て斯の種團體を整理統制して、これに法的根據を與へ、基礎鞏固なる公法人と爲すと共に、朝鮮の農業も始政以來漸を逐うて長足の進歩を遂げたるに依り、獨り官廳の指導誘掖にのみ頼らずして農業者自身の自覺ある活動を促進し、一面官廳の施設と相俟つて農業の改良發達に貢獻せしむることが最も緊切なるを認め、大正八年以來農會令の制定に關し最善の考究を爲し、立案審議に幾多の難關を打破し、永き歲月を閲して漸く大正十五年一月二十五日其の公布を見、次で同年三月一日より實施せらるゝに至つた。而して同令の内容は殆んど内地の農會法と同様なるも、朝鮮の實情に鑑み、系統的農會の基本的單位を府・郡・島農會と爲し、意思機關を組織する議員の選出方法に付て、選舉と任命との折衷主義を採用したる如きは、朝鮮農會令の特色とする所である。

右朝鮮農會令の實施せらるるや、各種の農業團體は畜産同業組合（朝鮮重要物産同業組合令に根據を有する公法

人)を除くの外、總て解散して新に農會の成立を企圖した。即ち大正十五年三月十日京畿道開城郡農會の成立を始めとし、爾來相次で府・郡・島農會設立せられ、全鮮を通じ大正十五年六月十七日迄に二百二十の郡島農會の成立を見た。而して道農會は大正十五年五月三十一日慶尙北道農會の成立以來、同年十月十二日を以て全鮮各道農會の成立を見るに至つた。農會令の發布以來、かくの如く順調なる経過を辿り、昭和二年三月十四日系統農會の最高團體たる朝鮮農會の設立を見、茲に系統的農會の組織を完成するに至つたのである。而して畜産同業組合は前記の如く農會設立後に於ても存続したる處更に之を農會に合併する必要を認めためたので、昭和八年四月一日畜産同業組合の解散を斷行し其の事業の一切を各系統農會に繼承せしめ農業團體の整理統一を遂げた。之に依り農會事業は一段の進展を見るに至り當業者亦尠からざる便益を受くるに至つた。

第二節 各論

一 米

米は農業上最も重要な地位を占むる許りでなく、朝鮮の貿易品としても第一位を占めて居る。昭和十年の産額は一千七百八十八萬四千六百六十九石で、同年中の輸移出高は玄米四百七十六萬六千二十石・精米三百六十五萬四千百五石・粃四千五十二石・碎米十一萬七千十一石・其の他の米六萬四百一石、總額八百六十萬五千五百九十九石、二億四千四百八萬三千七百二十圓に上つて居る。



群山に於ける米の輸移出状況

既に述べた産米増殖計畫に依れば、大正十五年より十四箇年を期して八百二十萬石の増收を圖り、其の約半分は人口の増加と生活の向上に依りて鮮内に消費するものと見做し、一千萬石を下らない輸移出をなす計畫になつて居た程で、朝鮮の米は此の後益半島の經濟に至大の關係があることは明である。故に米に就ては總督府は始政以來、極力生産の増加と品位の改良に努力をして來たのである。

1 品種の改良 在來の水稻の品質は極めて劣等で、これを優良品種を以て改良することが必要である。この優良品種の選定には、農事試験場や道農事試験場で多年試験調査を行つて優良と決定したものだけを普及することに居る。ところがその優良品種も長年栽培されると、農民の耕作法が悪い爲、動もすると優良品種の特性を失つて在來品種と殆ど變りのないものに劣變して來る。そこで此の劣變退化を防止する爲、大正六年から各道に採種圃を作り、四箇年乃至五箇年を以て種子更新を行はし



米穀検査状況

むる方針を定めて實行を督勵したが、其の實行に當りては種々の困難があつて豫期の成績を擧ぐる事が出来なかつた。大正十一年より系統的採種審査の最下級の採種審査に國庫補助を交付し、昭和元年度迄の五箇年間に優良品種普及面積大約百萬町歩の種子更新を行つたのであるが、之に引續いて昭和二年度以降五箇年間に百三十五萬町歩を更新せんとする第二次種子更新計畫を樹て實施したが計畫完了年たる昭和六年度迄に百七十萬町歩の更新を了し、更に亦昭和七年度第三次種子更新五箇年計畫を樹て百三十五萬町歩を更新せんとし、目下之が實施中で昭和十一年度を以て完了の豫定である。

昭和十年に於ける水稻優良品種の普及面積は百三十六萬千七百八反歩で、水稻總作付反別の八割二分を占めて居る。

2 其の他耕種法の改良 肥料の増施・苗代の改良・稗拔・病蟲害の防除・適期の刈取・乾燥調製の改良・玄米の調

製等であるが、逐年獎勵施設の實績を擧げ、産米の品質改善を來しつつあるのである。

3 米穀検査 従來朝鮮米は農家の調製粗漏の爲夾雜物が多く、乾燥も良くなかつたのでこれが聲價向上を圖ると共に、取引の圓滑を期する爲に米穀検査を施行して居るが、其の結果乾燥調製も著しく改善され品質も向上し容量及包装も統一されたので聲價は次第に向上し販路も年々擴大するに至つたが、昭和七年十月一日より穀物検査事業を國營に移管し以て益々検査の完璧を圖ると共に聲價の向上と販路の擴張を期することとした。今や朝鮮米の移出先は殆ど内地全國に及び昭和十年度の検査成績は玄米一千三百八十七萬三千二十一噸、白米一千五十萬九千五噸（六十噸入換算）粳四百四十二萬一千二百八十個に達した。

4 米穀倉庫 近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良に伴ひ年と共に著しく増加しつつあるも、朝鮮農家の經濟極めて貧弱なると且金融・貯藏設備等不充分なるとの關係上、移出の時期甚だしく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるるの實狀にして、これが爲め内地市場及び農村に悪影響を及ぼすを以て、これが移出を適當に調節するは極めて緊要である。仍て本府は昭和五年米穀倉庫設置計畫を樹立し、先づ第一期計畫として昭和五年度より七箇年間を期し、現在の季節的過剰移出數量百萬石を調節する目的を以て、農業倉庫五十箇所、一萬二千五百坪、移出米穀倉庫（移出地に設置する營業倉庫）一萬二千五百坪、合計二萬五千坪の米穀倉庫を設置することとし、目下これを實施して居る。現在建設せる農業倉庫は右米穀倉庫計畫に基き六十五箇所、二萬七千六百二十五坪である。

爾來實施中の處農業倉庫は昭和九年度末迄に一萬二千六百六十八坪を建設し、計畫坪數たる一萬二千五百坪に到達

したるを以て、右計畫に依る農業倉庫の建設は昭和九年度を以て一應打切ることとなつた。

二 主要食糧畑作物

- 1 麥類 麥類は朝鮮民衆の食糧として最も重要な作物である。而して昭和十年の作付反別は百三十六萬六千町歩産額一千二百三十一萬二千九百九十六石に達し、就中大麥は作付面積最も多く約六割を占む。尙南鮮地方は裸麥の栽培に適し年々急激なる普及増加を來しつゝある。又小麥は良く、粘質の小麥を生産し殊に西北鮮地方産のものは麩質に富み製粉原料として好適し米國、加奈侖産品等に比し敢へて遜色を認めないのである。
- 2 豆類 豆類の中最も重要な地位を占むるは大豆にして、農産物中輸移出品として米に次ぎ、昭和十年に於ける産額四百三十七萬五千石、同年の輸移出高百萬石に達して居る。元來朝鮮大豆は品質優秀にして蛋白質に富み、食用大豆として恰適し、殊に内地に於ける豆腐製造、味噌醸造用として賞用せられて居るが、乾燥調製の不良、異品種の混淆及び包装不完全の爲に荷傷を生じ、取引上の故障頻出し、朝鮮大豆固有の特色を發揮し得ない實情にあつたので、種子の粒選に依り品質の改善統一に努め乾燥調製の改良を奨励し、大正六年より總督府令に依り大豆検査を施行した結果成績顯著にして朝鮮大豆の聲價を發揚するに至つた。而して昭和七年十月穀物検査事業國營移管と共に大豆の検査も國營となし更に検査の正確徹底を期しつゝある。
- 3 雜穀 朝鮮に於て栽培せられて居る雜穀は粟・稗・黍・玉蜀黍・蜀黍・燕麥及蕎麥にして、其の中最も重要なものは粟である。昭和十年に於ける粟産額は四百八十六萬一千石に達し、多數の民衆の主要食料となつて居るが、未

だ其の生産は鮮内の消費を充たす能はずして同十年には百四萬石を滿洲より輸入して居る。

- 4 畑作改良増殖計畫の樹立 主要食糧畑作物の現況は大體叙上の如く、其の栽培面積約二百八十餘萬町歩の廣汎なるにも拘らず、生産は鮮内に於ける需要を充たし得ずして、不足の分は輸入に仰ぎ、近年は其の數量約四百二十萬擔、價額二千萬圓に達し、しかも鮮内に於て尙ほ生産増加の餘地多きに鑑み、昭和四年度以降一先づ西北鮮六道に對し、粟を主とする改良増殖施設を國庫補助の下に實施し、成績良好なりし爲、昭和六年度以降は新に麥類及大豆をも併せて全鮮的に改良増殖を爲し中、小農家の食料充實、農家經濟の向上、延ては貿易改善を圖る目的を以て、(一)優良品種の育成普及、(二)指導圃の設置、(三)畑作改良組合の設置、(四)専任指導技術員配置等の施設を主眼とする十二箇年計畫を樹立し、昭和六年よりこれを實施するに至つたが、本計畫實施完了後には、反當收量大麥・小麥は現在の五割、裸麥は四割、大豆は二割、粟は六割を増し、作付反別にも増加を來し、現在生産高に比し大麥は四百七十六萬石、小麥は百五十四萬石、裸麥二十四萬石、大豆百一十一萬石、粟二百九十五萬石を増收する見込となつて居り、其の實施成績も頗る良好で朝鮮の實情に即した好恰の施設として廣く歓迎せられつゝあるところである。

三 棉花

朝鮮に於ける田面積は約二百八十一萬町歩で、畝百六十九萬町歩に比し甚だ廣く、田作物の改良を疎にすることは出來ない。從來から存する食糧田作物の増産を圖ることも勿論必要であるが、更に收益多く且容易に廣く栽培し得る



(道南羅全)採摘の花棉

新作物を奨励することも亦極めて緊要である。朝鮮の氣候風土は棉花の栽培に適し、古くから相當廣く栽培が行はれて居る。内地に於ては農家の經濟關係と風土とが棉作に不適當なる結果、棉花の栽培は逐年衰退して殆ど見るべきものなく、一方紡績原料としての需要増加は年々外國よりの輸入を増し、昭和九年には十三億五千萬斤、同十年に於ては十二億斤に達し、實に莫大な額に上つて居る。故にかゝる作物を朝鮮に於て栽培することは、農家經濟振興上のみならず國策上極めて有意義である。

然して從來朝鮮に栽培せられた所謂在來棉は其の可紡的價値は十分なりと云ふを得ず、更に優良棉を奨励する必要があつたが、明治三十七年木浦日本領事館在勤若松三郎が、同港對岸高下島に、朝鮮在來棉に比し纖維細長にして紡績的價値の大なる米國種陸地棉を試作したところ、其の成績非常に良好なりし爲、我國官民は朝鮮に於ける陸地棉の栽培に嚆目し、明治三十八年朝野の有志に依りて棉花裁

培協會を設立せらるゝに至つたのである。農商務省に於ては朝鮮に於ける陸地棉の試作に對し、特に技術官を派遣しまた韓國政府に於ても翌明治三十九年より向ふ三箇年間十萬圓を支出して棉採種圃を置き、且繰綿工場を設け、其の經營を棉花栽培協會に委託した。尙ほ明治三十九年に統監府勸業模範場は、棉花栽培協會の委託により木浦に出張所を置き、技師・技手を派遣し、棉花栽培に關する試験調査を行ふと共に、一般當業者に對し指導を行ひ、其の後韓國政府はこれが普及奨励の爲棉花栽培の官設獨立機關設置の必要を認め、明治四十一年九月臨時棉花栽培所官制を發布し、勸業模範場木浦出張所を臨時棉花栽培所となし、棉作の普及奨励を圖つたのである。

次で明治四十三年韓國併合と同時に、朝鮮總督府勸業模範場官制の發布せらるゝや、陸地棉栽培の奨励事業は勸業模範場に移管せられ、臨時棉花栽培所は勸業模範場木浦支場と改稱せらるゝこととなり、更に大正元年各道の棉採種圃の經營、其の他棉作奨励事業は採種圃所在の各道廳の所管に移されて、木浦支場は専ら栽培試験と棉種子の改良に従事することとなつたのである。

棉作の増産改良に就いては第一期、第二期の奨励計畫を經更に昭和八年積極的増産計畫を樹て極力奨励に努め來つた結果、大體に於て順調なる發達を遂げ今や栽培面積二十一萬町歩、生産高二億一千萬斤を算するに至つた最近に於ける作付反別、收穫高及び輸出高を表示すると左の如くである。

年 別	作 付 反 別	收 穫 高	繰綿輸出高
昭 和 元 年	二二五,九〇九 ^町	一六,〇八四 ^{百斤}	八二,七三六 ^{百斤}
同 二 年	二〇五,〇七九 ^町	一五,〇三三 ^{百斤}	九八,八八九

同	三	年	二〇五、三七七・三	一、七〇八、六七二	一一六、七八七
同	四	年	一八六、二二〇・一	一、五八二、三八六	一一一、六三三
同	五	年	一九二、八七三・七	一、六八七、七〇七	一七六、三九七
同	六	年	一九三、五四五・四	一、一五九、一三三	八五〇、八一
同	七	年	一九九、二六九・六	一、五四二、七七八	八六〇、〇二
同	八	年	一七六、六五九・〇	一、五九四、一五六	一四二、四六七
同	九	年	一九三、五一四・八	一、五五〇、三五二	一四七、五四九
同	十	年	二〇九、五六七・九	二、二七四、八九	二二五、一八〇

尙ほ昭和八年以降實施の現行増産計畫は二十箇年を期し、作付面積五十萬町歩、實棉生産高六億斤に達せしめんとするもので、これが實施を二期に分ち、先づ第一期計畫として昭和八年以降十箇年を期し、南鮮六道及び京畿・黄海・平南の合計九道を奨励區域として作付反別二十五萬町歩、實棉生産高三億斤に達せしめ、更に引續き第二期計畫として十箇年を期し、咸鏡北道を除く十二道に奨励區域を擴張して所期の目的を達成することとしたが其の後國際情勢の推移に鑑み更に之を擴充するの必要を認め、昭和九年第一期計畫を奨励區域南鮮六道及京畿・黄海・平南北・江原の十一道とし作付反別三十五萬町歩、實棉生産高四億二千萬斤に達せしむる事とし目下着々進捗中である。

四 畜 産

朝鮮の農業は、穀菽の栽培を主とした主穀式農業である。外國の農業には主畜式農業と稱して、畜産を主とした酪

農的の農業が多いのであるが、其の點が朝鮮と違ふのである。

由來朝鮮は各種の事情が畜産に適合して居る。就中農民は畜牛の飼養管理には最も妙を得て居り、愛畜心の發達して居ることは一つの特長である。朝鮮の牛は其の體質頗る強健で、結核病には殆んど免疫的の抵抗力を有し、性質も温順で、而も粗糲なる飼養に堪へ、且農耕用又は運搬用等の役に好適し肉は美味にして食用としても重寶である。即ち用途としては役用、肉用共に優良なる素質を備へて居るのであるが、更に今日に於ては朝鮮の主穀農業を發達せしむる爲には家畜を肥料の給源として利用することが一段と必要となつて來た。實際家畜なしに合理的の農業を営むことは不可能であつて、家畜なき農業は眞の農業でないといふは居るが全く眞理である。

然るに従來の朝鮮に於ける畜産の奨励は、家畜の衛生、繁殖等のみに重きを置き、家畜の利用、家畜の農業化に付



咸北に於ける羊の放牧



(場牧山花原水) 牛 牧

ては徹底を缺く憾みがあつた。朝鮮の畜産が従来努力を拂はれた割合に畜牛数の増加を見なかつたのは家畜の利用に於て缺くところがあつたからで、朝鮮の現状よりして農業を離れた畜産はないと謂はねばならぬ。外國又は北海道に於けるが如く、普通の農業と關係なき畜産は朝鮮の事情に適しないのであつて、朝鮮に於ては家畜飼養の目的は、農具とし又は肥料の給源としての利用するに存するのである。農具としての利用は従来も相當に發達して居たのであるが、肥料としての利用は未だ充分でなかつた。各道に於ては兩三年來厩肥増製の計畫を樹て、厩舎の掘下を行つて厩肥増製の頗る顯著なる成績を收めて居り、總督府に於ても家畜を給源とする肥料に付ては、單に普通農事の技術者許りでなく、畜産技術員も相共に大いにその増製を圖る方針を採つて居る。

1 畜牛 朝鮮に於ける畜牛頭数は昭和十年末現在で全鮮に於て百六十七萬九千八百八十八頭に上つて居るが其の分

布は地方に依つて一様でない。農家戸數竝に人口に對する比例より見るときは平安北道・江原道・咸鏡南北道の四道が最も多く、これ等は朝鮮の主要畜牛生産地と見るべき地方である。これに次で平安南道・黃海道・慶尙南道、更に下つて京畿道・忠清北道、而して全羅南道・忠清南道等は最少であつて、耕牛としては北鮮より東海岸に沿ひ南に至る間の主として山地帯に豊富である。西鮮南鮮の比較的平坦なる耕地帯は其の半ばに過ぎない。土地面積に對する分布から見ると北部に於て今後増殖の餘地多く、西北鮮の農業は單に主穀式でなく畜産と結び附けた農業とすることが必要なることと見受けられる。

2 綿羊 我國に於ける羊毛の需要高は軍衣竝に一般國民の被服材料として毎年一億疋以上を必要とするに拘らず、國內の生産量は僅かに年七萬二千疋に過ぎない。これが爲めに年々約二億圓の國帑を海外に流出して居るやうな状況であつて、羊毛の國內自給を圖ることは國策上刻下の急務である所から、併せて農家の經濟を緩和する爲、朝鮮に於ては其の氣候風土綿羊の飼育に適するに鑑み、昭和九年度よりこれを積極的に奨励することとし、コリデル種を奨励品種と定めて、先づ綿羊飼育の最適地たる咸南・咸北・平北・平南・江原・黃海の西北鮮六道の農家に對し副業的に一戸平均五頭宛を飼育せしめ、漸を追ふて全鮮に及ぼさうとして居り差當り十年後に於ける増殖頭数は約十萬頭、其の一箇年の生産物は羊毛約三十萬疋、羊肉約十萬疋を得る見込である。

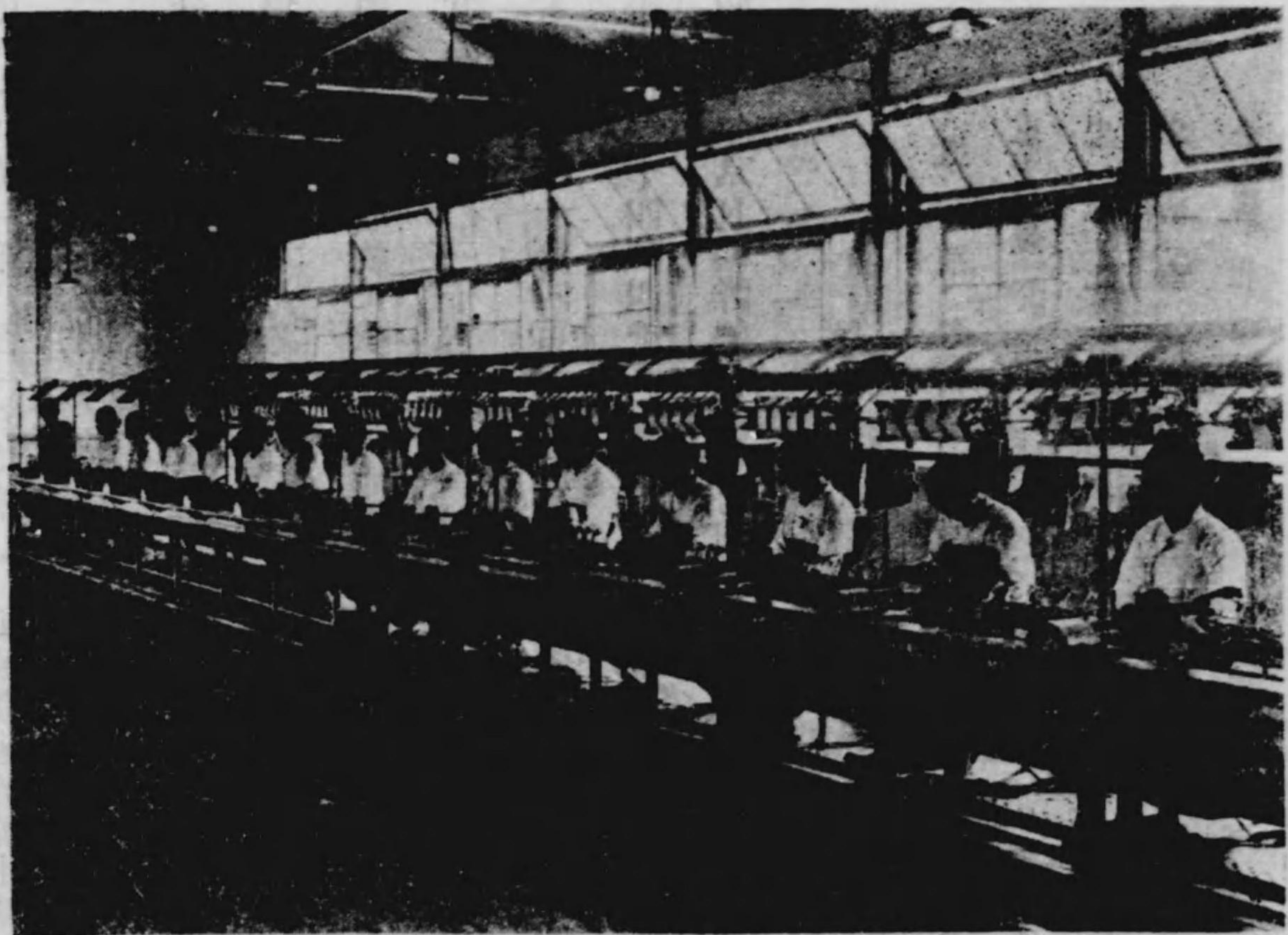
本計畫の施設としては、國立種羊場を設場して種羊の生産配付、民間の綿羊技術指導見習生の養成等を行ふと共に、民間綿羊事業の保護奨励上、(一)海外よりの種羊購買費に對する補助、(二)羊舎設備費の補助、(三)羊肉利用を奨励する爲の補助、(四)羊毛加工事業の助成、(五)綿羊飼育講習會及品評會に對する補助等各種の助成施設を講

じ、昭和九年度以降毎年二十數萬圓の経費を支出することとした。東洋拓殖株式会社に於ても總督府の獎勵計畫に順應し、昭和九年度より五箇年間毎年繼續して濠洲からコリデル種羊約二千五百頭宛を輸入し、咸北慶源牧場其の他の牧場に收容して漸次仔羊の蕃殖を圖る豫定で既往三箇年間に於ける種羊輸入頭數は八千三百五十一頭に達した。尙東拓牧羊場に於ける生産仔羊は獎勵各道郡農會に購入せしめ一般農家に預託し副業綿羊飼育の獎勵に依り綿羊の増殖を行ふ方針であるから、將來朝鮮は一大羊毛供給地と化し、軍事上及經濟上實に重要な役目を果すことになつたのである。

3 養鶏・養豚・養豚も農家の副業として廣く行はれ、養豚の如きは肥料の給源として其の飼育の必要を認められて來た。鶏は白色レグホーン・名古屋種の改良種を獎勵して居る。大正三年には改良種九萬四千餘、在來種四百一萬五千餘に過ぎなかつたが、昭和十年に於ては改良種三百四十八萬五千羽、在來種三百六十三萬二千羽計七百一十一萬七千羽に達し、農家百戸に付二百三十七羽の割合を示すに至つた。豚は改良種としてバクシャー種及び其の雜種を獎勵して居り、飼料の研究によつては更に飼養が増加するであらう。大正三年の調査に依れば、改良種豚一萬餘頭、在來種豚七十四萬七千餘頭、合計七十五萬七千餘頭に過ぎなかつたものが、昭和十年には改良種豚九十七萬五千頭、在來種豚六十四萬二千頭、計百六十一萬七千頭に達し、農家百戸に付五十四頭を飼養して居るのである。

五 蠶 絲

朝鮮の風土は内地に比し養蠶に適し、飼育容易であり、農山漁村到る處に普及せられ、不完全な設備不熟練な農家



絲 綵 作 業

でも相當の成績を收めてゐる。他に適當な副業に乏しい朝鮮農家、殊に田面積の多い地方では實に最有利の副業である。朝鮮在來の蠶種は三眠蠶で繭の品質が甚だ粗悪であり、在來の桑樹も劣等であり、加ふるに育蠶技術の進歩に見る可きものがなく、幾多改善を要すべき事項が多かつたので、始政以來、(一)優良なる蠶種及桑苗の配付を爲し、その改良普及に努め、(二)蠶業技術員を配置して指導獎勵に當らしめ、(三)蠶業令を發布して蠶業の統一及取締の途を講じ、(四)蠶業組合・稚蠶共同飼育所・模範桑園等を設けて實地の指導を爲し、(五)或ひは産繭の共同販賣を斡旋する等、各種の獎勵施設を行つた結果、併合當時は僅かに一萬石内外の産繭額であつたものが、施政二十五年にして實に四十九倍に増加するの盛況を呈するに至つた。而して大正十四年から向ふ十五箇年を期して産繭百萬石計畫を樹て國費補助をなし積極的獎勵を爲すことゝなつたのであるが、この計畫の實施に依つて、昭和十年に於ては産繭額實

に六十八萬一千八百一石に達し、朝鮮農家經濟上重要な位置を占むるに至つた。

製絲業は從來専門的に營むものなく僅かに手繰にて抽出し衣服の資料とするに過ぎなかつたが、始政以來改良繰絲法の普及を奨励し、更に養蠶の進歩發達に伴ひ産繭は鮮内に於て消化するの有利なることを認め、漸次有力な製絲工場誘致を圖りたる結果鮮内樞要の地に設立せられ、産繭額の増加と併行して新設増釜を行はしむることとし、之が原料は隨意契約に依る共同販賣に依らしめつゝあるを以て、昭和十年に於ては器械製絲工場七十、釜數九千四十四釜、其の他のもの三十六萬一千二百三十戸、釜數三十五萬三千六百九十三釜の多きに達し、生絲生産額は器械製絲に依るもの、百二十萬四千四百四十四疋其の他に依るもの、七十萬八千七百十八疋、合計百九十九萬九千三百三十二疋、其の價額約一千九百二十四萬四千二百七十五圓に及び、益々伸展せんとするの盛況であるが斯業監督、取締竝に統制を必要とし昭和十年八月朝鮮製絲業令を制定し同附屬法令と共に同年十一月一日より施行することとなつた。

昭和十年蠶絲統計

道名	養蠶戸數	掃立枚數	産繭額	製絲戸數	製絲釜數	生絲生産額
京畿道	六〇六九一	六八六七七	一三三二六五一	一〇八五九	一七七八四	一七一、八〇八
忠清北道	五二、三二九	六七、二六七	一三五四八六四	二一、八六〇	二二、六〇六	九八、五三八
忠清南道	六四、四〇二	七〇、二八四	一四二、〇八七	三三、二九七	三三、四〇五	一五四、八五七
全羅北道	五二、七〇四	六八、六五三	一、一三三、八三一	二一、〇二五	二一、六〇七	一、二五三、〇〇九
全羅南道	六〇、六三四	九七、三四九	二、一〇六、四〇四	三三、八〇九	三三、〇一八	二、六一四、一一一

慶尙北道	一四七、〇四三	一九九、九三二	四、〇八四、二二二	五三、三三四	五〇、七〇四	四三九、〇四七
慶尙南道	六三、八六七	五六、二五三	一、三九四、四三〇	一七、三八一	一四、九五二	一、二七、三二六
黄海道	五三、三八五	六三、〇六四	一、二九三、八二二	一八、九四四	一九、三六〇	八七、一三一
平安南道	五〇、〇五六	七九、五七二	一、七五三、〇八六	三二、六三九	三三、三六三	一、六五九、九七九
平安北道	四八、八一三	七五、三八六	一、四一五、五五三	三〇、〇九四	三〇、二七八	五五八、八六四
江原道	九五、九〇〇	一一八、五六五	二、四一六、八九三	四三、五六五	四四、一七三	一一〇、二二五
咸鏡南道	五八、二九一	七三、八六五	一、四八八、一八四	三四、一七四	三四、七六九	一一三、七四七
咸鏡北道	一五、四五八	六五、三三三	一、三二、五四三	一一、三三九	一一、七一八	七九、〇〇〇
合計	八二一、五七三	一、〇四五、四〇〇	二一、三三五、五六〇 (六八、一八〇) 疋	三六一、三〇〇	三六二、七三七	一、九〇九、一三三

第三章 林業

一 林業の概況

朝鮮に於ける林野面積は、一千六百三十五萬町歩であつて、實に全面積の約七割強を占めて居るが、林相概して貧弱で、無立木地、散生地等の造林を要する區域多く、優良林分に乏しい。従つて蓄積も尠く、僅に鴨綠江・豆滿江の兩流域、北部日本海に面する山地帯及半島の脊梁たる大白山系地方に優良なる森林があるが、未だ運材の便拓けざる爲利用せられないものが比較的多い。



（林清混ツマラカンセウテ類ミモヒウタ）相林の林有國
内管署林營鎮山惠

朝鮮の山は森林植物帯上から見ると、南は温帯より北は寒帯に跨つて居り、各種の樹木が生育し、その分布は地方に依り同じではないが、種類頗る多く、約七百餘種に達し、その内喬木に屬するものも尠くない。即ち鴨綠江・豆滿江兩流域に在つては、針葉樹としてはタウヒ・モミ類・テウセンマツ・テウセンカラマツ等で潤葉樹としてはシラカンバ・テウセンミネバリ・アムールシナノキ・テウセンヤマナラシ等にして、廣大な天然林をなし、北部日本海に面せる部分は潤葉樹を主とする森林多く、主なる樹種はカンバ類・ナラ類・カヘデ類・シナノキ類等で、北部及上部にタウヒ・モミ類・テウセンカラマツを混じ、南部及び下部にはアカマツを混じ、南下するに従ひその数を増加する。中部大白山脈地方はアカマツ・ナラ類・アベマキ・クヌギ等にして、局部にはアカマツの美林少からず、一般に幼稚樹の發生良好にして更新上好ましき状態である。

所有別林相表 (昭和九年末)

林況	國有林	民有林	合計
立木地	三七〇八二七九町	七六二二八二七町	一一、三三二、一〇六町
散生地	一〇九六、〇三〇	一一、二四、二四一	二、三二〇、二七一
未立木地	五七四、四〇〇	六四七、八五二	一、二二二、二五二
其他	四八六、〇二二	一、〇〇六、四六一	一、四九二、四七三
計	五八六、七二一	一〇、四八一、二八一	一六、三六六、〇〇二

備考 右國有林野中には將來民有林たるべき林野一八六四七二町を含む

山林の朝鮮として近時大いに世人の注目を惹けるは北鮮の高地帯である。この地方は面積二千里に及び、略臺灣（樺太も殆ど同面積）に等しいのであるが、由來邊境であり、且山林地帯で、土地高く、氣候寒く（北海道位）、人口稀薄で交通が開けなかつたので、總督府に於ては曩にこの地方の開拓事業の實行に着手したのである。即ちこの事業は鴨綠・豆滿兩江の上流地帯たる八郡に亙る二百萬町歩を越ゆる千古斧鉞を入れざる森林の開発利用を圖ると共に現住火田民を撫化善導して定着を策し拓地殖民の先驅たらしむるの一方林内未墾の農耕適地等は之を一般に開放して移民を收容し、燕麥・高粱・亞麻・甜菜・綿羊・ホツブ等の栽培増産を促し又地方隨一の天然資源たる森林は極力之を保護増殖せんとするものであつて、この事業は接壤地の滿洲國との經濟的連繫を促進し、朝鮮に於ける産業交通上尙に重大なる意義を有して居るものである。而して本事業は昭和七年度以降同二十一年度迄十五箇年に完成の豫定で着々施策を實行中であるが、今日迄頗る好果を収めてゐる。

二 國有林の經營

國有林野中國の經營すべき要存豫定林野は昭和九年末約四百五十四萬町歩(大學林野として貸付の十二萬町を除く)にして、内鴨綠江・豆滿江の流域に屬する約二百四十一萬町歩の林野(主として現在、清原・江界・中江・厚昌・新野城・惠山・茂山の營林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして、これが管理經營の任に當らしめ、その他の林野二百二十六萬町歩の區域に對しては、地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來、木材需要の急激なる増加に鑑み、これが應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめ來つた。然るにこれ等の事務事業は本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるる結果、その間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便尠からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し、國有林の經營、保護、民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設けると共に從來の山林課出張所、營林廠を廢して、新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月、營林業績の刷新向上を期する爲、これを十九箇所に廢合して經營、保護等營林の實行に當らしめたが、昭和七年八月十九日營林署中八營林署はこれを廢止し、その所轄林野は道に移管し、地方廳をしてこれ等林野の管理經營と共に、民有林野の助長行政を執掌せしめた。昭和九年末現在營林署の管轄は約三百四十四萬餘町歩に達し、大體もと營林廠及山林課出張所の事務事業を繼承せしものである。尙昭和九年四月營林署一箇所増設された。

森林經營の規準たるべき施業案は、主として森林の利用開發上、緊急な箇所より順次編成しつつある。特に老齡過

熟木の利川、無立木地の造林、幼壯齡林の撫育等、所謂林相の整理を行ひ、收穫の保續を期し、且つ最も多くの收益を擧げること目標として編成して居り、施業の計畫はその地方に固有の有用樹種、即ち北部ではタウヒモミ類・テウセンマツ・テウセンカラマツ・カンバ類・シナノキ類・クルミ等、中部及南部ではアカマツ・ナラ類・クヌギ・アベマキ等を選び、タウヒモミ類・テウセンマツ・テウセンカラマツは百二十年、アカマツは八十年を輪伐期とし天然更新を基調として施業する方針である。將來國の經營に豫定せる林野約三百八十萬町歩の内、昭和十年度迄の編成済面積は三百三十三萬町歩である。

1 立木賣却處分 林産物の賣却は一般會計法の規定に依り、通常公賣に付するを原則とするが、左の場合に於ては特に隨意契約を以て賣却することが出来る。

- イ 公用又は公益事業の爲必要なとき
- ロ 鑛業の爲必要なとき
- ハ 縁故ある森林の産物を縁故者に賣拂ふとき
- ニ 重要物産の製造業者に其の原料を賣拂ふとき、または原料と共に更新上關係ある混生木を賣拂ふとき
- ホ 森林の更新上關係ある場合特定の資格を有する木材業者に賣拂ふとき
- ヘ 見積價格千圓を超えざる時
- ト 國有森林の事業の請負人にその事業に必要な産物を賣拂ふとき、又は國有森林の産物買受人に産物の搬出、其の他の處置に必要な産物を賣拂ふとき、而して前記 (ニ) に掲ぐる重要物産とは紙・腎寸・經木・コル

ク・丹寧・乾縮液・漆器・染料藥品各其の材料・椎茸・鐵道枕木・包装箱(其の箱板を含む)・木炭・電柱・ヲノヲレカ
ンバ製品及黃楊製品を指稱する。

産物の賣却は一時賣却の外、特別なる場合には年期賣却の方法に依る事を得、年期賣却とは一定區域に於ける主産物に付その種類及數量を指示し、十箇年を超えざる期間内に於て毎年引渡物件に對する代金を納入せしめ分割引渡を爲すもので、現行規程では左の場合に限定してある。

(イ) 特別の設備を施すに非ざれば産物の利用困難なるとき

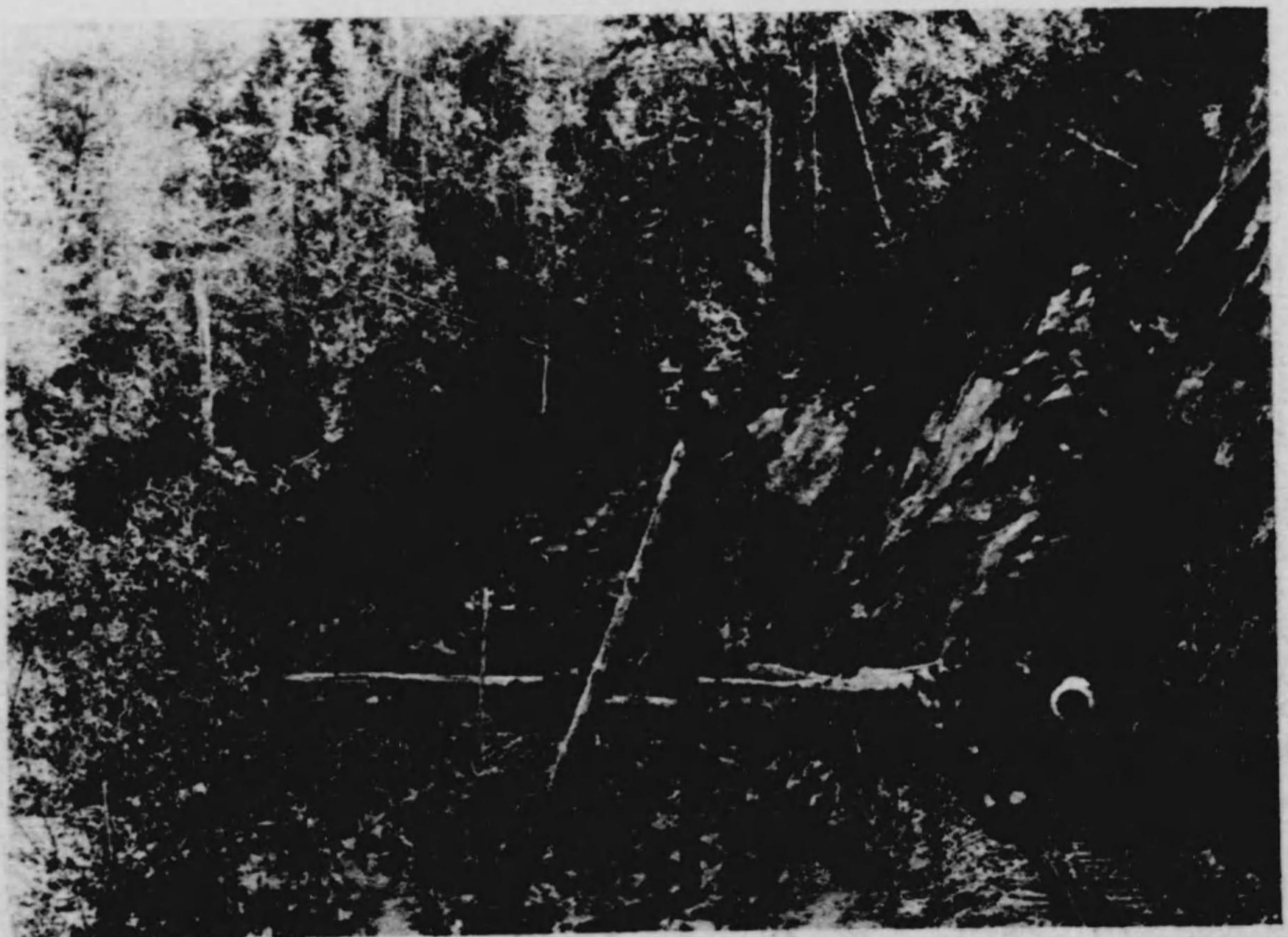
(ロ) 特別の設備を施すときは産物の利用程度を著しく増進するときは

今過去五箇年間に於ける立木賣却の實績を掲ぐると左の通である。

年次	材積	價額
昭和六年度	九八一、三〇九 <small>立方木</small>	七、一三四、七四四 <small>円</small>
同 七年度	一、二四五、八三五	一、〇二七、四九二
同 八年度	一、五三五、六六二	一、七八三、六五四
同 九年度	一、五三四、三六二	二、一七二、〇三二
同 十年度	一、三九七、二六七	二、三〇五、八六八

2 官行斫伐事業

以上の如く立木處分に依る外、國有林經營上必要と認めらるゝ地域、即ち鴨綠江・豆滿江の上流地方たる咸鏡南北道、平安北道の國境地方及大同江上流、江原道の一部に於ては、國自ら伐木事業を經營して居る。伐木せらるゝものは杉松(タウヒ・モミ類)・紅松(テウセンマツ)・落葉松(テウセンカラマツ)・アカマツ等の針葉樹



運材状況

と、燐寸軸木用シナノキ類其の他シヲカンバ等の潤葉樹の少量で、先づ夏から秋にかけて伐採し、冬期氷雪を利用して集材し、牛橋又は輕便軌道に依つて最寄の小川縁迄運搬し解氷を待つて筏に編み、各長江百餘里を筏で下し、鴨綠江流域は新義州に、豆滿江流域は一部茂山に、大部分は會寧に、大同江流域は平壤に陸揚するの外従來流筏にのみよりて市場に出た豆滿・鴨綠兩流域産材の一半は白茂・惠山兩鐵道の開通以來鐵道に依て城津貯木所に搬出せられつゝあり、而して新義州着材の約二分の一を製作原料に充てる外は總て原木の儘賣却せらるゝのである。斯くの如く年々伐出せらるゝ木材は大要五十餘萬立方米に達して居るが、今後鐵道網の發達と共にこれに連繫して森林鐵道及山地軌道を敷設し、或は流筏水路を改修して益々生産上利便が開かれんとして居る。

3. 製材事業 前記鴨綠江を流下したる材木の過半は、新義州營林署構内の官營製材工場に消化して、建築用材・鐵

道枕木及函板材等を製作し、數量一箇年約十七萬立方米一日平均五百立方米を越え稀に見る大製材工場にして、名實共に斯界の權威と目せられて居る。

4 朝鮮産材の特徴 既に述べたる如く朝鮮産材は主として杉松(タウヒ・モミ類)・紅松(テウセンマツ)及落葉松(テウセンカラマツ)であるが、これ等は何れも建築・家具・製函・電柱・橋梁等用途極めて廣汎である。即ち杉松は安價なると鉤掛が容易なる爲、内地の赤松や樺梅の代用として最も廣く使用せられ、紅松は割裂、反張等が少いので、長押・鴨居・窓枠等の化粧用、又はドーアー・障子・家具類等に杉・檜の代用として用ひられて居る。落葉松は材質堅緻で腐朽し難いので、電柱・橋梁・枕木・港灣用材等水濕に耐へ得る箇所には最も適し、建築材としても土臺・梁根太等特に堅牢を要する箇所には極めて好適で、また木目が通直であるから柱・桁の砂磨天井板等に使用される。

特に朝鮮産材の特徴とすべきは、その材質が沿海州其の他の地方より産出せらるゝ同樹種の材質に比し著しく優れて居る點である。これは産地の關係にも依るのであるが、また其の大部分長日月を水運する爲、自然所謂あく抜けが出来ること重大な原因である。

5 國有林の造林 國有林の造林は明治四十年京城白雲洞、平壤牡丹臺の二箇所に事業を開始したるに創り、爾後漸次事業を擴張し、主として營林廠及山林課出張所に於て施行し來つたのであるが、大正十五年林政機關統一と共に新たに定められたる林政計畫に準據し、營林署に於て銳意林相の改善に努力して居る。即ち人工造林(人工植栽、人工下種)は天然造林不能なる未立木地、又は搬出至便なる林地に行ひ、樹種はアカマツ・テウセンマツ・テウセン

カラマツ・タウヒモミ類・ケヤキ・マンシウグルミ・ヲノヲレカンバ・クヌギ等を用ひ、伐採跡地及散生地は大部分天然造林(天然下種、萌芽)に依り、母樹の殘存地表の搔起・補植等を行ひ更新の確實を圖り、稚樹過密地または混生不良木の爲生長を阻害せる林地は掃除伐を行つてこれを撫育し、造林地、撫育地等には防火線を設置して保護の十全を期して居る。

今最近五箇年の造林事業量を示せば次の如くなつて居る。

年 度	人工 播 植	天然 下 種	補 植	手 入	防 火 線	成 林 撫 育	砂 防 植 栽	苗 圃
昭 和 六 年 度	六、七五九	二、一七六	二、二六四	二〇、一八四	一、六〇〇、八二四	九三五	一七	一五
同 七 年 度	七、六七七	一、五六九	一、八五一	三三、八七九	二、四八〇、七三四	三、七二八	四一	一七
同 八 年 度	八、二九九	一、三六六	一、二九〇	二四、二一五	二、一五七、七九五	四、五六〇	八一	一三
同 九 年 度	九、四二六	八〇〇	九七三	二四、四七二	二、三三六、六一〇	四、八七一	四〇	一七
同 十 年 度	一〇、四三二	一、三三二	一、三九九	二七、七五七	一、七九九、四〇七	四、一〇三	一〇九	三三

6 國有林の保護取締 國有林野の保護取締の爲、四十八箇所の道森林保護區及百二箇所の營林署森林保護區を設け森林主事と一部北鮮開拓事業實施地域には森林主事補を駐在せしめて居る。而してこれ等職員に司法警察官吏の職務を行はしめ、保護の實績の擧揚に努め、一面森林令に依り地元住民に連帶の責任を以て保護を命じ、報酬として林産物の一部を讓與することとし、國有林野の保護を圖ると共に地元住民に便益を與へて居るが、大正三年一月以降これを實施し、昭和十年十二月末現在に於て、その箇所數六百六十八、區域面積三百八十七萬町歩に上つた。

尙國有林の保護上、朝鮮古來の因襲たる火田の整理は焦眉の急務であるが、最近の調査では前記保護機關の設置ある國有林内の火田面積は十七萬一千三百八十八町歩、火田民の戸口は十萬四千六百三戸、六十二萬一千五百十四人の多きに達し、本府に於てはその整理に腐心して居るが、特に北鮮開拓事業實施地域内の火田整理に付ては、同事業計畫に依り現地耕作を認容するを原則とし、火田民の善導に着手し既に相當良好なる業績を擧げて居る。

7 國有林の造林貸付 造林の爲め國有林野の貸付を受けたる者に對しては事業成功したる場合に於て特にこれを讓與する事を得るもので、右は一般に造林を獎勵し、荒廢山野の救済を圖らむとする趣旨に出でたるものである。昭和十年三月迄に八萬二千三百七十二件、面積百三十六萬二千九百九十九町歩を貸付し、二萬四千三百四十七件、面積七十萬二千九百二十一町歩を事業成功に依り讓與して居るが、尙造林貸付を爲し得る林野は數十萬町歩殘存して居る。

三 民有林の概況及林業の獎勵監督

民有林野は公有八十八萬町歩、寺利有十八萬町歩私有九百四十二萬町歩、計一千四十八萬町歩にして、此の外第一種不要存國有林野九十八萬町歩、第二種不要存國有林野二十三萬町歩は森林令又は特別緣故森林讓與令に依り漸次民有に移屬するを以て、將來に於ける民有林野は一千六百六十九萬町歩に達し、林野全面積一千六百三十五萬町歩の約七割に相當する。昭和九年末民有林野面積中立木地は七百六十一萬町歩に過ぎず、散生地百二十一萬町歩及未立木地六十五萬町歩は、今後人工を加へ又は天然力に依り造林を要する區域にして、内二十一萬町歩は砂防工事を要する荒廢地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林(殆どアカマツ林なり)は立木地の六割二分と、散生地の大部分とを占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十五尺縮弱、公有林野は三十五尺縮弱、寺利有林野は五十一尺縮弱、私有林野は二十七尺縮弱にしに總平均二十八尺縮に過ぎず、以て林況の概觀を窺ふに足るのであるが、これを總督府始政當時に比較すれば實に長足の進歩を示し、當時中部以南各道の林野が荒廢の極に達して居たのに比すると、今日は大體綠化の第一階段を了したと云つても過言ではない。

1 指導方針 民有林野が前述の如く荒廢せる原因には種々あるが、就中多年アカマツに偏して他の樹種特に闊葉樹を濫採すること、濫突用燃料及び綠肥の採取過度であつたこと、林木を伐り惜み生枝及び地被物を濫採すること等は、最近に於ける主なる弊害と認められる。しかしながら、地力著しく減退せる林野に於て直ちに人工を以て喬林を仕立てることは頗る困難なるのみならず、各地方に於て當面必要なる林産物は用材よりも寧ろ燃料綠肥等に在る實情なるを以て

イ 速かに林地を安定し地力の恢復を圖り、且造林費を節約する爲め人工造林よりも、天然力利用に依る林叢の構成に力を注がんとすること

ロ 用材林の造成に偏することを避けて、先づ燃料林造成に力を注ぎ、且つ優良林地利用に依り收益の増進を圖る外、農牧用地に意を用ひ農村の實情に即したる林業を行はしめんとすること

ハ 努めて稚樹及び地被物を保護し、且萌芽及び山草の濫採を制限して、造林の速成、地盤の安定、樹種の改良を圖り、また伐り惜まるゝ大木の伐採を奨むる等、森林の使用收益に關する從來の弊害を速かに矯正せんとすること

等に重點を置きてその指導方針を制定し、昭和八年一月より全鮮一齊にこれが實施に着手したのである。

2 造林奨励 李朝時代林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び奥地脊梁山脈地方に見るべき林相を残すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及び調査の端緒を啓いたが、總督府始政後積極的施設の方針を採り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸く其の緒に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ、また各道費及び面をして模範的に造林を實行せしむると同時に國費または道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ、一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外、或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて讓與することとし、殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等銳意斯業の指導奨励に努めて居る。

斯くの如く愛林思想と造林事業とは年と共に向上進展し、漸次人工造林の増加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及び道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億萬本播種量百萬立を算するが、永年の弊習は容易に革まらず、大木は伐り惜まるゝに反し、稚小木及び地被物は肥料及び燃料等として濫採せられ、造林上洵に憂慮に耐えざるものがあるので、昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定して、稚小木及び地被物濫採の弊習を革むると共に、造林樹種の選定及び造林方法の改善に付ても適當なる指導を行ふことになつたので、今後の造林事業は大に革新せらるゝ見込である。

3 記念植樹 愛林思想を涵養し植林の事業を奨励せんが爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し、全鮮を擧げて植樹を實行せしめて相當の好結果を收めたので、爾來年中行事の一として毎歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に舉行し、植栽地は當初官公衙、學校構内、部落附近等を主とせしも、後には面有林其の他の林野に對しても廣く行はるゝに至り、今や全鮮綠化運動の年中行事として益々盛況を呈して居り、植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・クリ・白楊類等がその主なるものにして第一回より第二十六回に至る植栽本數は實に四億八千餘萬本の多きに達した。

4 造林補助事業 民有林野中未立木地及び散生地面積五百四十萬町歩(將來民有となるべき國有林を含む)の内採草地及放牧地約八十萬町歩を控除するも、尙ほ殖林を要するもの四百六十萬町歩に達し、その内約二百九十五萬町歩は天然造林または造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしむる見込あり、残り百六十五萬町歩には造林費調達上比較的苦痛の程度少く、自力を以て造林を行ひ得べきもの約三割を有するも、其の他の七割即ち百十六萬町歩は造林費調達上の苦痛多く、相當の補助金を下付しなければ造林を期すること能はざるに依り、大正十四年度より造林補助金を下付し、造林の促進を期することとなつた。また前記百十六萬町歩の外全鮮各地に存する休閒荒蕪地約十六萬町歩に就ても、治水上急速造林の必要を認め、前記百十六萬町歩と併せ百三十一萬町歩に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することとなつた。造林補助の率は造林者の最も苦痛とする苗木代金の約半額即ち一町歩に付十三圓を補助することとし、(播種造林にありては種子代、肥料代、殺鼠劑等の八割以内)補助金は一旦これを道費に交付し、道費は更にこれに其の半額を加へて造林者に補

助する制度で、補助金の交付に必要な造林の設計審査、成功検査及これ等に伴ふ事務を處理する職員設置に要する経費も亦道費に補助し、道費をしてこれを設置せしむるものである。

5 施業監督 朝鮮に於ける民有林野の經營に付ては從來殆んど何等の監督をしなかつた爲、逐次荒廢の度を増進し國土の保安、治水若くは産業の開發上これを各人の自由に放任し能はざる状況に立ち至つたので、森林令に於ては新に營林監督の規定を設け造林を命じ、營林方法を指定し若くは開墾を禁止制限し、その他林政に關し必要な命令を發する權限を地方長官に附與し、以て山林の荒廢を防止し林利の保護を圖る途を講じたが、習慣を斟酌して急施を避け、漸次實效を擧ぐるの方針を採つて來た。また一般民有林野の監督に就ては、森林令第十五條に基き、各道とも森林の使用収益に關する弊害矯正の爲、道令を發布して一定行爲の制限を爲し、民有林改善上重要な法規であるが、専ら舊來の惡習たる稚樹地被物または生枝等の濫採を取締るものにして合理的經營をも拘束するものではない。

6 保安林 往昔保安林に類する禁山の制を設け嚴に保護禁養せることがあつたが、漸次廢絶に歸し森林の荒廢を來せるを以て、明治四十一年韓國政府の森林法を發布するに當り、新に保安林の制度を規定し國土の保安、危害の防止、水源の涵養航行の目標、魚附又は風致の爲必要な個所を保安林に編入し、皆伐開墾を禁止したが、明治四十四年從來の森林法を廢止し新に森林令を施行し、從來舊森林法によりて編入したる保安林も新法によるものと看做し、同令に於ても保安林に編入すべき場合は殆んど從來と異らないが、その利用制限に付ては保安林の目的を阻碍せざる範圍内に於ては、使用収益の自由を認むる方針を執り、只手入に非ざる伐木若くは開墾を爲し、落葉・切柴・土石・樹根・草根の採取若くは採掘を爲し、または放牧を爲すが如き普通制限を要すべき事項は地方長官の許可を

受けしめ、保安林取締は道郡並に警察官憲の外、國有林に在りては營林署森林主事、民有林に於ては府郡島森林主事をしてこれに當らしめ、尙保安林編入の際には營林方法を指定しまたは造林を命じ、公益上必要るときは又は保安林として存置するの必要なきに至りたるときは保安林を解除するのである。

保安林は各道を通じ昭和九年度末現在に於て合計一千八百八十五個所、面積二十四萬三千町歩にして、全林野面積の-%強に過ぎない。

7 保護及取締 舊韓國政府森林法に於て害蟲の驅除豫防命令及火入の制限等に關する事項を規定し、各種被害の豫防驅除を圖つたが、實際の指導取締不充分なりし爲實績の見るべきものがなかつた。明治四十四年森林令を制定して、森林の使用収益の弊害矯正並に害蟲の驅除豫防に對する地方長官の權限を擴張し、道令を以て私有林保護取締規則を發布する等銳意これが實行に努め、尙一面保護の實績を擧ぐるには民間の自治的活動を促進するの緊要なるを認め、在來の松契、植林契、洞契、其他新に設立せられたる森林組合等を指導監督して、濫伐濫採の制限、害蟲驅除、火災防止等森林の保護の爲に努力せしめ、更に國費を以て郡島森林主事を配置する等銳意惡習の打破に力めて來たが、其の全きを期する爲郡森林組合を廢止してその事業を各道費に繼承せしめ、昭和八年度より國費支辨の森林主事百名、道費支辨の産業技手百十一名、地方森林主事二百七名、地方森林主事補一千六十二名、合計一千四百八十一名の専任職員が、専ら民有林野の保護取締に従事することとなり、林野の保護機關は其の面目を改め林業經營の安全性を著しく増加した。

8 農用林地の設營 燃料、肥料及家畜の飼料は農家の生活及營農上缺くことの出來ない物質であつて之が供給を豐

にすることは農山村振興上極めて緊要である。而して農家一戸當此等農用林産物年消費量は約四千貫、此の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の内林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上自由はないが、林野を所有しない約百六十萬戸（全農家の五割六分）に達する細農は前記農用林産物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の獎勵等にも大なる支障を來すこととなるので、此等林野非所有農家に對し安易に農用林産物供給の方途として農用林地を設定せしむることとし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七ヶ道及黃海道の八ヶ道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林産物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定、地主の林野提供、勞物との交換等獎勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することとし此等の方法に依るも更に取得の方途なき約百萬戸に達する細農に對し面、農會等に於て農用林地を設定し極めて廉價に農用林産物を供給せんとするものである。尙一戸當所要林野面積は約二町歩と想定せらるるも林野の分布状況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

9 林産物 林産額は全鮮を通じて最近一箇年一億萬圓内外にして、その殆んど全部が鮮内に於て消費さるるの外、年々多量の用材・竹材・竹製品等輸移入せられ輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎず、昭和九年に於ける生産額は約一億六百萬圓、その内譯は用材一千七百八十五萬圓、薪材二千四百五十一萬圓、枝葉其の他の林産燃料四千二百五十七萬圓、竹材二十二萬圓、木炭二百八十六萬圓、肥料原料及家畜飼料一千四百十三萬圓、其の他の副産品二百七十九萬圓である。

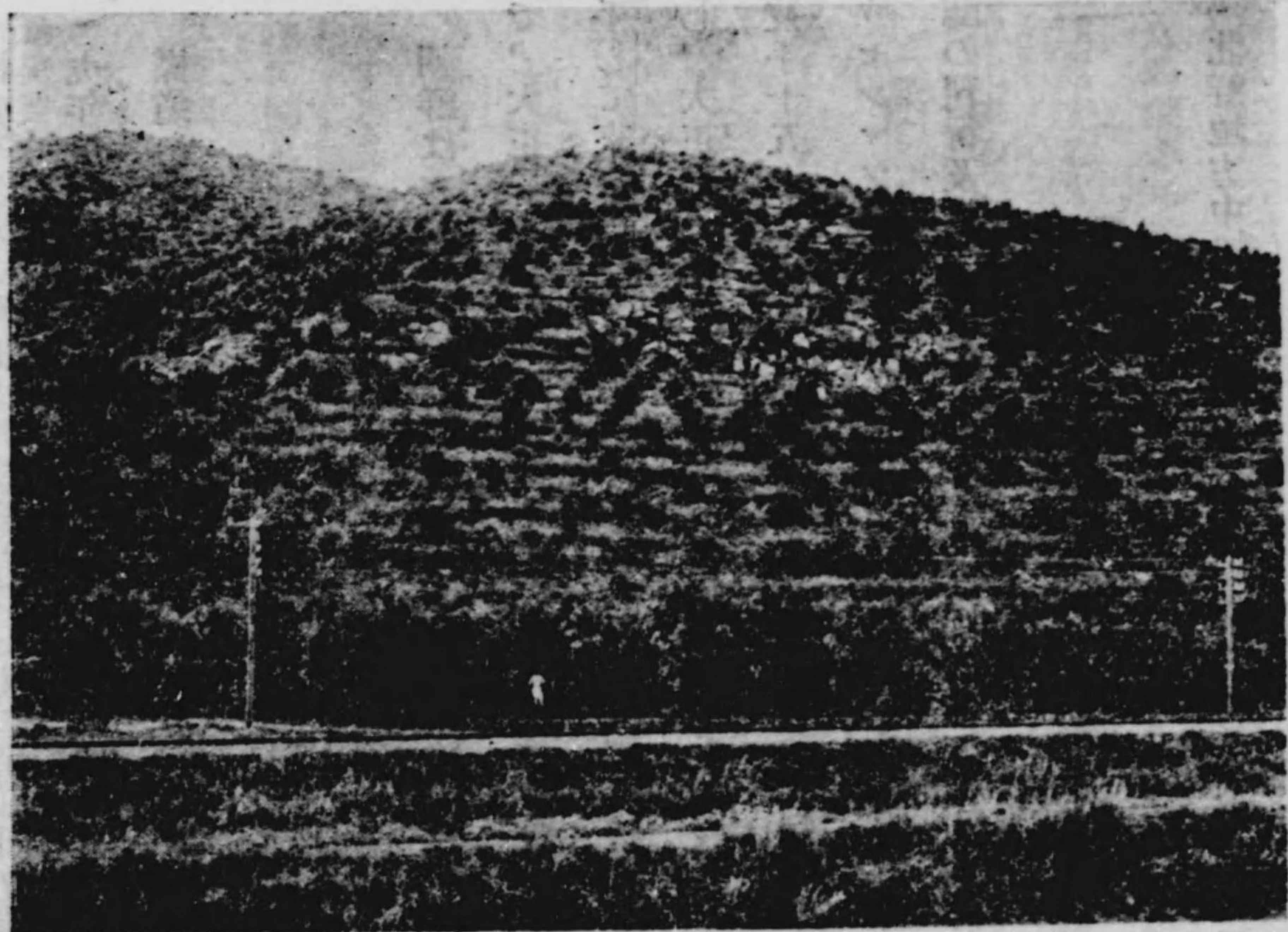
10 林産副業 朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとし、栗・黍・楮・桐等極めて有望なるもの多きに拘らず、從來地方需要の充足を主たる對策とせるに過ぎず、また獎勵方針の確立せるものなく、生産販賣に統制を缺きたる爲、その産額内容に於て見るべきもの少く、僅々六、七百萬圓程度に過ぎないのは甚だ遺憾である。然しながら林産副業の基礎たるべき空闲地は全鮮到る處に散在し、其の利用は地方林業振興上重要な事項であるから、時勢の進運に従ひ昭和八年に林産副業獎勵方針を確立し積極的獎勵に着手したのである。

11 砂防事業 大正七年度より毎年忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、錦江支流・美湖川流域の砂防造林を開始し、翌八年度よりは更に慶尙北道・全羅北道地方費に十萬圓を交付し、洛東江及蟾津江流域に同事業を擴張した。同時に荒廢林野の調査を爲したところ、その結果全鮮の荒廢林野面積四十七萬町歩にして、内一草一木をも留めざる禿裸林野は約十二萬町歩に及び、補助事業の如き姑息手段に於ては、到底復舊困難なるにより、全部國費事業と爲し、その約半數七萬町歩に對し、三十年計畫を樹て、當初十箇年分施業面積一萬五千五百十六町、所要經費一千三百九十萬圓を繼續事業として、第四十五議會の協賛を経て大正十一年度より着手したが大正十二年關東大震災、財政緊縮の結果、繰延削減を受けて一時停頓を見た。禿裸林野の荒廢も亦年と共に進み、現状の儘放置し得ざる状態であつたので、大正十四年度より三十箇年間に國費七千三百九十六萬圓を支出し、要砂防工事地中八萬二千町歩の砂防を施行することに計畫を改訂し、當初九箇年分八百六十萬圓は議會の協賛を経て着手した。然るに昭和四年度以降更に前記計畫を改め既定繼續費の年限を繰上げ、年度支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することとし、即ち前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成面積三千五十町歩を差引き、これに要存國有林野内の要砂防工事地一千五十町歩を加へ、合計八萬町歩を昭和四年度以降二十箇年間に完了することとし、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限、即ち昭和四年度以降八年度に至る五箇年（此總額六百十萬圓）を三箇年に短縮して實行中の

處、再び財政緊縮の影響を蒙り、再度年度割支出額を變更せられ、昭和十年度は五十七萬八千圓の割當となつて居たが、最近第二期砂防計畫として昭和十年度より十五箇年間に國費・道費・洛東江事業費合せて五千八百萬五千圓を支出し、砂防事業を施行することとなり、昭和十年度の割當額は四百六十一萬餘圓（國費事業六十萬圓、道費事業百二十六萬圓、洛東江事業費二百七十四萬圓）となつて居る。次に既往の實行成績を舉ぐれば左の通であつて、年と共に砂防の効果を顯著に舉揚して居るのである。

（昭和六年度以降の分には窮民救済及時局應急施設事業の實績を含む）

年 度	施 行 面 積	植 栽 本 數
大正十三年度	五二町	三九一 <small>千本</small>
大正十四年度	四七〇	二、四六〇
(大正十五年度)	七六二	四、〇七〇
(昭和元年度)	九九〇	五、七九七
昭和二年度	一、〇四四	六、二四五
昭和三年度	二、四六〇	一三、七六四
昭和四年度	一、九七三	一〇、四七一
昭和五年度	六、三〇三	二七、六〇一
昭和六年度	一〇、五一二	三七、九六六
昭和七年度	一一、四九四	三八、一一一
昭和八年度	一〇、六三八	三〇、九八五



植 林 状 況

12 窮民救済砂防事業 砂防事業は其の目的が治山治水で

あるが、其の經費の七割以上が勞銀なる故に、窮民救済事業として最も適當なるものである。幸ひ昭和六年度より昭和八年度に至る三箇年間に黄海道を除く各道地方費をして七百五十萬圓の起債を爲さしめ、失業救済の一助として砂防工事を実行して來たのである。而して其の償還財源として國庫より元利合計の八割の補助を受くるのである。尙昭和九年度に新に第二次窮民救済事業を實施した。其の總額は二百七十萬圓で第一次の分と同様の方法に依る起債をなさしめ、これが償還に對し元利金の八割を國庫より補助するものである。

13 時局應急施設砂防事業 砂防事業は前述の如く農山村の救済事業として最好適のものであるが、近時農村の經濟状態著しく疲弊し、これを放置するに於ては收拾し得ない事態を惹起する虞があつたので、昭和七年度より時局應急施設事業として砂防事業を實施することとなり、

國費事業八十萬圓及地方費事業として百二十五萬圓を實施し、昭和八年度に於ても昭和七年度と同額を實施し、同九年度に於ては道費事業を中止し、國費事業のみ四十萬圓を實施した。而して道費事業の資金は窮民救済事業と同様道をして全額を起債せしめ、これが償還に對し元利金の八割を國庫より補助するものである。

四 試験及調査機關

朝鮮は大陸的氣候の影響を受け、森林植物の種類、分布及林木の生育状態等内地と全くその趣を異にして居るので、大正二年度より京城及び光陵に試験地を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗及造林に關する調査研究並に試験に着手して來たが、尙林業全般に亘りて研究することが出来なかつたので、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し、大正十一年八月京城府清涼里に本場を創設し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見た。現に技師五人、屬二人、技手十五人を以て各種の調査及試験を行つて居る。而して多年養苗上の難問題とせられて居るテウセンカラマツ・テウセンマツの養苗に付、相當の効果を收め樹苗養成指針を刊行し、また朝鮮森林植物編の編纂、主要地方の森林植物誌の刊行及林業試験報告等を發行し林業の進展に資して居る。

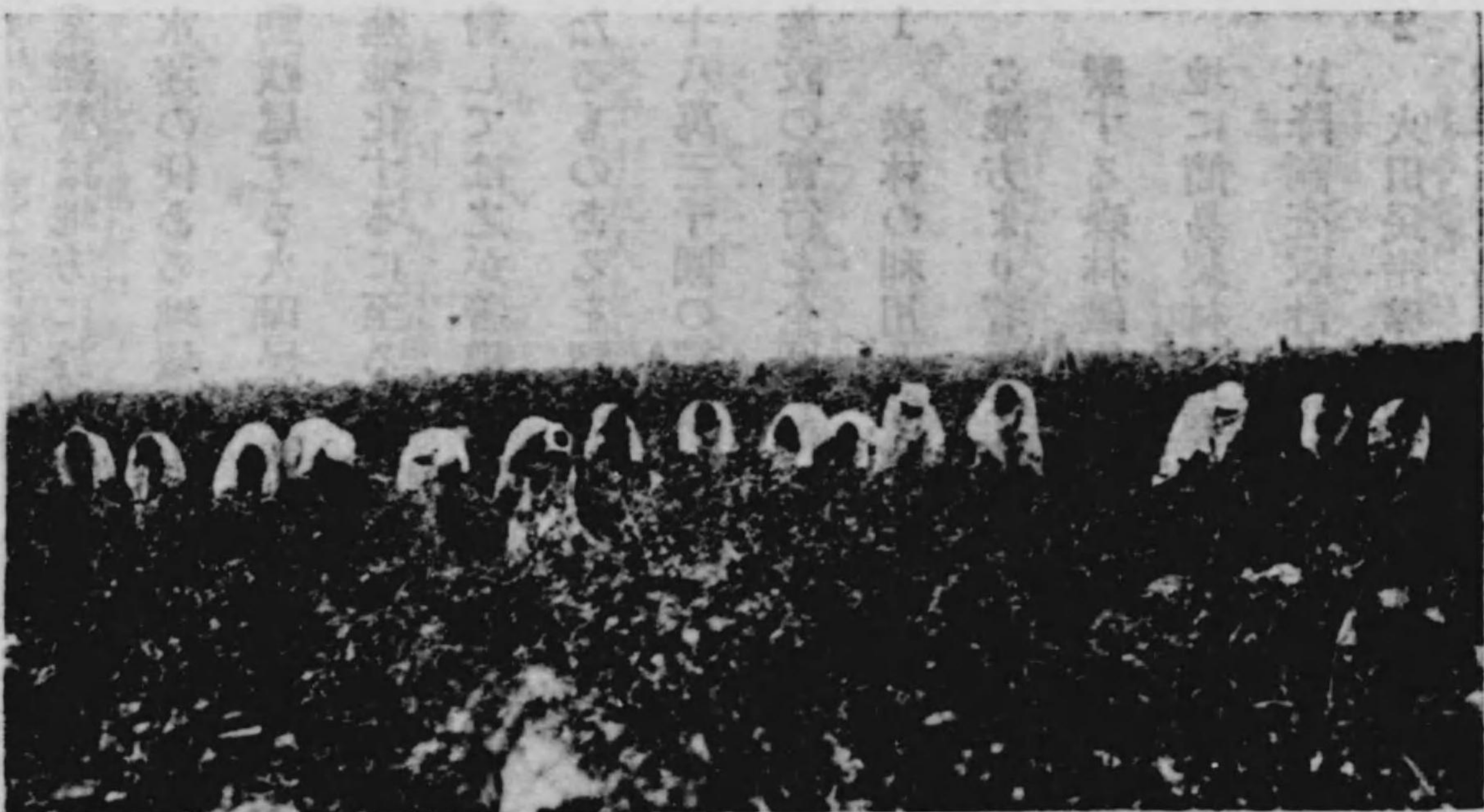
五 北鮮開拓事業

北鮮地方中鴨・豆兩江の上流地帯である平安北道江界・慈城・厚昌・咸鏡南道長津・山豊・三水・中山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩（約一千四百里で内地四國地）は要存豫定國有林

野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮内隨一の密林地帯を包藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる、併し乍ら從來交通運搬の利便を缺き爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態であり、而も一方保護機關の手薄に乗じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林内隨所に存在する肥沃な農耕地も遂に荒地化するに至る等天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發と保護増殖を圖り、一面既往の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導及農耕地等の開放處分(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述べれば左の如くである。

1 森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標とし、拓殖鐵道及惠山線と連繫する森林鐵道（九線、二）を敷設するの外、之が附帯設備として山元より森林鐵道まで軌道（二六四）を敷設し、又山地に簡易製材工場（二二）を設け、以て林産物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度に於て着工を見現に實施中である。

2 火田民指導及農耕地等の開放處分本施設は既往の火田民四萬戸二十數萬人（開拓事業計畫に於ては昭和五年九月豫定せるも事業着手當時調査の結果上記の通増加せり）に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉なる自作農として定着せしめ繁榮ある山村を建



良農化つゝある火田民の耕作状況

設して拓地殖民の先驅たらしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地(但し現住地方に於て供與すべき適當の替地なきときは移轉料を支給し移轉收容を爲す)を選定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付を爲し、爾後火田民が定着したるときは之を讓與するの方針を以て目下銳意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導獎勵其他定着上必要なる施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、既に大部分の地域に對しては昭和七年度及九年度に於て山農指導區四十五箇所(指導手一)及同監督事務所五箇所(各所監督技手一名の外關係營林署及郡職員の一部を)を配置し、夫々實情に即した實施計畫に依り農法の革新、副業の普及・燃料消費の節約其他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促し來れる結果、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好

であるが、猶指導機關未設置の地域に對しては昭和十一年度に於て山農指導區十六箇所及同監督事務所一箇所を配備し以て齊しく指導施策の實行を圖る豫定である。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に其の所在地域面積其他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始した。

3 森林保護 前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導し、定着を策すと雖も今後新規の冒耕は絶対禁遏するは勿論其他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とするが、從來地域内に於ける森林主事の配置人員は僅に九十名で其の一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩(一五方)を算し又一森林保護區は總數五十三區で之が平均擔當面積は四萬一千町歩(二六方)の大きに及び其の配備頗る稀薄であるが爲開拓事業計畫では之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することとし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を新設し、且森林主事十一名及森林主事補二百四十二名を増配し、既設機關と併せ其の不斷の活動を促すと共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺に依り森林愛護の實を擧ぐるに努め來つた結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、漸く其の跡を絶つに至り、豫期以上の好成績を收めてゐる。

第四章 水産業

一 水産業の發達

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ、海岸線の延長實に一萬七千五百八十軒に達し、地勢・氣候及潮流の關係等、天恵に豊かであるが故に、水族の棲息亦饒多であつて、有利の漁場に富んで居る。日韓併合以前に於ては漁政の基礎が薄弱で、營業の安固を缺き、また漁業に關する施設としても何等見るべきものがなかつたばかりでなく、一面漁民の多くは無智であり、其の經濟狀態は極めて貧弱であつた爲、徒らに舊套を墨守するに過ぎない狀態で、到底斯業の進歩發達を期することが出来なかつた。従つて當時の水産業が朝鮮産業上の地位に於て、微々たるものであつたことは察するに難くない。併しながら最早今日に於ては、其の進展は刮目に値するものがあり、我が朝鮮に於ける重要産業の一として確固たる地歩を占むるに至り、昭和十年の生産高は實に一億三千三百八十八萬圓に達し、未曾有の數字を示したのであるが猶無限に發展の餘地を藏してゐる。斯くの如く今日の隆盛を來せる所以は、當業者の孜孜たる努力と、當局の之に對する指導獎勵及其の施設宜しきを得た結果に外ならぬ。今この半島水産業發展の歩みを概観しよう。

二 漁業に關する法規

漁政の根幹を爲すべき朝鮮水産業の根本法規は、韓國時代の漁業法に濫觴するもので、其の後、明治四十四年に至



り漁業令を制定し、爾來二十有餘年間の活用に依り、多大の實效を挙げたのであるが、前述の通り朝鮮に於ける水産業が舊態を革めて長足の進歩を爲し、同令に依ては最早朝鮮の漁業界を律するに幾多の不備缺陷を生ずるに至つたので昭和四年一月朝鮮漁業令を公布し亞いで同令施行規則、其の他の附屬法規を發布して、昭和五年五月一日よりこれを施行したのである。新令に於ては、現下の實狀に照し舊令を整備補足したるは勿論、將來の變遷に備ふべき規定を創定したのであつて、漁業令の適用範圍の擴張、外國人の漁業及漁業權享有の制限又は禁止、漁業制度の整備、漁業權の確立、漁業に關する土地物件の使用又は處分の制限、水産動植物の蕃殖保護及漁業取締制度の整備、漁業組合・水産組合及各其の聯合會に關する制度の整備、補償制度の創設及裁定制度の整備、罰則の整正等は、改正の主要なる點である。

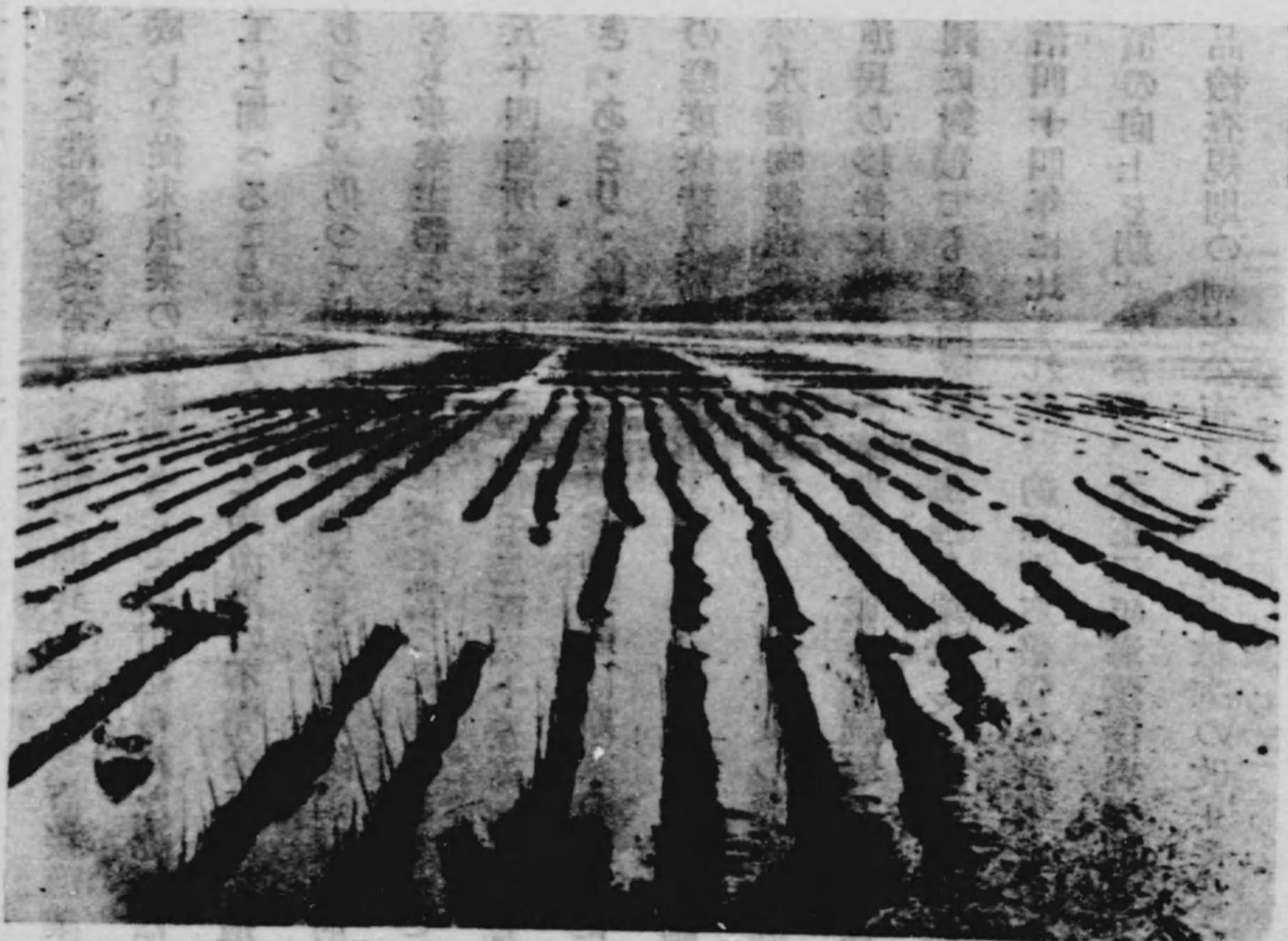
三 水産業の概況

既述せる如く、朝鮮沿海は洄游魚種極めて多く従つて優良なる漁場に富んでゐるので、本府は始政以來既存漁場の開發に努める一方、有利なる新漁場の探検に力を致し、既にその實效を擧げしもの多々あり、尙近時沖合漁場開拓の氣運が醸成され、朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興を促し漸次漁場は擴大されつつある。

朝鮮在來の漁法は、其の種類三十餘種あつて、この中には稍々見るべきものもあるが、概して幼稚な漁法であつた。ところが明治三十七年通漁條約の改締に依つて、内地人の通漁移住が認められ、内地人多數の通漁移住を見るや、其の先進せる漁法を倣ふ者漸く多く、就中巾着網・縛網・大敷網・角網・桝網等、内地式漁業の盛況を來し、殊にいわし地曳・延繩漁業の如きは漁船・漁具の設備は勿論、漁獲及び其の處理方法も、内地人と全然同様に操業するに至つたのである。斯くの如き漁法の進歩は必然漁船の改善を誘致し、是亦舊來の面目を一新するに至り、加ふるに本府及地方廳は、相呼應して各種漁業及漁船、漁具の試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具、漁船の給與、或は其の補助等各般に互つて適切なる指導獎勵を怠らなかつた爲、その發達著しく、昭和十年に於ては漁船總數四萬七千八百五十八隻を算するに至つた。併し乍ら朝鮮沿海漁場の現況よりすれば、尙その數に於て不足があり、船質も亦優良とは云へないのであつて、將來その數の増加と、質の向上とを圖ることが必要である。而して朝鮮型漁船及戎克船の外は造船材料の產出乏しきと、船匠不足にして、その技巧また概して不充分なるとに因り、從來多くは内地より移入して居たが、近時朝鮮内造船業の進歩に依り、材料の一部を内地に仰ぐの外は朝鮮内に於て造船せらるるものもあるに至つた。

次に港灣の良否は、漁船・漁具と共に、直接漁業發達の消長に及ぼす所、甚大なるものがあるが、自然に港灣を形成し、從來漁業の根據地として利用せられた港灣は約三百箇所あつたが、其の多數は天然の形成に放任して、殆ど人工を加へることがなかつた爲漁港の不完全に因る遭難頗る多く、其の被害額年々十萬圓乃至七十萬圓を算する状態であつた。仍つて朝鮮總督府は大正元年以降道費・府・邑・面等の地方團體の企業に對し補助金を交付する一方、國自らも事業主體として漁港修築に當つたのである。これが爲着々と漁港は改修せられ、今日迄の實績に依れば、施工港五十四箇所に達し、總工費千二百六十五萬圓を投じてゐる。その他、干潟・淺海の利用開發を目的とするのり・かき・あさり・はまぐり増殖獎勵補助は斯業の進展に貢獻する所大なるものあり、又現在は廢止せられてゐるが、鮮魚の鮮度保持及需給の圓滑を圖る爲の水産物冷蔵獎勵補助等の施設も大いにその效果を收めたのである。

水産物製造業の發達過程は、一般漁業の發達と其の歩を同じうするもので、在來十餘種の小規模な製造業は、内地漁民の移住に伴つて漸次斯業の發達を誘導し、年産額六千五百一萬圓に達し、尙製造技術の向上は、内地を始め諸外國に對しても製品販路の擴張を招致し、其の輸出額は三千百十四萬圓にして、略々鮮内消費額に相等しく、之を明治四十四年に比すれば、約二十六倍強の激増を示して居る。斯く水産製造業の發達するに伴れ、製品々質の改良と聲價の向上を期せんが爲、大正二年海藻検査規則を發布して、六種類の海藻に付検査を開始し、亞いで大正七年水産製品検査規則の制定公布を見、爾來數次の改正に依つて、今日に於ては輸出水産製品の大部分の検査を施行することになつて居る。



全南の海苔養殖場

優良な漁民の養成は、漁業發達の必須要件である。從來本府及地方廳は、常に意を用ひて漁業の試験・實地指導・傳習及講話等に努めた結果、其の成績は極めて良好で、地方中堅の模範漁民を養成しつつある。一方水産教育機關としては、現在公立水産學校が三校、實業補習學校が一校あつて、これ等の卒業者は夫々水産方面に活躍し、斯業の開發に努むる所が尠くない。

次に漁村の繁榮は、漁民の團體的活動に俟つべきもの多きに鑑み、本府は夙に漁業組合の設立を促進して、國庫補助等に依り其の活動を援助した結果、目覺しい發達を遂げ、昭和十一年七月末現在に於ける組合數は百九十八に達して居る。尙前述の朝鮮漁業令發布に際しては、これ等漁業組合の統制ある活動を促す爲、各道に漁業組合聯合會の組織を認め、これに法人格を與へて、その有機的活動を爲さしめつつあるのであつて、昭和十一年七月末現在に於ては既に七道に漁業組合聯合會の設立を見てゐるのである。

また各道には道水産會があり中央にこれが聯合組織に依る朝鮮水産會あり、政府と民間とに介在して公共的機關として水産業の改良發達を圖り、一面國家水産行政の補助機關たるの機能を發揮して居り、更に業態を同じうする者を以て組織する水産組合並に同種の水産組合を以て組織する水産組合聯合會あり其の組合十七、聯合會一であるが、これ等水産團體の健全なる發展は半島水産業の將來に貢獻する所甚大なるものがあるであらう。

四 漁獲高及製造高

以上朝鮮水産界を一瞥したのであるが、今や斯業の生産額は明治四十四年に於ける漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓に比し、昭和十年に於ては漁獲高六千五百九十六萬圓、製造高六千五百一萬圓に達し、漁獲高に於て九・七倍強、製造高に於て二十四倍強の激増振りを示して居る。今昭和十年の統計に依り重要品種の漁獲高及製造高を示すと左の通りである。

品名	價額
まいわし	一六、六三八 <small>千円</small>
かたくちいわし	三、三六五
さば	五、四三八
めんたい	四、一九一

(一) 漁撈竝に漁船に關する事項

- 1 メンタイ漁業試験 朝鮮東海岸未開の漁場を探索して新漁場を發見し、適種漁具漁法の試験を行つて漁獲の増産を圖る爲大正十一年度以來繼續實施中のものである。先づ朝鮮海灣主要漁場の性狀調査を行ひ、更に漁撈技術的、海洋學的、生物學的研究によりその分布、洄游、漁況と海況との關係を明にし、適種漁具漁法の完成、新漁場の探索に努めてゐる。
- 2 西海岸沖合漁業試験 昭和四年度以來繼續實施中のもので、今日迄の經過に於ては沖合廣大なるアジ、サバの新漁場を發見し、當業者を誘導して年額二十萬圓の漁獲を見るに至つたが、更に尙之を擴張すべく試験調査を續行中である。
- 3 マイワシ漁業試験 マイワシの洄游狀態を明にし、沖合に於ける漁獲方法を講ずる爲試験を施行中である。其他東海岸深海漁業試験を實施して漁業の基礎的研究に對し重要なる資料を得、マス漁業試験によつて同漁業の開拓に資しつゝある。
- 4 漁船試験 實地試験調査に基いて標準型漁船の設計を完成し、漁船改良に關する講習講話を行ひ優良漁船の普及に努めてゐる。

(二) 製造加工竝に生化學に關する事項

- 1 鮮魚の冷蔵に關する試験 鮮魚輸送方法及諸種の製造方法を改善することを主眼として、大正十一年本場の事業開始と同時に着手し、引續き諸種の問題を處理し今日に及んでゐる。
- 2 魚類の内臓利用に關する試験 内臓中にある強力なる消化酵素の分離、コノワタ、ウニ卵の如き薄鹽物の製造及貯藏に冷蔵のutil、明太魚肝油中のビタミン含有量、明太魚、鱈内臓諸器管の化學的構造及其の營養價值等に就き試験を實施し來つてゐる。
- 3 マイワシの處理に關する試験 搾粕原料の腐敗防止、魚體の部分的加工、家畜飼料を目的とする魚粉の製造、搾粕より食料魚粉の製造、トマトサーヂンの品質の改善、ベツパーサーヂンの創製等に關し諸試験を施行し、更に朝鮮産マイワシの生化學的研究を繼續實施中である。
- 4 朝鮮海苔の生理に關する試験 海苔莖の露出と成育狀況との關係、海水疏通の良否と成育との關係、時期による成育狀態と化學成分の變化其他精細なる試験研究を行ひ、從來當業者及學者によつて全然解明し得なかつた多數の興味ある新事實を發見し、慶南、全南、忠南の試験地に於ける實地試験と相俟つて養殖方法の改善、新海苔漁場の開拓に多大の貢獻をなしてゐる。
- 5 干潟地利用に關する試験 西海岸の廣漠たる干潟地の利用法を講ずる爲、目下アサリ及カキに就き各々其の生理に關する試験を實施中である。
- 6 鹹水活魚の輸送竝に蓄養に關する試験 ハモ、アナゴの輸送、カザミの蓄養竝に其の活輸送に就き試験に着手してゐる。

其他凍乾明太魚の改善に關する試験にあつては釣明太魚の價值を昂め、ケガニ罐詰に關しては青變防止試験を

行つてその製造方法を確立し、網地防腐劑の研究によつてコツパオレットの價値を定め、輸出好望品の創製に關する試験を施行して「ベツパーサーデン」の外「フィナンハデー」の製造に成功し、更に又「カタクチイワシ油漬罐詰」に就き試験中である。

(三) 養殖竝に生物調査に關する事項

- 1 重要水産生物の種の査定及分布調査 「魚類」については朝鮮産魚類約六百種の種類及分布状態を略々明にし、「貝類」に付ては朝鮮産重要二枚貝及巻貝の種類並に分布に就き繼續調査中であつて尙「頭足類」「蝦類」に就ても漸次調査の歩を進めつゝある。
- 2 重要水産生物の生態及生活史調査 朝鮮産重要水産生物に就き其の習性、環境との關係、蕃殖、發育、各時期の生活状態等に就き年來調査を繼續し來つてゐる。「魚類」に就ては朝鮮産のものは大半既にその生活史の輪廓を明にし更に昭和十一年度よりは「頭足類」に着手した。
- 3 沿岸養殖に關する調査及試験 「二枚貝の浮游期及底棲初期の稚仔に關する調査」にあつてはアカガイ、アサリ、イガイ、ハマグリ、モガイ、バカガイ等につきこれを行ひ又、「重要貝類の生殖時期の調査」を繼續實施し、更に又「アカガイの養殖試験」を施行して新事業勃興の機運を見るに至らしめた。
- 4 鎮海養魚場に於ける淡水養殖に關する事業及試験 「事業」としては鯉稚魚及卵、カムルチー稚魚の配布、公魚卵の人工孵化移殖、養魚場の設備及作業を利用する淡水養殖に關する實地指導、親鯉委託試験、淡水養殖現地出張指導等、又「淡水養殖試験」としては、コイ及カムルチー採卵及稚魚養成試験、コイ養殖に關する試験、カムルチー養殖に關する試験、北鮮大型フナ養殖試験、貯水池利用及水田利用養殖試験、小鮎移殖試験、活魚輸送試験等であつて、更に又淡水養殖適地及適種調査をも行つてゐる。

(四) 海洋調査に關する事項

- 1 沿岸定地海洋觀測 大正五年七月總督府水産課の事業の一として全鮮沿岸十箇所の燈臺に觀測を囑託せるもの、本場創設以來之を引繼ぎ漸次觀測場所を増設し、尙地方水産試験場とも連絡をとり、現在全鮮三十五箇所にて施行してゐるものを本場に於て取纏め、其の成績は月々發行の海洋圖に載せ發表してゐる。
- 2 近海々洋觀測 「定線横斷觀測」は各道水産試験場並に隣接内地各縣水産試験場と連絡をとり月々各地先沖合の定線を觀測するもので、その成績は本場に於て之を取纏め、月刊海洋圖に輯録發表してゐる。其の他隨時調査船鸚丸により朝鮮近海の觀測調査を施行し、近海々洋状態の闡明に努めてゐる。
- 3 海潮流の觀測調査 「表面海流」に關しては朝鮮各道水産試験場と協定して海流瓶調査を實施し、鸚丸船上より潮流計を以てする「海潮流の調査」は、大正十二年以降年々隨時沿海各所に於て行つてゐる。
- 4 重要魚類河游調査 重要魚類の河游経路並に其の範圍等を知る爲に地方水産試験場とも連絡をとり、標識放流を施行し來つてゐる。
- 5 浮游生物に關する調査 重要魚類の産卵場並に其の發生状態を知る爲、又海流系統を浮游生物の分布の状態より

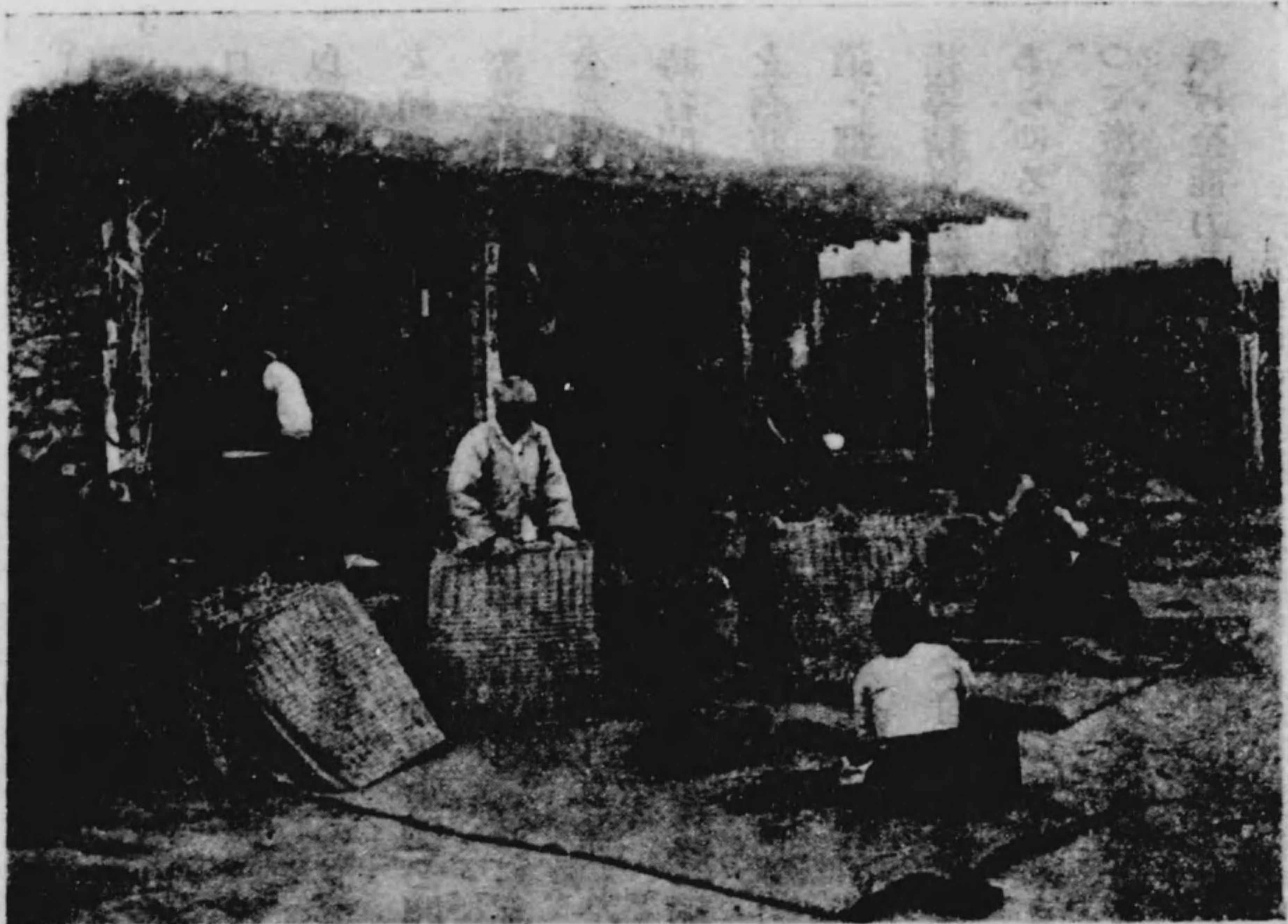
明かにする爲、或は又魚族の洞游、漁業の豊凶と浮游生物との關係を研究する爲、調査船により採集せられた魚卵、稚魚、其の他一般浮游生物に就き調査の歩を進めてゐる。

6 海洋観測調査に關する基礎的研究 観測調査 實施の傍ら、海洋観測の方法其の他に關する基礎的研究を行ひ観測調査實施方法の改善に努め來つてゐる。

7 朝鮮近海々洋圖 各水産試験場で毎月々初施行する朝鮮近海の観測の結果を取纏め海洋圖を作製し、毎月一回發行して關係者に配付してゐる。

第五章 農山漁村の振興、自力更生事業

1 農村窮乏の實狀及其の原因 朝鮮に於ては往時から土地兼併の風盛に行はれた爲、農家戸數の約八割は小作並に自作兼小作に依る細農階級で、而も其の多くは教育に恵まれず民度低く民力乏しく、殊に併合前多年の稅政は此等農民の自覺、信念、理想等農民としての精神を根低より銷磨せしめ、精神的にも經濟的にも漸次頹廢して自暴自棄に陥り、折角の耕地も殆んど改良增收の途を講ぜず勞力の大半は尙之を餘して顧みざるの狀態である。随つて農家の經濟は極て貧弱にして現金の收支年五、六十圓乃至二百圓程度の者最も多く、此等は端境期に於て食糧に不足を訴へ食を野生の草根木皮に求むるが如き者其の數百餘萬戸に及び、一面高利の負債は漸次増嵩して其の重壓に喘ぎ所謂過去に追はれ現在に苦しみつゝ醉生夢死の境涯を彷徨し來たつたやうな狀態である。是れ固より農民自體の無自覺、無節操に基因すること勿論であるが、亦以て政治・經濟・教育等を始め社會全般の組織並に環境に禍さ



更生指導農家に於ける全勞働者狀況

れ、指導に十全の効果を擧げ得なかつた點にも胚胎し、尙一面には輓近物質文明の擡頭するに伴つて農村の特色たる自給自足經濟の領域を脱して資本主義經濟の禍中に投じ物質偏重、都市文化至上等の思潮に眩惑せられたるが如きも積年の疲弊に一層の拍車を加ふるに至つたものであつて、随つて之が窮乏打開の途も自ら此等各方面の覺醒に俟つべき點が少なくないのである。

2 農村救済の必要及其の對策 斯る恵まれざる多數農民の存在は人道上閑却すべからざる事象であると共に朝鮮統治の大患である。是を以て歴代の統治者は常に此の點に鑑み苦心經營を重ね來たつたのである。抑此の窮狀を匡救打開する方法は凡そ二ある。即ち其の一は土木・砂防事業等の勞銀撒布に依る救済施設で其の二は自力に依る農家經濟建直しの方策である。前者は固より應急の措置に過ぎず其の効果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を根強く起ち上らしめんが爲に

は後者の自力更生運動即ち農家更生計畫の實施の外途なきを以て之を朝鮮更生の一大方策として昭和七年以來遂行し來つたのである。

- 3 農山漁村の振興、自力更生運動の經過 農山漁村の振興、自力更生運動は上叙疲弊窮迫せる農村の現状に直面し且内外の非常時局に際會して速に根本的の振興對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來急速度を以て展開し、先づ其の準備として振興對策の立案、運動、組織の統制、指導機構の完備、指導網の擴充等に専念全力を傾注したのである。即昭和七年夏知事會議を開催し先づ本運動趣旨方針の大綱を示し更に内務・産業兩部長會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に互つて一齊に農村振興委員會を設置し各種指導機關の聯絡協調並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日を卜し全鮮一齊に精神作興に關する 詔書の奉讀式を舉行し、總督亦非常時打開に善處すべき聲明を發し、各道知事之に順應して諭告を發し、續いて全鮮の郡守・島司及關係の官公吏多數を召集して講習會を開催する等、各方面より極力民心の作興に努むると共に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・警察官署・漁業組合等所謂第一線の指導關係諸員に對し農村振興に關する指導精神並に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努力し、あらゆる階級公私の機關一般民衆を打つて一丸として着々所期の目的達成に邁進したる一面、總督自から陣頭に立つて激勵を加ふると共に本府幹部及其他職員を常時地方に派遣して極力其の指導督勵に當らしむる等今や半島を舉げ全能力を發揮して本運動の強化徹底に努めつゝあるのである。
- 4 農山漁村更生計畫實施上の精神 農村振興運動の中樞施設である農家更生計畫の樹立實行方に關しては昭和八年

三月七日附政務總監通牒を以て其の具體的方針を示したのであるが其の要旨とするところは

- (イ) 不足食糧の充實を期すること
 (ロ) 現金收支の均衡を得せしむること
 (ハ) 負債を根絶して其の重壓より免れしむること
- の三點を經濟更生上の目標と定め(イ)勤勞好愛(ロ)自主自立(ハ)報恩感謝の三點を精神的指標とし、自給自足と餘剩勞力の利用消化とを勞農の鐵則として、個々の農家を指導の對照に概ね五箇年計畫を以て其の生活の安定を得せしめ、漸を追うて向上の域に誘導するを當面の要諦とせるものであつて、右方針の下に昭和八、九兩年に於ては差當り一邑面一部を標準として之が實行に着手したのであるが、其の數五千百十部落十二萬戸にして之に同十年度實施のものを合算すれば 八、九五九部落、二〇〇、〇〇〇戸に達して居る。
- 尙漁村に就ても右農村に於ける施設同様漁家各戸の更生計畫を樹立し(イ)現金收支の均衡(ロ)負債の根絶(ハ)備荒貯蓄の三點を更生目標と定め營漁方法の改善、營農組織を加味せる 自給自足範圍の擴大、消費節約其他精神的方面の指導を特に強調し、漁業組合を指導主體として全鮮約二千五百部落、十萬戸の漁家に對する更生計畫を擴充實施することとし、其の具體的方針に付昭和十年四月政務總監通牒を以て夫々地方に示達し實行に移つたのである。

- 5 本運動の效果 本運動開始以來内鮮人間の融和協調、官民相互の親和提携等統治上喜ぶべき機運を一層醸成すると共に一般民衆に對する勤勞精神の振作・生活の改善・消費節約・國旗掲揚・色服着用・隣保共助等汎く美風良俗

を馴致し納税成績の向上・貯金増加・農産の増収・各種犯罪の減少等著しく効果の見るべきものがある。
就中昭和八、九兩年度實施農家更生計畫の實績は左表の通り豫期に優る成績を収め、本運動の成果を如實に物語つてゐるのである。

昭和八年樹立更生計畫實績

計畫樹立の部落數	一、九八八部落
同 戸 數	五五、五二二戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸數	三、一五八戸	量	七三、五八四石	一戸當	二、三一升
計畫實施一年間の食糧充實	右 充 實 歩 合	六、九三九	二五、八四〇	、八二	三割五分	

負債償還成績

計畫當時の負債	戸數	四三、三二七	金額	四、九六五、九五〇円	一戸當	一一五円
計畫實施一年間の負債償還	右 償 還 歩 合	五、六四九	一、〇六三、三一七	二割二分	二五	

昭和九年樹立更生計畫實績

計畫樹立の部落數	三、一二二部落
同 戸 數	六一、七三九戸

不足食糧充實成績

計畫前の食糧不足	戸數	三六、一四六	量	七五、三一四石	一戸當	二、〇八升
計畫實施一年間の食糧充實	右 充 實 歩 合	一〇、三二七	二五、七六五	、七一	三割四分	

負債償還成績

計畫當時の負債	戸數	四八、二五三	金額	五、一九八、五三六円	一戸當	一〇八円
計畫實施一年間の負債償還	右 償 還 歩 合	一〇、九五五	一、四三三、〇四二	二割八分	三〇	

6 更生指導部落擴充十箇年計畫 本府に於ては叙上の實績と既往の體驗竝に邦家四圍の情勢等に鑑み、此の機を逸せず速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體舉國一致の實を擧ぐるの要緊切なるものあるを認め、昭和十年度以降概ね十箇年間に既設昭和八、九兩年度實施部落の外全鮮約七萬部落（戸數二百十八萬戸）に對して年

次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に互る大衆生活の安定を得しめて農山漁村匡救の根本且恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了へた農家は之が實行を官邊の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自體の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其他各般の施設を講じつゝあるから、藉すに相當の時日を以てしたならば此の大事業の所期の目的に到着することも敢て難事ならざること確信するものである。

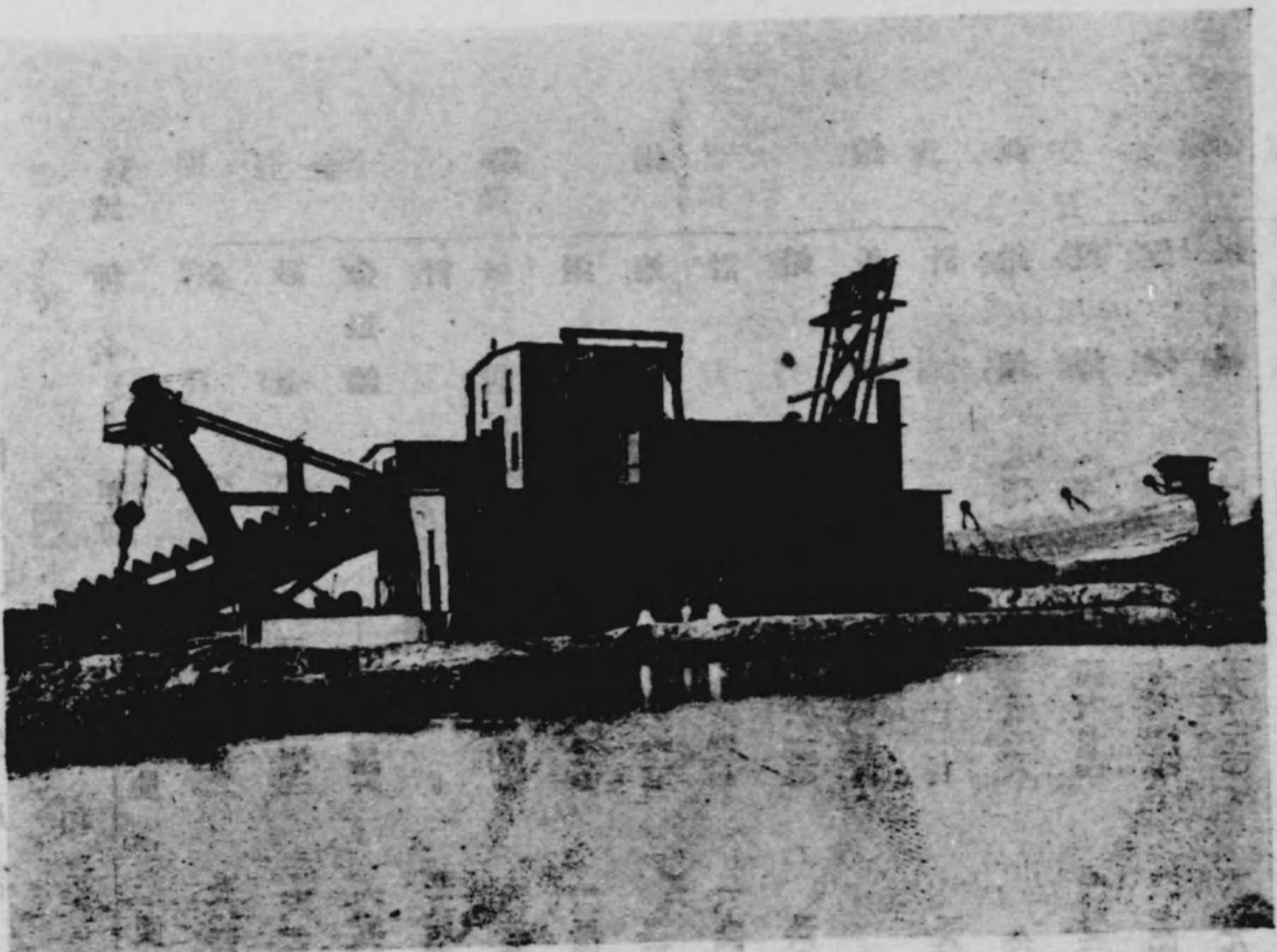
第六章 鑛業

一 鑛業の概況

朝鮮に於ける鑛業は金・砂金・鐵・黑鉛・石炭等を其の主なるものとし、其他硫化鐵鑛・タングステン・水鉛・高嶺土・硅砂・明礬石・螢石・マグネサイト・重晶石等各種鑛物も尠からず賦存してゐる。始政以來鑛政の刷新と地質鑛床の調査を重ね各種鑛物の賦存状態を明にし、豊富なる資本と進歩したる技術の移入に努めた結果、最近に於ける朝鮮鑛業は各方面に互り著しき發展の傾向を示してゐる。

鑛業の出願は逐年増加の趨勢を示し、特に大正五年乃至八年の如き鑛物價格の昂騰と一般經濟界の好況とに依り、一年三千乃至五千件と云ふ激増を來たし、各種鑛業の異常なる活躍を見た。

世界大戰終熄以來、一般經濟界の不況と鑛物市價の暴落に累せられて、一時鑛業界は不況の状態に陥つたが、最近



砂 金 採 集

二 鑛産額

軍需工業・化學工業の勃興と内地大資本の進出に刺戟せられて、漸次好轉の趨勢を辿りつゝあり、殊に金輸出再禁止以來、金鑛業熱は遽に勃興して來た。昭和十年中の鑛業出願は一萬百五十三を算し前年に比し七百六の増加を示し、昭和十年末現在の鑛區數は五千五百九十六にして、これ亦一千二百四十二鑛區の増加を來したが、その鑛種別は金・銀鑛が首位を占め、金・銀・銅・亞鉛等多種類鑛區これに次ぎ、石炭・鐵・黑鉛と云ふ順序になつて居る。

鑛産額は併合當時僅かに六百六萬圓に過ぎなつたものが大正七年には一躍三千八十三萬圓に達しその後財界の沈淪に伴ひ、大正十一年には一千四百五十萬圓に減じたが、同年末頃より金鑛業復活の曙光見へ、續いて諸般鑛業も次第に堅實味を加へ活氣を帯ぶるに至り、昭和十年に於ては八千八百四萬餘圓を産出してゐる。

昭和十年生産額 (前年比較)

鑛種名	單位	昭和十年		昭和九年		比較増減(△)	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
金	(瓦)	三三,〇〇〇,九五二	五八,三三〇,九三二	一〇,七二〇,五五二	三三,二四〇,九三二	△一六,〇〇〇,〇〇〇	五,一〇六,〇〇〇
砂金	(同)	三,三〇九,七三三	七,一三六,七九六	一,七七〇,〇六一	五,三三三,三三四	一九九,三三一	一,八二三,四五三
金銀鑛	(同)	五八,一四六	六,五〇三,九五九	三七,九六八	二,五二一,四八二	三〇,一七八	三,九八二,四七八
計	(同)	—	五二,九六〇,六七六	—	四一,〇四九,七三九	—	一〇,九一〇,九三七
銀	(瓦)	三九,三四五,四五九	二,五五八,一三〇	三二,二八七,一八一	一,四六八,〇七九	八,〇五八,二七八	一,〇九〇,〇五二
銅	(同)	二,一六九,五二七	一,五五五,七九七	一,四三四,三六八	九三三,〇三二	七,〇二五,一四九	六二二,七六五
計	(同)	—	一〇,一一一	—	—	—	一〇,一一一
鉛	(同)	一,七七八,一三〇	三三八,七六一	一,八〇五,七〇九	三〇六,三三九	△七七,五七九	八二,四三三
計	(同)	—	三三八,七六一	—	三〇六,三三九	—	八二,四三三
亞鉛	(同)	三,三二八	八〇,六四三	三,一八三	八五,四〇〇	△一六五	四,七六八
鉄	(同)	一四七,七七四	七,三五三,三二八	一七五,五〇二	七,七三三,〇八八	△二七,七二八	三八九,七七〇
銅	(同)	九七,四二四	六,七四四,一四八	五九,六六九	四,一七八,八六〇	三七,七五六	二,五六五,二八八
計	(同)	—	一,二七九,二九九	—	八七九,八二〇	—	三九九,四五九
鐵	(同)	—	一五,三三五,七三五	—	二二,七八〇,七五八	—	二,五九四,九七七

硫化鐵鑛	(同)	五五,六一一	三〇八,〇二八	四一〇,〇四	二四三,〇七七	△一五,五八七	六四,九五二
タングステン鑛	(同)	八七五,六七四	一,三八八,九五二	三六八,三四四	七四四,二〇〇	五〇七,三三三	六五四,七四三
水鉛鑛	(同)	一〇五,五〇九	二六四,七三九	一〇九,五五〇	二二三,四五〇	二,〇〇六	一,一七九
安質母尼鑛	(同)	五	二,六五一	—	—	五	二,六五一
亞砒酸	(同)	五七三,〇〇〇	四六,六五七	三三一,九七一	三三,〇〇九	四一,〇三二	一四,六四八
雲母	(同)	八七,三三三	五,三九七	一〇,一九五〇	三七,八九一	△一五,八三七	三,五〇六
水銀	(同)	一三九	八七二	—	—	一三九	八七二
鱗	(同)	四,三三四	三三九,三三三	三,三四三	一一三,五六四	一,〇一一	二二七,九六九
土狀	(同)	四〇,四六四	八六八,三三五	二八,八六二	四〇五,四四〇	一一,六〇二	四六四,七九五
計	(同)	—	一一,〇二七,五六八	—	五三四,八〇四	—	六八二,七六四
石炭	(同)	—	—	—	—	—	—
有煙	(同)	九一九,八三三	四,七五三,〇六四	七〇六,二七七	三,七六三,八三〇	二五,五四六	九八八,二四四
無煙	(同)	一,〇七九,三三〇	七,一七三,〇八五	九八二,三三〇	六,一七六,七四六	九六,九六〇	九九六,三三九
計	(同)	—	一一,九二五,一四九	—	九,九四〇,五六六	—	一一,九八四,五六三
高嶺土	(同)	三三,一〇二	二〇四,〇七六	三三,三三二	一四七,三一一	九,九八〇	五六,七六五
矽砂	(同)	八八,六九七	六八,二四八	七二,二七九	一一〇,六一五	△三五,五六七	四二,三六七
明礬石	(同)	八,一五〇	五八,一四六	五九,三三〇	三三九,九一〇	△二五,一八〇	△一一,五五五
螢石	(同)	九,七三三	一一六,四〇〇	一一,〇九九	一三二,〇七五	△二,三三七	△一四,六五五
マグネサイト	(同)	〇,一四二	七,一九二	三,一六六	三,六四三	△七五八	△三,五四九
石綿	(同)	—	四八八	—	二〇八	—	二八〇

鑛	石 (同)	八、四三三	四〇、四〇一	九、六四四	四〇、二一八	△ 一、四〇一	△ 一〇、〇七七
重	品 石 (同)	一、一〇九	二、六四三	五、三三九	八〇、六六八	五、〇〇八	△ 四、八二二
合	計	一	八、〇四九、一〇一	一	四九、一七、八八〇	一	一八、八六、三三三

三 主要鑛産物

主要鑛物は金・鐵・石炭・黒鉛にして、タングステン・水鉛等これに亞ぎ、特に金・鐵・石炭・黒鉛は朝鮮に於ける四大鑛物と稱せられる。

1 金 朝鮮に産出する金鑛は石英脈中に存するのが普通であるが、遂安鑛山の如く、接觸鑛床中に産するものも少くない。金鑛の産地は全鮮に遍しと云ふも過言でないが、就中平安南道・江原道・咸鏡南道・忠清南道等が主産地と目されて居る。朝鮮の金鑛業は韓國時代殆ど見るべきものがなかつたが、併合以來逐年面目を改め、開發の歩を進めつつあり、併合當時には總鑛區二百四十二、内稼行鑛區四十二にして其の産額三百七十四萬圓に過ぎなかつたものが、昭和十年には金・銀鑛並に金を含む多種類鑛區四千五百二十三、稼行鑛區二千八百四十五、産額五千九百九十六萬圓を算し、殊に金輸出再禁止後引續く金價の暴騰は今後益朝鮮の金鑛業の將來を有望ならしめてゐる。その主なる鑛山は忠清南道の稷山砂金鑛・全羅北道の金堤砂金鑛・月川金堤砂金鑛・全羅南道の光陽鑛山・慶尙北道の金井鑛山・尙州金山・黃海道の笏洞鑛山・遂安鑛山・瓮津鑛山・平安南道の成興鑛山・慈城鑛山・平安北道の雲山金山・大楡洞鑛山・三成鑛山・新延鑛山・橋洞金山・吉祥鑛山・江原道の小林洪川鑛山・咸鏡南道の新興鑛山・

咸鏡北道青岩鑛山等にして、何れも年産額五十萬圓以上を示し、十萬圓以上の産額ある金鑛は極めて多い。

尙國勢の現状に鑑み、金増産の緊要なることを認め、金鑛の賦存状態、埋藏量等の推定及砂金鑛床の試錐調査を行ひ、以て起業の資料に供せんとし昭和七年八月府令第七十八號を以て、金探鑛獎勵金交付規則を發布し、將來有望と認めらるる金鑛及砂金鑛床探鑛の促進を圖りつつある。

2 黒鉛 鮮産の黒鉛には鱗狀・土狀の兩種があつて、鱗狀黒鉛は平安北道を主産地とし、土狀黒鉛は慶尙北道・忠清北道・咸鏡南道等が主産地である。鱗狀黒鉛は歐洲戰時中内地の需要激増に因つて急激な發展を遂げ、從來の姑息な製鍊方法より小規模乍ら動力機械を使用する程の進展を見たが、その後内地の需要減退し一時悲境に陥つたが、最近再び内地に於ける需要の増加に伴ひ恢復の機運に向ひつつある。昭和十年に於ける黒鉛の鑛區數は百四十六、その内稼行鑛區數は七十四である。

3 鐵 鐵鑛は磁鐵鑛・赤鐵鑛・褐鐵鑛及菱鐵鑛の四種があつて、現時製鐵に使用せられつつあるのは磁鐵鑛・赤鐵鑛及褐鐵鑛で、悉く酸化鐵又は水酸化鐵である。而して鐵鑛床の分布は江原道には接觸磁鐵鑛床・平安南道・黃海道地方には交代及層狀褐鐵鑛並に赤鐵鑛、咸鏡南道には交代磁鐵鑛床が多く、主要産地は黃海道の載寧・殷栗・黃州安岳郡及平安南道价川郡、咸鏡南道利原郡等である。

目下主として採掘してゐるものは褐鐵鑛及赤鐵鑛で、其の埋藏量は五十%以上のもの約二千萬噸と推定せられ、昭和十年には五十九萬八千餘萬噸を産出し、内三十七萬噸は兼二浦製鐵所に送鑛し、二十二萬八千噸を内地へ移出した。將來有望視せらるる鐵鑛は磁鐵鑛で、其の主なるものは咸鏡北道茂山の鐵鑛床である。其の平均品位四十%

で大體五億噸以上の埋藏量あるものと推定せられ、南滿洲の鞍山鑛床に匹敵する。此の外威鏡南道端川郡・忠清北道忠州郡に、又最近慶尙南道金海郡・江原道襄陽郡其他に於ても磁鐵鑛床が発見せられたが未だ其の埋藏量は明でない。昭和十年に於ける鐵の鑛區數は百四十、其の稼行鑛區數五十三である。

4 石炭 朝鮮産石炭は發熱量高く家庭用煉炭及海軍用燃料として著明なる無煙炭と、質は稍劣るが一般工場用或は鐵道用、或は家庭燃料として使用さるゝ褐炭とがある。これ等石炭の内、有煙炭は主として北鮮地方に、無煙炭は西鮮地方に産出し、其の埋藏量は有煙炭三億九千萬噸、無煙炭十三億五千萬噸、總埋藏量十七億四千萬噸と稱せられてゐる。鑛區數は明治四十三年には四十二、内稼行鑛區六、産額三十八萬餘圓に過ぎなかつたものが、歐洲大戰後諸工業の活躍、海運界の隆盛と相俟つて、大正十一年には總鑛區數五百二十三、稼行鑛區三十二、産額二百五十三萬圓に達し、爾後漸増し、昭和十年には總鑛區數三百七十六、内稼行するもの百五十四鑛區、産出額二百萬噸、價格一千百九十三萬餘圓を算して居る。而して有煙炭は鮮内の需要に供し、無煙炭は大部分微粉狀なるが生炭のみ、工場燃料に供せられ或は煉炭に加工して主として家庭用、鐵道機關車用燃料に供せらるゝの外、近時盛に内地に移出し、煉炭原料・葦室保温燃料として使用せられつつある。昭和十年に於ける石炭輸出高は約六十五萬噸にして大部分は無煙炭である。

5 タングステン鑛 歐洲戰爭勃發後軍事上の必要に促され、タングステンの需要増加したので、これが発見採掘に従事するもの多く、一時盛況を極めたが、大正七年下半年以降市價低落甚しく、加ふるに需要著しく減少したる爲一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出したが、近年軍需工業活況を呈すると共に再び回復に向ひ、昭和十年中の産額八百七十六噸を算し、前年に比し五百七噸を増加するに至つた。既知鑛床中、江原道金剛山附近・黃海道谷山郡、忠清北道忠州郡及忠清南道青陽郡に存するものはその主要なるものにして、其他諸所に発見せられて居る。

6 水鉛鑛 水鉛鑛も亦タングステン鑛と共に歐洲大戰當時盛に採掘されたが、其の後需要杜絶した爲休止せられ一時産出皆無となり、大正十四年以降僅少の産出を見るに過ぎなかつた。最近製鋼事業の盛となるにつれて、採掘者増加したが、其の主なるものは全羅北道の長水鑛山、江原道の金剛鑛山等であつて、昭和十年の産額は百五噸を算し、其の殆ど全部は内地へ移出された。

四 試験及調査機關

1 地質調査

本府に於ては從來不明瞭であつた鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價值を窺知すると共に鑛業行政の参考に供し、他方企業家の調査の便宜を圖る目的を以て明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終へた。同七年度には鑛床調査の組織を変更して地質調査所を設置し、事業準備に着手すると共に地質の調査を開始し、同八年度に於て略其の設備を完了し、爾來着々と事業進捗し調査済の地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行しつゝある。

2 鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試験 選鑛製鍊は鑛業の成否の岐れる中心作業であるにも拘らず朝鮮に於ては其の施設が一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱しないものが多い。しかも従來之に對する研究の施設がなかつたので大正十一年度に於て京城府外鷺梁津に燃料選鑛研究所を新設し朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又従來顧られなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊急事に屬するが、従來之に關する研究機關が缺如してゐたので、大正十一年度に於て選鑛製鍊に關する研究機關と併せ之が研究機關を設立して先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明にし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に努めつゝある。

ハ、鑛物資源調査 我國に於ける鑛物資源賦存の狀況に鑑み、鉛・錫・アンチモニー・亞鉛・鐵・硫化鐵・クロム・滿俺・タングステン・水鉛・ニッケル等賦存の狀況調査の必要を認め昭和十一年度本府鑛山課に鑛物資源調査係を置き鑛石の種類、品位、埋藏量等の調査に着手した。

第七章 電氣事業及瓦斯事業

第一節 電氣事業

一 電氣事業ノ概況

朝鮮に於ける電氣事業は、明治三十二年京城電氣株式會社の前身たる漢城電氣會社が、京城に軌道を敷設して、電氣鐵道事業を開始したるを以て嚆矢と爲し、次で同社が同三十四年に電燈事業を兼營するに及び、初めて半島に電燈の明を見るに至つた。

其の後、數年間は他に新なる事業を見るに至らなかつたが日露戰爭を経て、帝國と韓國との關係益々緊密と爲り、半島に於ける帝國の地位漸次確立するに及び元山、釜山、仁川、鎮南浦、馬山等に於て、帝國居留民に依り、主として其の民國区域内の點燈を目的とする電燈供給事業を計畫して、出願するに至つたが、日韓併合當時に於ては、電氣事業者の數三、其の拂込資本金三百三十萬圓、發電力約一千四百「キロワット」を算するに過ぎなかつた。

日韓併合後に於ては、諸般の制度確立せられ半島の民心漸く安定すると共に各種の産業興隆し、社會經濟の狀態亦面目を改めたるのみならず、時恰も内地に於て電氣企業熱旺盛なる際であつたので、朝鮮に於ても亦之に刺戟せられ、京城電氣株式會社の漢城電氣會社の買収を初めとし、各地に於て電氣事業を企畫するに至つた。爾來時勢の進

展、民度の向上に伴ひ、電氣事業も亦穩健なる發達を遂げ、大正七、八年に於ては、時局の影響に因り、一般産業殷盛を極め、著しく電力の需用を喚起し、既設事業の設備擴張又は事業の新規經營を企畫するもの多く、此の間著しき發達を示し、特に昭和七年末に於ける電氣事業統制方策の確立を一轉機として、從來の小規模獨立事業は漸次合同せられて大規模配電會社を形成し、長津江水電株式會社、朝鮮送電株式會社等統制計畫に基く發送電會社の成立と相俟ちて、全然其の面目を一新した。

昭和十一年三月末日現在に於ける、電氣事業者數五十一、資本金約一億九千萬圓、拂込資本金約一億二千萬圓、發電力約九十八萬「キロワット」(内未落成約五十五萬「キロワット」)にして、之を十年前の昭和二年の夫と對比すれば左表の如く、全く飛躍的發展を示して居る。

種別	昭和二年三月	昭和十一年三月
資本金	四三、一一三、〇〇〇円	一八七、〇二三、〇〇〇円
拂込資本金	三六、九一〇、〇〇〇	一一三、六二六、〇〇〇
固定資産	三九、六三四、〇〇〇	二一一、七五三、〇〇〇
發電力(未落成ヲ除ク)	三七、二一一 (KW)	四三〇、〇七六 (KW)

二 電氣事業統制方策ノ確立

上述した如く、朝鮮に於ける電氣事業は大正七、八年前後より急激なる進展を遂げたとは謂え、元事業の殆ど全部は小規模火力發電に依る小事業であつた。然るに前後二回に互る發電水力調査の結果、朝鮮には、優秀なる水力尠か

らざること判明し、然も此等は殆ど全部未開發の状態に在り、一方配電事業も未だ發達の過程に在つて、重複錯綜等を生じて居ないので、此の時期に於て、將來建設せらるべき發電所及送電線路其他の指針を定め、以て電氣事業の圓滿なる發達を圖るを最も急務なりと認めらるゝに至つた。

茲に於て朝鮮電氣事業調査會を組織し、其の諮問を経て昭和六年十二月發電計畫及送電網計畫並に電氣事業の企業形態等、電氣事業統制に關する根本方策を決定せられたのである。其の概要は左の通である。

イ 發電計畫及送電網計畫

將來建設せらるべき發電所及送電線路の規準を定めたるものにして、朝鮮に於ける水力全部の開發を目標とする豫定發電計畫及豫定送電網計畫と凡昭和十五年迄に開發を豫定せられたる第一期發電計畫及送電網計畫とより成る。

ロ 企業形態

電氣事業を發電、電送及配電の三部門に分け、原則として夫々別箇の事業者をして經營せしむ、而して、發送電事業者をして統制計畫に定められたる發電所及送電線路の實施を促進せしめ、又配電事業は全鮮を數箇の區域に分ち、各區域内の事業を合同せしめ、一大配電會社を形成して、民營に依らしめ、電氣の普及を圖らしむ。

三 電氣事業統制方策實施ノ狀況

(一) 發送電事業ノ創設

第一期統制計畫に於て開發を豫定せられたる發電所は、水力に在りては長津江水力、黃水院江水力、富寧水力、火

力に在りては、寧越火力等にして、又送電線路は長津江水力の發生電力を西鮮及中鮮地方に輸送する爲の長津江より平壤を経て京城に至る送電線路、黃水院江水力の發生電力を咸鏡南道及咸鏡北道地方に輸送する爲の咸北送電線路並に寧越火力の發生電力を南鮮地方に輸送する爲の大邱送電線路(寧越火力發電所大邱間)及大田送電線路(大邱送電線路の途中の尙州大田間)等であるが夫々左記の通或は既に實施せられ、或は又實施計畫決定し、近く實現を見ることゝ爲つて居る。

イ 長津江水電株式會社ノ設立

長津江水力は其の出力三十二萬「キロワット」に達し、其の規模の壯大なること及經濟價值大なることに於て、朝鮮に於ける水力の王座を占め、電力統計畫の中樞を爲すものにして、其の發生電力の一半は之を西鮮地方及中鮮地方の一般需用に充て、他の一半は之を興南地方の電氣化學工業に供給することゝ爲つて居る。本水力の開発は、昭和七年四月長津江水電株式會社に許可せられ、會社に於ては、先づ第一期工事として出力十四萬四千「キロワット」の第一發電所の内十萬八千「キロワット」を建設することゝ爲り、昭和九年一月工事に着手し、豫定の通昭和十年秋に工事を落成せしめ、十一月一日に運轉を開始した。其の後引續き第二期工事として、第一發電所の殘部三萬六千「キロワット」及出力十萬六千「キロワット」の第二發電所の建設工事中である。

次に黃水院江水力は其の出力二十二萬「キロワット」にして規模の大なること及優秀水力たるの點に於て、長津江水力に次ぎ、長津江水力と共に朝鮮に於ける發電水力の双壁を爲すものである。而して本水力の發生電力は、上述したる咸北送電線路に依り、一部を咸南北地方の一般需用に充て、一部を兩道内に於ける電氣化學工業に供給するこ

とゝ爲つて居るのである。

本水力の開発及咸北送電線路の建設も亦昭和十一年三月長津江水電株式會社に許可せられたが、會社に於ては本年末迄に、咸北送電線路を建設して取敢えず長津江水力を北送し以て咸北地方の電源を統一擴充する計畫である。

ロ 朝鮮送電株式會社ノ設立

長津江水力の發生電力三十二萬「キロワット」の中其の二分の一の電力を平壤及京城送電線路に依り西鮮及中鮮地方に送電することゝ爲つて居ることは前述したる通であるが、右の平壤及京城送電線路は、統制計畫に所謂送電幹線であつて、右送電事業の經營を昭和九年四月朝鮮送電株式會社に許可せられたのである。而して同社は第一期工事として、五長二百軒電壓十五萬四千「ヴォルト」の平壤送電線路を建設し、先づ平壤送電を開始することゝ爲り、昭和十年一月工事に着手し、昭和十年十月落成十一月一日長津江第一發電所の運轉開始と同時に平壤送電を開始した。之實に朝鮮に於ける電氣事業發達史上に一時期を劃せるものにして後述する西鮮合同電氣株式會社の成立と相俟ちて、西鮮地方に於ける電氣事業統制の大半を完成したるものである。同社は引續き第二期工事たる五長約二百軒電壓十五萬四千「ヴォルト」の京城送電線路の建設に着手し、昭和十二年末迄には京城送電を開始する豫定である。

ハ 富寧水力電氣株式會社ノ設立

咸鏡北道の富寧水力は、出力約二萬七千「キロワット」にして統制計畫に於ては、其の發生電力は咸北地方の一般需要に充つることゝ爲つて居る。

本水力の開発は昭和十一年七月富寧水力電氣株式會社に許可せられたが、會社に於ては昭和十二年末迄に工事を落

成せしむる豫 にして、又其の發生電力の全部は之を長津江水電株式會社を経て咸北地方に供給することゝ爲つて居る。

二 朝鮮電力株式會社ノ設立

朝鮮地方に於ける主たる配電事業者たる大興電気、朝鮮瓦斯電気、大田電気、南朝鮮電気各社の發電設備は、何れも滿負荷に近く、統制計畫に基く發送電事業の實施を必要とするに至つた。依て朝鮮電力株式會社を設立し、江原道寧越炭田の豊富なる無煙炭を使用する出力十萬「キロワット」の火力發電所竝に右の寧越火力發電所より尙州を経て大邱に至る互長約百六十軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路及尙州より大田に至る互長約六十軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路等を建設し、前記四社に送電することゝ爲り、昭和十年五月事業の經營を許可せられた、會社は昭和十一年一月發電所及送電線路建設工事に着手したが昭和十二年秋頃迄に工事を落成せしめ送電を開始する豫定である。

(二) 配電事業ノ合同

配電事業の合同に就ては、統制計畫前に在りても漸次地方的に之が實現を見つゝあつたが、統制計畫の確立に依り其の機運は益々讓成せられ、西鮮合同電気株式會社の成立及咸南合同電気株式會社の成立等大規模なる合同を實現するに至つた。

イ 西鮮合同電気株式會社ノ成立

昭和七年九月朝鮮電気興業株式會社を中心とする西鮮地方に於ける五社の間に、事業合同の協議纏り、昭和八年一月一日西鮮合同電気株式會社の成立を見た。同社の供給區域は平安南北道及黃海道の三道に互る廣汎なる地域を占むるものにして、同社の成立に依り右三道内に於ける配電事業合同の大半を完了したのであるが、同會社は更に開城電気株式會社を合併することに爲り、兩者間の契約成立し昭和十一年十月一日之を實施する豫定である。

ロ 咸南合同電気株式會社ノ成立

昭和十年四月元山水力電気株式會社外三社の間に會社合併の契約成立し、同年十一月一日咸南合同電気株式會社の成立を見たので、咸鏡南道内の配電事業は大興電気株式會社咸興支店の事業を除き、總て合同せられた。而して、大興電気株式會社咸興支店の事業も近く咸南合同電気株式會社に於て、買収する豫定であるから、之が實現すれば、咸鏡南道内の配電事業は、全部の合同を完了するわけである。

ハ 南 鮮 地 方

上述したる如く南鮮地方の電源は朝鮮電力株式會社の成立に依り、同社の寧越火力發電所に統一せらるゝことゝ爲つたのであるが、南鮮地方には現在約三十の配電事業が存して居り、統制の本旨を達成する爲には、此等の配電事業を合同せしめなければならぬ。然れ共三十を算する會社の合同を一舉に實現することは至難であるから、先づ其の第一階段に於ては、朝鮮瓦斯電気(釜山)、大興電気(大邱)、南朝鮮電気(群山)、大田電気、木浦電燈天安電燈の六會社を主體とし、之と資本系統を同じくし又は配電の連絡を有し或は事業地に近接する等の小會社を合同せしめ、然る上右の六會社の大合同を實現せしむることゝ爲り、第一階段に於ける小合同は昭和十一年十月一日を期して一

齊に實行する運びである。

第二節 瓦斯事業

一 瓦斯事業の沿革

朝鮮に於ける瓦斯事業は、明治四十年六月故澁澤榮一氏等の發起に成る日韓瓦斯株式會社（現在の京城電氣株式會社）が韓國政府の許可を受け同四十二年十一月三日天長節の佳辰を下して京城府内に供給を開始したるを以て嚆矢とする。

次で明治四十三年に至り現在の朝鮮瓦斯電氣株式會社の前身たる韓國瓦斯電氣株式會社が、電氣事業及電氣鐵道事業と共に瓦斯事業經營の許可を受け大正元年八月供給を開始するに至つた。

二 瓦斯事業の現況

現在瓦斯事業を營むるものは京城電氣株式會社及朝鮮瓦斯電氣株式會社の二にして、京城及釜山の二箇所にて營業し何れも電氣事業と兼營である。

最近に於ける事業の概要を示せば左の通である。

項目	事業者別	計
固定資産	京城電氣株式會社	一六八四、三〇五 円
	朝鮮瓦斯電氣株式會社	五九九、四三〇 円
		二、二八三、七三五 円

需用家數	孔口數	一日ノ瓦斯製造能力	一年ノ瓦斯製造力	一年ノ瓦斯販賣量	一日平均瓦斯販賣量
一、三、八、六七 戸	三、九、一、五三	二七、〇〇〇 立方米	六、二、八、五、一七〇	五、七、四、五、四五〇	一、五、七、四、一
三、六、六、五 戸	六、六、七、三	八、五、〇〇 立方米	二、〇、八、五、二〇六	一、九、七、八、五、四〇	五、四、二、一
一、七、五、三、二 戸	三、五、八、二、六	三、五、五、〇〇 立方米	八、三、四、三、三、七九	七、七、三、三、九、九〇	二、一、二、六、二

三 最近の趨勢

右の如く朝鮮に於ける瓦斯事業は、其の創始以來既に二十五年を經過したるにも拘らず、依然京城及釜山の二箇所にて經營せらるゝに過ぎないが、近時朝鮮の經濟界の躍進的發展、各種産業の開發振興に伴ひ文化の進展目覺ましく、殊に都市に於ける經濟力の向上、生活内容の充實に伴ひ平壤、仁川、大邱、清津、雄基、羅津等鮮内各地に於て瓦斯事業を創設せんとして、事業經營許可の出願あり、朝鮮に於ける瓦斯事業も二十有餘年の永き搖籃期を脱して、勃興期の第一步を踏み出さんとするの情勢を示すに至つた。

第八章 工業

一 工業の進歩

朝鮮の工業は早くより發達し、既に高麗燒、諸建物等に其の面影を偲ばせて居るが、爾來國勢と共に漸次衰退し、

併合當時に在つては纔に機業・窯業・製紙業・醸造業・金屬工業等の小工業に其の餘影を止むるに過ぎなかつた。而も技術幼稚、器具不安全、製品また粗悪であつて、日常生活の必需品も大部分は輸入品に俟つたので、本府に於ては夙に斯業の指導獎勵に努め、各種工業に關する傳習事業、又は企業に對し、金品を補助し、或は指導を行ひ、其の他原料の蒐集、製品販路の斡旋等種々の便宜を興へて事業を助成し、一面に於て中央試験所を設けて産業に關する各種の調査研究を行ひ、其の結果を公表して一般の参考に供し、或は工業教育機關の整備を圖つて知識技能の養成に資し、或は地方廳を督勵して、各種工業に關する施設經營を爲さしむる等、鋭意工業の發展に努め來つたのである。これ等各般の施設は時勢の進展と相俟つて、技術の進歩、製品の改良、産額の増加を促し、且朝鮮人の工業に對する思想漸次啓發せられて、工場組織を以て事業を經營せんとする者漸次増加しつゝあると共に、内地の實業家に對して、大規模工業の經營を爲す者あるに至つたが滿洲國成立以來朝鮮に於ける工業企營の有利なることが一般に認めらるゝに及び近時各種の大規模工場が各地に相踵いで設立せられ、朝鮮の工業は今當に目覺しき躍進途上にある。而して最近朝鮮に興つた工業として著しいものを挙げれば空中窒素固定工業、硬化油工業、大豆油及魚油の油脂工業、石炭液化工業、「コンスターチ」工業、ビール工業、紡績工業、麻布工業、綿織物工業及人絹織物工業等があり、更に將來有望視せられ或は現に新規又は擴張を計畫せられつゝあるものには最近原料の發見せられた「アルミニウム」及「マグネシウム」の輕金屬工業、製鐵工業、「セメント」工業、硝子工業、製粉工業、棉實油、大豆油及魚油等の油脂工業、紡績工業、人絹布工業、毛織物工業、人絹糸工業、精鍊工業、大豆加工業及北鮮の麻布工業等を挙げべく、今後

に於ける朝鮮の工業界は益多事なりと謂はねばならぬ。

尙此等の工業は概ね内地に於ける工業と衝突するものが少いのみならず統制經濟の立場から見て寧ろ朝鮮に依存すべき事業が頗る多いから大いに内地方面から資本と技術の誘致に努めて鮮内工業の伸展を圖ることは現時の非常時日本に於て最も急務とする所である。

二 工場及職工

昭和十年末現在の工場數五千六百三十五、其の従業員數十六萬八千七百七十一人である。

種別	工場數	種別	工場數
紡織工業	三七七	窯業	三三六
金屬工業	二三九	化學工業	一、一六一
機械器具工業	三二四	製板及木製品製造業	二四〇
印刷及製本業	二八五	其他の工業	二九六
食料品工業	二、三二六	計	五、六三五
瓦斯及電氣業	五一		

工場従業員數 (昭和十年末現在)

種別	員數
職別	一五、二二五

職	工	一三五、七九七
其他の従業者		一七、七四九
總計		一六八、七七一

備考 本工場数は五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場に付調査す。
(官督工場を除く)

朝鮮に於ける内鮮外人工場労働者の数は、總督府設置以來工場工業の發展に伴ひ、其の數を増加し、明治四十三年に於ては八千二百餘人に過ぎなかつたが、昭和十年末には十五萬三千五百人を示してゐる、之を總人口に對比すれば七厘であるが、之を内地に於ける比率三分二厘(昭和九年)に較ぶれば甚だ低率である、これは朝鮮の工業が未だ殷盛でないことを示すと共に、向後に於ける事業の興起に對しては極めて豊富なる供給力を存することを知るに足る。

鮮人の勞銀は内地人の勞銀に比し遙に低廉にして、昭和十年中の調査に依れば工場労働者の賃銀は内地人男一日平均一圓八十三錢に對し朝鮮人男一日平均九十錢となつて居る。未だ技術的素養と工場的訓練に於て多少遜色はあるが、之を使用するは各種企業上頗る有利なる爲大部分は鮮人職工を使用してゐる。

三 燃料及動力

朝鮮に産出する石炭は、褐炭及無煙炭であつて殊に無煙炭は世界に於て著名なるものに屬する。石炭の産出高は昭和十年に於ては約二百萬噸に達し之を始政當時の七萬餘噸に比すれば實に雲泥の差であるが工業の進歩、鐵道の普及、其他日用炭の使用増加に依り、需要も亦逐年増加し昭和十年に於ては百三十餘萬噸の輸入を見た。最近の調査に

依れば、朝鮮に於ける石炭の埋藏量は、約十七億四千萬噸と稱せられてゐる。近年褐炭を原料として低温乾餾事業に依り重油、揮發油等の生産を見るに至つたことは燃料補給上に益する所大であらう。尙最近石油精製を目的とする朝鮮石油株式會社の成立を見るに至り昭和十一年八月より操業を開始してゐる。また工業用の動力に關しては、電力の統制に成功し、且鮮内の主要河川に於て百四十八箇所の發電地點あり、其の最大發電力實に二百三十六萬キロワットである。其の水力は多く脊梁山脈附近に有り、貯水と流域變更の方法に依り、豊富なる流量と十分の落差を得らるるを以て、近年水力の利用頓に發達し、從來金剛山電氣、南朝鮮水電及元山電氣雲山發電所のみであつたが、其の後朝鮮水電(二十萬キロワット)、長津江水電(三十二萬キロワット)等の大會社出現し劃期的な計畫を見るに至り、朝鮮水電は朝鮮窒素肥料會社に合併し既に操業中であり、長津江水電は目下工事中にて着々進行中であるから、將來電力を低廉に工業化し得る見込は充分に有る。

要之朝鮮に於ける工業の成立要素中從來比較的不利の狀況に在りとせられたるは燃料及動力であるが、叙上の通り鮮内石炭の埋藏量も豊富なることが發見せられ又滿洲及九州よりの石炭の輸入が容易であり一方水力電氣事業の躍進があり、之に加へ石炭液化事業及石油精製業の進捗を見るに至らば燃料及動力の供給は十分なりと謂ふことが出来る。

四 主要工業

主要工業の概要に付て説明すれば左の通である。

昭和十年工業産額

紡織工業	八二、三二七、五七七圓
金屬工業	二六、九八八、九五四圓
機械器具工業	一一、五二五、二四五圓
窯業	一七、五六三、一五三圓
化學工業	一六〇、四七五、三〇五圓
木製品工業	八、二四三、〇六〇圓
印刷製本業	一二、七四四、〇一四圓
食品工業	一六九、四二〇、二三九圓
瓦斯及電氣業	三九、八〇三、六五八圓
其の他の工業	八七、三四四、五九七圓
合計	六一六、四三五、八〇二圓

(官營工場ノ生産ヲ含ミ製材精穀業及加工賃ヲ除ク)

(一) 紡織工業

1 綿糸紡績工業 朝鮮は其の氣候風土棉の栽培に適し従来より相當の棉花を産出せるが、總督府は更に昭和八年度以降十箇年間に栽培面積三十五萬町歩、實棉收量年四億二千萬斤に達せしむる計畫の下に目下之が増産を圖りつゝ

あるを以て原綿購入上利便多きのみならず鮮人女工は勞銀低廉而も其の能率は内地人職工に比し殆ど遜色なき等紡績工業經營上有利なる多くの條件を具へ、朝鮮に於ける斯業の將來は極めて有望である。

棉花生産高

年	陸地棉	在來棉	計
昭和八年	一一四、三一三 <small>千斤</small>	四五、一〇二 <small>千斤</small>	一五九、四一五 <small>千斤</small>
昭和九年	一二〇、七七四	三四、二六一	一五五、〇三五
昭和十年	一六九、九四九	四三、八〇〇	二一三、七四九

而して従来朝鮮の紡績工場としては朝鮮紡織株式會社(大正六年創立)の釜山工場(繰業開始大正十一年、當時紡機一五、二〇〇錘、織機六一〇臺、現在紡機三九、三七六錘、織機一、二一〇臺)のみであつたが、最近東洋紡績、鐘淵紡績等内地大會社の進出を始め前記朝鮮紡織の設備擴張、京城紡織の新規計畫等あり、鮮内に於ける斯業は急激なる發展を遂げ此等諸會社の計畫實現の曉に於ては總錘數三十萬錘に達する見込である。

現在の工場は朝鮮紡織釜山工場(前出)、東洋紡績仁川工場(昭和九年六月繰業開始、紡機三一、四八八錘、織機一、二八〇臺)、鐘淵紡績光州工場(昭和十年十一月繰業開始、紡機五〇、〇〇〇錘、織機一、〇〇〇臺)、同京城工場(紡機五〇、〇〇〇錘、織機一、五〇〇臺、近く竣工)、京城紡織京城工場(紡機二二、六〇〇錘、織機八九六臺)にして此の外東洋紡績の京城工場は目下工事中であり、同社及鐘淵紡績の平壤進出計畫も殆ど確定を見てゐる。

而して此等の工場は何れも織布工場を兼營する。尙朝鮮の農村に於ては今尙綿糸の手紡行はれ農村副業製品たる綿布は殆どかゝる手紡綿糸を以て製織せるものである。

2 綿織物工業 朝鮮に於ける最近の綿布界を見るに昭和十年生産高二千七百五萬餘圓輸入一億七千四百五十九萬方碼(三六、三二八千圓)輸出一千九百五十九萬方碼(四、七二八千圓)差引需要高五千八百六十六萬餘圓にして我國主要の消費市場であるが鮮産品は未だ需要の一部を充すに過ぎず今後尙疆内進出の餘地多きのみならず一面北支、滿蒙の市場に近く輸出上好地位を占むる等朝鮮綿糸布工業の前途は大いに期待すべきものがある。殊に最近東洋紡績、鐘淵紡績等内地大會社の進出を見るに至り朝鮮の綿糸布工業は著しく斯界の注目を惹くに至つた。綿布工場の主なるものとしては朝鮮紡績の釜山工場(前出)、京城紡績の京城工場(前出、大正八年創立、同十二年繰業開始)、朝鮮棉花株式會社木浦工場(大正十三年繰業開始、織機二〇臺)、東洋紡績仁川工場(前出)、同京城工場(工事中)、鐘淵紡績光州工場(前出)、同京城工場(前出)等があり、此の外東洋紡績及鐘淵紡績の平壤進出計畫も殆ど確定せることは前述の通である。

而して此等既設並に計畫中の工場は殆ど粗布及細布の製織工場にして鐘淵紡績及東洋紡績の京城工場にては綿布の加工をも行ふ計畫であり、此等が竣工の曉に於ては鮮内粗布細布の需要を充し得るのみならず更に輸出の餘力有するに至るであらうが加工綿布類の供給に付ては尙輸入に俟たねばならぬ。

此の外農村に於ては今尙綿布の製織盛に行はれ昭和十年鮮内綿布總生産額二千七百五萬圓中此等家内工業所産のもの六百八十三萬圓に達し重要な地位を占めてゐるが其多くは前述せる如く手紡綿糸を以て製織せるものにして

主に自家用として使用せらるゝものである。

3 製糸工業 朝鮮の養蠶業は當局の指導獎勵に依り次第に發達し最近の産繭額は二千百三十八萬五千餘疋(昭和十年)に達せるが製糸工業も之と共に顯著なる發達を遂げ京城、大邱、平壤、全州、光州、咸興等を始め各地に機械製糸工場の設立を見、其の數昭和十年末七十、釜數九千四十四、生糸生産額百二十萬餘疋に達し將來益々擴張増設を見んとする情勢にあり、其の他機械製糸に屬せざる小設備の製糸業者數は約三十六萬一千餘戸、釜數三十六萬二千餘、生糸生産高七十萬八千餘疋にして之亦漸次増加せんとしてゐる。斯くの如く朝鮮の製糸業が急激なる發達をなせるは一面産繭高の増加にも依るが朝鮮女工の能率が内地に比して遜色なきこと、勞力豊富にして而も低廉なるに基くものであつて將來益々發展を期待せられてゐる。

尙朝鮮に於ける斯業は昭和十年五月發布を見たる朝鮮製絲業令に依つて統制せられて居る。

4 絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農村の副業又は家内工業の所産にして明紬と稱する鮮人向白無地小幅の平絹が多數を占め大幅物、柄物等は産額極めて尠く殆ど内地より移入せられる。

昭和十年に於ける生産高は五百七十二萬圓輸入九百八十二萬餘方碼(一〇、〇二二千圓)輸出五萬四千餘方碼(五二二千圓)にして差引需要高は一千五百六十九萬餘圓に達する。嘗て朝鮮には多量の支那絹布が輸入せられてゐたが大正十三年七月輸入關稅引上以來急激に減退し最近殆ど其の影を見ざるに至つた。

現在工場として主なるものは京城に於ける朝鮮絹織株式會社(織機九十七臺)及大昌織物株式會社(織機一〇八臺)の工場なるが共に交織を主とし絹布の生産は比較的少ない。此の外各地に産業組合其の他の團體の經營する共同作業

場あり、本府は之に對し昭和元年以來補助金を交付して其普及に努めつゝあるが現在既に二十四工場に達してゐる。

5 人造絹織物工業及染色加工業 人造絹織物の鮮内需要は近年急激に増加し昭和十年に於ける移入高七千二百六十七萬餘方碼(一九、五四二千圓)に達せる狀況にして鮮内に於ても最近京城を始め各地に人造絹織物工場が簇出せんとして居る。現在主なる工場は朝鮮織物安養工場(織機四三二臺)泰昌織物清涼里工場(同三〇〇臺)朝鮮紡織釜山工場(同三一九臺)釜山織物工場(織機一五〇臺)木浦織物工場等なるが此の外計畫中のものも少くない。而して此等諸工場の能力を合するも未だ鮮内に於ける需要を充たすに至らず、今後發展の餘地頗る多し。

尙朝鮮には從來染色仕上工場として見る可きものなく中小業者の大いに不便とする所であつたが、最近人造絹織物工業の勃興と共に急激なる發達を見た。主なるものは朝鮮織物株式會社(昭和七年十一月創立、資本金二〇〇萬圓)、安養工場(昭和八年五月より操業)、大昌織物株式會社清涼里工場(昭和十年初より操業)、朝鮮紡織釜山工場(昭和十年八月より操業)、釜山織物工場等の織布兼營工場及昌和工業株式會社京城工場(昭和九年十月より操業)、朝鮮染色整理工場(京城、昭和十年十一月操業)、日鮮染色工場(仁川、昭和十年十二月操業)、丸和工業釜山工場(昭和十一年五月操業)等の加工専門工場である。而して此等染色仕上工業の發達は更に中小機業の勃興を促すべく鮮内人造絹織物工業の前途は益有望である。

6 麻布工業 麻布は鮮人の夏衣及喪服等に用ひられ需要多く鮮産苧布及大麻布を以ては其の需要を充すに足らず年々相當多量の輸入を見てゐる。昭和十年に於ける麻布の生産高七百四十三萬千八百餘圓輸入六百四十九萬九千餘方碼(一、六四六千圓)輸出十八萬餘方碼(七五千圓)にして差引需要高は一千萬餘圓である。

輸入品は殆ど支那麻布(手紡苧布)にして同品は安價なる爲需要多く一時一千數百萬方碼、五百數十萬圓の輸入を見たるも近年圓爲替安と日支事變等の事情によつて著しく減退し最近(昭和十年)にては三百七十四萬餘方碼、百五十萬餘圓となり之に代りて人絹布、擬麻布、紡績麻布等進出し主として内地品の増加を見たる譯であるが、鮮内に於ても帝國製麻株式會社の紡績麻布工場(釜山、織機一五〇臺)出現し此の外内地大會社の進出計畫もあり今後麻布工業は相當の發展を見んとしてゐる。

在來麻布の主産地は苧布にありては忠清南道の舒川、扶餘、保寧、青陽、全羅北道の井邑、高敞、全羅南道の長興等にして大麻布の主産地は全羅南道の求禮、慶尙北道の安東、平安南道の陽徳、平安北道の江界、江原道の淮陽、洪川、三陟、咸鏡南道の新興等である。本府は補助金を交付し此等主要産地に共同作業場を設置せしめ製品の向上を圖りつゝあるが其の數既に十九工場(昭和十年)に達して居る。

次に原料については現在苧麻は朝鮮地方に、大麻は全鮮到る所栽培せらるゝが最近試験の結果北鮮地方が亞麻の栽培に好適せること明らかとなるに及び帝國製麻株式會社は總督府援助の下に昭和八年度以降十ヶ年計畫を以て栽培面積六千町歩、亞麻乾莖收量年二千四百封度に達せしむべく既に計畫の實施に着手し精選工場も設立せられ北鮮は近き將來に於て北海道と共に我國亞麻の二大産地となるであらう。此の外鐘淵紡績は最近南鮮地方に於て苧麻の栽培を始め大田及全州の兩地に麻絲紡績工場を計畫中である。

7 靴下製造工業 朝鮮人間に於ける靴下の需要増加するに伴ひ平壤を始めとし各地に副業又は中小規模の靴下製造工業の發展を見、最近靴下の滿洲輸出も盛となり勞銀の安い朝鮮に於ける斯業の前途は大いに期待せられて居る。

(二) 金屬工業

1 製鐵工業 日本製鐵株式會社兼二浦工場(元の三菱製鐵工場)は鮮内唯一の製鐵工場にして銑鐵及鋼鐵の製造の外、コークス工場、タール工場、硫酸工場、煉瓦工場等が關聯して營まれて居る。最近(昭和十一年一月)日本高周波重工業株式會社(資本金一、〇〇〇萬圓)の設立を見たが同社は北鮮に於て高周波電流により鐵其他の金屬の精鍊事業を營むべく計畫中である。昭和十年の産額銑鐵二十一萬七千餘噸、鋼塊九萬七千餘噸、鋼板三萬八千餘噸である。朝鮮は褐鐵礦、赤鐵礦、磁鐵礦等の製鐵原料に富み我國に於ける主要なる鐵礦の供給地にして最近の産額五十萬噸、約半數は兼二浦工場に於て精鍊せられ約半數は内地に移出せられてゐる。

尙現在使用せらるゝは赤鐵礦と褐鐵礦とであるが磁鐵礦は咸鏡北道茂山に尨大なる鑛床存在し其品位は平均四十分、埋藏量は四億噸以上と推せられ滿洲の鞍山鑛床に匹敵するのみならず赤鐵礦を混へず純粹の磁鐵礦のみなること、粒の大きいこと等に因つて容易に磁力選礦をなし得る長所を有するので今後に於ける重要なる製鐵原料として之が開發を期待せられて居る。

2 金精鍊業 從來主なるものに鎮南浦の日本鑛業株式會社精鍊所があり、其他各地に鑛山所有の小工場があるが産金事業の勃興は大精鍊工場の出現を促し曩に朝鮮鑛業開發株式會社(昭和八年六月創立資本金一〇〇萬圓)興南精鍊所の設立を見、更に最近朝鮮精鍊株式會社(昭和十年二月創立資本金一、〇〇〇萬圓)創立せられ同社の長項工場も

既に操業を開始せる外住友合資會社も亦目下咸南、文坪附近に精鍊工場を計畫中である。

3 輕金屬工業 朝鮮は内地に得られざる各種の輕金屬資源に富み又低廉なる電力は北鮮方面に於て豊富に得らるゝので我國輕金屬工業の確立上極めて重要な地位にある。

最近北鮮(咸南端川郡及咸北合水驛附近)に存在する尨大なる「マグネサイト」を原料とし金屬「マグネシウム」を製鍊する目的を以て日本「マグネシウム」金屬株式會社が朝鮮窒素會社系の資本に依つて設立(昭和九年六月創立、資本金四二〇萬圓、工場能力「マグネシウム」金屬年二、〇〇〇噸)せられたるが此の外全羅南道玉埋山及加紗島の明礬石と平壤無煙炭田に産する礬土頁岩は我國に於ける「アルミニウム」原料として重要視せらるゝものにして住友及日本電氣工業の「アルミニウム」事業は何れも此の鮮産明礬石を原料として計畫せられたものであり、又日本電氣工業は全羅南道聲山海岸に明礬石の選礦所を建設した。(昭和十年十一月竣工)

此の外輕金屬工業とは云ひ得ないが端川産のマグネサイトを原料としてクリンカー耐火煉瓦、炭酸マグネシウム等の製造を目的として日本マグネサイト化學工業株式會社(資本金一〇〇萬圓)が、昭和十年六月設立せられ城津工場も既に竣工操業を開始してゐる。

(三) 金屬製品及機械器具工業

交通の發達、各種産業の進展に因り建築材料、船舶、車輛、工具、機械類等の需要益々増加するに従つて鮮内にも漸次斯業の勃興を見るに至つたが、未だ需要の過半は輸入に俟つ状態であつて今後尙發展の餘地が多い。

現在主なる工場としては鐵道工場(京城)龍山工作株式會社工場の如き車輛工場の外、小規模の造船工場、鑄物工

場、修理工場等である。

(四) 窯 業

1 陶磁器工業、朝鮮には到る處優良なる陶磁器原料を産し且日用品、土木建築用品等の陶磁器製品の需要は益増加するを以て斯業の將來は極めて有望である。昭和十年に於ける陶磁器類の需要高は六百五十六萬餘圓にして内生産高二百三十二萬餘圓、輸入五百二十八萬圓、輸移出百四萬圓である。

現在鮮内各地には多數の工場散在するが何れも小規模のものにして設備不完全、技術幼稚のもの尠く此等は當局の指導に因り漸次向上改善せられつゝあり。而して本府が昭和四年以來補助金を交付し主要陶業地に設置せしめたる共同作業場は昭和十年末迄九工場に及んで居る。

大規模工場としては釜山に日本硬質陶器株式會社の工場あり(資本金三七五萬圓、大正九年設立)主として食器類を製造し盛に海外に製品を輸出して居る。此の外最近(昭和九年)會寧、生氣嶺等に小規模の工場が設立せられた。

2 硝子工業 朝鮮に於ては目下京城、平壤、釜山等に十數箇所の硝子工場あるも何れも小規模のものにして製品は簡單なる壺類、食器類、「ランプ」等を主とし産額の如きも昭和十年五十五萬餘圓に過ぎず需要の大部分は之を輸入に俟つ現狀である。(昭和十年移入三、三五〇千圓、輸入三九三千圓)

然し乍ら鮮内には全羅南道、黄海道の海岸等に多量の優良なる原料硅砂を産し且上述の如き需給關係にあるを以

て今後斯業發展の餘地は尠くない。最近釜山では輸出向ランプの製造が盛になりつゝある。又鳥致院附近の忠北、忠南に互る部落では輸出向の裝飾用硝子玉を製産してゐるが之は有望なる家内工業である。

尙昨年来釜山及京城に輸出電球の製造を目的とする中小工場が簇出し將來の發展を期待せられてゐる。

3 煉瓦工業 現在都市附近に中小の工場多きも今後建築、土木事業の勃興と共に煉瓦の需要は益増加すべく之が製造事業は有望である。原料は鮮内到處に存在する。

尙耐火原料は河東(慶南)、生氣嶺(咸北)、平壤等に多量に存在し一部は内地に移出せられつゝあるが最近平壤、生氣嶺、會寧等に於て耐火煉瓦の製造を見るに至り兼二浦の日本製鐵工場では鑛滓煉瓦其他の耐火煉瓦を製造して居る。又タイルの需要は年々増加するが目下前記の日本硬質陶器釜山工場に於て製造計畫を有し、平壤に於ては數年前より少量の産出を見て居る。昭和十年の普通煉瓦生産高百三十四萬餘圓、移入十七萬七千圓、耐火煉瓦の生産高二十四萬二千餘圓、輸入十六萬二千圓、移入五十六萬五千圓、需要高計二百四十八萬六千餘圓であつた。

4 セメント工業 朝鮮は到る處に優良なる石灰石、粘土、石炭等を産し「セメント」工業の適地が多い。従來鮮内には小野田セメントの平壤(大正八年操業)及川内里(昭和二年操業)の二工場あるのみであつたが、同社は最近北鮮地方の事業勃興し「セメント」の需要増加に鑑み川内里工場の擴張を行ふと同時に北鮮(古茂山)に工場新設中であり、又宇部セメント系の朝鮮セメント株式會社(昭和十一年一月創立、資本金六〇〇萬圓)は黄海道龍塘浦に工場を設立することゝなつた。

昭和十年に於ける鮮内「セメント」の生産高は五十六萬六千噸、移入二十一萬四千餘噸、輸移出十四萬九千噸、差

引需要高六十三萬一千噸に達した。

5 珉瑯鐵器工業 従来京城に一工場あるのみであつたが昭和七年末釜山に一工場が設立せられてから急激に發達し目下京城に二、釜山に四工場あり、製品は各種の器具、食器、看板等にして鮮内は勿論滿洲、南洋方面に輸出せられる。尙最近内鮮業者の間に輸出品の生産割當に關する協定の成立を見たが、朝鮮は職工の勞銀が安いのみならず事業經營上有利なる諸點を有し斯業の前途は大いに期待せられて居る。産額昭和十年百三十四萬餘圓に達してゐる。又同十年には百二十八萬餘圓の移入を見た一面九十四萬餘圓の輸出がある。

(五) 化學工業

1 人造肥料工業 現在主要なる工場には興南に於ける朝鮮窒素肥料株式會社の硫安工場、過磷酸石灰工場、石灰窒素工場（建設中）及兼二浦に於ける日本製鐵株式會社の硫安工場があり、その他三陟に石灰窒素工場が計畫せられてゐる。

朝鮮窒素は昭和二年創立せられ資本金六千萬圓全額拂込の外、借入金約七千圓、合計約一億三千萬圓の大資金を以て目下人造肥料、硬化油、其の他の事業を經營して居るが同社の人造肥料事業は朝鮮水力電氣株式會社赴戰江發電所の竣工を待ち昭和五年一月之を合併すると共に興南工場の操業を開始し硫安及硫燐安を製造し來つたもので昭和九年には過磷酸石灰の製造をも始め更に目下石灰窒素工場を建設中である。而して此の赴戰江の發電所は鴨綠江の支流たる赴戰江を堰止め山上に一大貯水池を作り之を日本海方面へ逆流せしめて三千數百尺の落差に依り二十萬

キロワットの電力を得んとするものにして總工費五千二百餘萬圓を要したが興南工場は此の二十萬キロの電力を以て年四十五萬噸の硫安製造能力を有する世界有数の工場である。然るに操業開始以來貯水池の渇水により發電所が所期の出力に達せざりし爲十分なる工場能力を發揮し得なかつたが、同社の傍系たる長津江水電株式會社（昭和八年五月創立、資本金二〇、〇〇〇千圓）の長津江發電所（赴戰江發電所と同様の方法に依り鴨綠江の支流長津江の水力を以て約三十一萬六千キロワットの電力を得んとす）第一期工事十萬キロワットの發電工事も昭和十年末竣工送電を開始せるを以て興南工場は電力の不足を免れ得るのみならず更に硫安の生産能力を年五十萬噸以上に擴張せらるゝ筈である。日本製鐵の硫安は「コークス」工場の副生「アンモニヤ」を原料とするものにして年額三千噸内外である。而して朝鮮に於ける硫安の需要は年々増加の趨勢にあるも最近の需要高は約二十數萬噸と推せらるゝ状態にして鮮産硫安は充分輸出の餘力を有するのである。

2 石炭低溫乾縮工業 咸北永安に工場あり、従来朝鮮窒素會社によつて經營せられ昭和八年四月より操業して來たが同十年三月設立せられた姉妹會社朝鮮石炭工業株式會社（資本金一、〇〇〇萬圓四分の一拂込）の經營に移された、同工場は北鮮産褐炭を低溫乾縮し揮發油、重油、パラフィン、半成コークス等を得、更に之と關聯してメタノール、フォルマリン、人造樹脂、塗料、ウルトロピン、電氣等を製造するもので、年石炭二十萬噸の處理能力を有し此種工場としては我國最初のものなるのみならず石油資源に乏しき我國燃料問題解決上重要な意義を有する國策的工場である。政府は同事業に對し補助金を交付し助成して居る。

3 石油精製工業 朝鮮に於ける石油類の需要は年々増加しつつあるが未だ半島には油田の發見なく且精油工場も従

來は全く無く、只昭和七年以來前記の永安工場に於て石炭の低温乾餾成生物として油類の産出を見てゐるが極めて僅少に過ぎず凡て製品を輸移入しつゝあつたのである。然るに昭和九年七月石油業法の施行せらるゝに先ち釜山に立石、光明の二精油工場の出現を見、更に同十年六月には資本金一千萬圓の朝鮮石油株式會社が設立せられ、同社元山工場は最近操業を開始するに至つた。尙石油精製事業は石油業法により總督の許可を要するのである。

4 油脂製造工業

イ 植物油製造工業 朝鮮は荏胡麻、蓖麻、棉實、玉蜀黍等の採油原料に富み且滿洲大豆を利用するに好地位を占め植物油の製産事業は有望である。棉實は今後總督府の棉花増産計畫の進捗につれ益々増産せらる可く(實棉の六六%乃至七五%)重要な採油原料となるであらう。目下日華製油株式會社の木浦工場に於て棉實油を製造して居る。

大豆油工場の主なるものは從來新義州に一工場あるのみであつたが京圖線の開通により北鮮に於ける滿洲大豆の利用有望となるや昭和八年末清津に三井系の資本に依りて北鮮油脂株式會社(資本金一〇萬圓)の設立を見るに至り又朝鮮窒素會社に於ては抽出法によりて大豆油を製し之より硬化油其他の加工油を造ると同時に大豆粕を以て調味料の製造を爲す爲昭和十年四月資本金一千萬圓を以て大豆化學工業株式會社を設立し本宮に工場建設中であつたが、最近之を合併し同社直接本事業を行ふこととなつた。本宮工場に於ては食鹽の電氣分解により苛性曹達の製造をも行つてゐる。

又玉蜀黍よりは平壤の日本穀産工業株式會社に於て澱粉製造の副産物として多量の油を採つて居る。此の外北

鮮に於ける帝國製麻會社の亞麻栽培計畫が進捗するに従ひ亞麻仁油の原料が新たに産せらるゝことになり、精米工場より出する多量の糠も之を蒐集するに便利なる朝鮮に於ては採油原料とし重視すべきもので現に釜山及仁川には糠油の製油工場がある。

工場製品の主要なるものは玉蜀黍油、大豆油、胡麻油等にして棉實油、玉蜀黍油は内地にも移出せられてゐる。

ロ 魚油製造工業 朝鮮の東海岸は年漁獲高一億貫の鱈の大漁場にして鱈油製造業亦盛である。此の外鱈油等の生産あるも其の量大ならず鮮産魚油は殆ど鱈油なりと稱してもよい。魚油の年産高約十二萬噸に達し從來殆ど内地に移出せられてゐたが最近鮮内に之を原料とする硬化油工業興るに及び移出は減退した。昭和十年の移出三萬七千五百七十餘噸である。絞粕は肥料として重要であるが最近之を原料とする「フィッシュミール」の製造も増加しつゝある。尙明太魚(スケトウタラ)より肝油の製造も今後有望である。

ハ 薄荷製造業 薄荷は我國の特産として多量の輸出を見てゐるが、朝鮮の氣候風土が之を栽培するに適して居ることがわかり、近年各地に栽培事業が興りつゝある。而して從來は取卸油として内地商人へ賣渡して居るのであるが目下全南松汀里に神戸の長岡驅蟲劑株式會社が薄荷腦製造工場設立を計畫してゐる。

5 硬化油工業 朝鮮に於ける硬化油工業は昭和七年六月朝鮮窒素會社興南工場の操業開始によつて起り次いで昭和八年十月朝鮮油脂株式會社(資本金一五〇萬圓)の設立を見るに至つたが同社清津工場は翌年七月より操業して居る。兩工場とも北鮮に豊富なる魚油を原料とし硬化油の外更に之を分解して脂肪酸、「グリセリン」を製造して居るが朝鮮窒素に於ては近く大豆油をも原料に使用せんとする計畫である。生産能力兩工場合せて年約三萬五千噸、昭

和十年生産高硬化油七百二十九萬餘圓、脂肪酸五百五十六萬餘圓、移出高硬化油三百二十二萬餘圓、脂肪酸二百八十五萬餘圓、ステアリン酸百十三萬餘圓である。

6 石鹼製造工業 朝鮮人の生活上、産業の發達等と共に石鹼の需要は逐年増加し平壤、京城、釜山等に石鹼工場の發達を見たるが何れも中小工場にして未だ需要を充たす能はず、年々多額の輸入を見てゐるが一面に於ては鮮産品の對滿輸出も行はれ本事業の前途は好望視せられて居る。最近朝鮮窒素會社は自家製過剰脂肪酸の消化策として興南工場内に石鹼工場を建設し昭和十年初より製品を出して居るが此の外朝鮮油脂に於ても同様の計畫がある。昭和十年の鮮内生産高百九萬九千圓、輸入二百九十九萬五千圓、輸出二十一萬九千圓にして生産品の大部分は洗濯石鹼であり、輸出は殆ど滿洲仕向である。

7 火藥工業 従來朝鮮に於ては火藥の製造は禁ぜられてゐたが、昭和八年より之を許可制として認めらるゝことになつた。十年四月朝鮮火藥株式會社の設立が許可せられたが同社は資本金百萬圓朝鮮窒素の子會社にしてダイナマイト及黑色火藥を作る計畫で興南附近に工場建設中である。原料グリセリン硬化油の分解によつて鮮内に多量に生産せられる。火藥類は土木、鑛山事業の活況につれ需要を増し昭和十年三百四十二萬五千圓の輸入を見てゐる。

8 ゴム製造業 主としてゴム靴製造工業であつて大正八、九年以來急激に發達したものである。平壤、京城及釜山が中心地をなし其他各地に工場が散在してゐる。

昭和十年工場數六十六、産額約一千六十六萬圓、近年對滿輸出旺盛となり前途極めて有望であるが近時多數の工場亂立の状態に陥り業界の統制が要望せられて居る。尙釜山を中心とする南鮮の十數工場は昭和九年合同し資本金八

十萬圓の三和護謨株式會社の創立を見、十年九月半より事業を開始して居る。

昭和十年のゴム製品移入高五百五十六萬餘圓（ゴム靴八八九千圓、ゴム底綿靴四、六七八千圓）輸出高二百十萬圓（ゴム靴一、一八六千圓、ゴム底綿靴九一三千圓）に達する。

9 製紙工業 在來の手抄工場多數存在し此等は楮を主原料とし朝鮮紙を製造して居るが規模狭小設備不完全なるものが多いので總督府は補助金を交付し昭和二年以來主要産地に共同作業場を設置せしめて斯業の改善發達を圖つてゐる。昭和十年迄に設置せられた製紙共同作業場は二十一箇所に達して居る。

機械製紙工場としては新義州に於ける王子製紙株式會社工場（大正八年操業開始）を主とし其の外京城の龍山工作株式會社工場、京城、光州兩刑務所の工場がある。王子製紙工場は鴨綠江材を原料としサルファイトパルプ及包装紙を抄造し其の他の工場では塵紙、滿洲向燒紙等を作つて居る。尙北滿並に國境地方の木材を原料とする製紙事業が有望視せられてゐたが昭和四年四月に資本金二千萬圓の北鮮製紙化學工業株式會社（王子製紙系）の創立を見るに至つた。同社は目下吉州に工場を建設中で北鮮國境地方の木材を原料として包装紙、パルプ等を造る外樹脂等の副生品の製造加工をもなす筈である。尙棉皮より紙を製する目的を以て昨年十一月群山に朝鮮製紙株式會社（資本金五〇萬圓）が設立せられた。

棉皮は最近中央試験所に於て製紙原料として優良なる事が發見せられたものである。

昭和十年中の生産高包装紙四百二十三萬餘圓（一五、六二五種）、朝鮮紙二百七十萬圓、其の他二十萬圓、計五百二十三萬餘圓である。パルプ及洋紙は大部分内地へ移出せられ（昭和十年四、〇三二千圓）、朝鮮紙等は一部滿洲方面へ

輸出せられる。(昭和十年の輸出高朝鮮紙六一千圓)

10 皮革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し且職工の得られ易き等皮革工業發達の素地を有するのであるが、現在では生皮の儘にて輸移出せらるゝもの甚だ多き状態(昭和十年牛皮生産高六三二萬斤、輸移出三八六萬斤)であつて今後斯業發展の餘地は頗る大である。

現在主要なる工場としては朝鮮皮革株式会社(明治四十四年創立、資本金五〇〇千圓)及大田皮革株式会社あり、昭和十年に於ける牛皮其の他の糝草總生産高は百三十一萬餘圓である。

II 工業藥品製造業

イ 硫酸 朝鮮窒素興南工場及日本製鐵兼二浦工場に於て何れも主として硫酸製造用として製産せられる。

ロ 苛性ソーダ、晒粉、鹽酸 従來鮮内の生産がなかつたが最近(昭和十一年)朝鮮窒素會社は本宮工場に於て食鹽の電解により苛性ソーダ、晒粉、鹽酸等の製造を始むるに至つた。

ハ 炭化石灰 朝鮮窒素會社は長津江の電力を利用して炭化石灰の製造計畫を樹て目下本宮に工場建設中であるが、同社は更に石灰窒素、アセトン等をも製造することになつてゐる。尙寧越炭田の開發と關聯して三陟地方に炭化石灰、石灰窒素等の工場を設立せんとする計畫もある。

ニ 酸素 京城に一工場あり、又朝鮮窒素會社興南工場に於ても製造してゐる。

(六) 食料品工業

I 醸造工業

イ 和酒醸造業 内地人の増加により清酒の需要増加するに従つて各地に清酒醸造業が勃興し殊に京城、仁川、釜山、平壤、馬山等には大規模の工場經營をなす者少からず且つ内地品に劣らざる優良酒を醸造し鮮内需要の大半を充して居る。最近朝鮮米(雄町、穀良の如き)は醸造米として優良なることが認められ内地に於ても盛に使用せられてゐるが鮮内には此の外氣候、水質等に於て醸造地としての適地少からず斯業の將來は極めて有望である。最近(昭和九酒造年度)の醸造高は十萬石であるが一方昭和十年には一萬五千石(一、六五六千圓)の移入ありしと共に三千四百石(二六九千圓)の輸移出を見て居る。

ロ 燒酎醸造業 朝鮮の燒酎需要高は年約一千七百萬圓、殆ど鮮内にて生産せられる。工場は殆ど中小規模のものであるがギョウム式、イルゲス式等の新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

原料は在來工場に在つては粳米、高粱、雜穀等であるが新式工場にては糖蜜を使用する。

ハ 朝鮮酒醸造業 藥酒、濁酒等の在來酒の醸造も盛であるが小工場が多いので當局は技術の指導改善を爲すと同時に製造場の集約化並に企業間の合同に力を致したる結果次第に大量生産に轉じつゝある。

ニ 麥酒醸造業 従來鮮内にはビール工場なく内地品の供給を仰いで居たのであるが昭和八年末朝鮮ビール株式會社(大日本ビール系資本金六、〇〇〇千圓)昭和キリンビール株式會社(キリンビール系資本金三、〇〇〇千圓)の二社相次いで創立せられ兩社共永登浦に工場を設立し昭和九年春より製造を開始するに至つた。現在兩社共に原料の大麥及「ホップ」を鮮外に求めて居るが朝鮮は麥酒醸造用大麥の栽培に適し北鮮地方には「ホップ」栽培の好適地も多いから將來は鮮産原料を使用し得る見込である。

最近(昭和九酒造年度)の醸造高三萬九千七百九十石昭和十年移入高一萬五千五百石移出六千七十七石。

ホ 葡萄酒醸造業 朝鮮の風土は葡萄栽培に適し葡萄酒の醸造も亦有望である。慶尙北道浦項の三輪農場に於て稍

々大規模に葡萄酒の醸造を行つて居る外釜山、京城にも小工場がある。

ハ 醬油、味噌、醸造業 内地人の増加と共に隆盛に赴き殆ど鮮内の需要は自給の域に達せんとして居るが最近滿洲に對する輸出も増加し前途有望である。京城、仁川、釜山、平壤、大田等には内地品に劣らない良質の醬油を産する。又朝鮮産大豆は醬油の原料に適して居る。

尙朝鮮窒素會社は本宮工場に於て大豆粕を原料として醬油の製造をも計畫中である。

2 製粉工業 朝鮮には小麥粉の需要多く以前より多量の輸入を見つゝあつたが大正八年滿洲製粉株式會社鎮南浦工場の設立により近代式製粉業の成立を見、次いで同十年には京城に豊國製粉株式會社が創立せられるに至つた。最近業界の好況に乗じ滿洲製粉は沙里院工場(昭和十年竣工)を豊國製粉は仁川工場(昭和十年末竣工)を増設したる外日本製粉又仁川工場(昭和十年末竣工)を新設し既に何れも操業しつゝあるが日清製粉も目下鮮内に進出計畫中である。

尙朝鮮に於ける原料小麥の産額は次第に増加すべく對滿輸出にも有利であるから朝鮮の斯業は前途甚だ有望である。

3 澱粉工業 朝鮮の澱粉工業としては平壤に於ける日本穀産工業株式會社の事業を主とする。

同社は昭和五年主として米國系資本により創立せられ資本金一千萬圓(全額拂込)なりしを後七百六十萬圓に減資せしものであつて玉蜀黍を原料とし澱粉、葡萄糖、油、「グルテンフィード」(飼料)等を製造する。工場能力は玉蜀黍年約四萬五千噸を處理し得昭和六年七月より操業開始してゐる。同社使用の原料は初め外國産を主としたが昭和七年玉蜀黍の輸入税が百斤三十錢より一圓七十錢に引上げられてより漸次鮮産品に轉換しつゝある。玉蜀黍澱粉工場には此の外新義州に小工場あり、澱粉及葡萄糖を製造してゐる。而して之等の製品は多くは内地に供給せられ之が爲我國「コンスターチ」輸入量は最近激減を見たのである。

右の外今後北鮮地方に於ける馬鈴薯澱粉の製造は有望である。

4 精糖工業 現在大日本製糖株式會社の平壤工場あるのみで専ら粗製糖の精製を行つて居る。従來朝鮮には砂糖は生産しなかつたが試験の結果平安南道及黃海道地方が甜菜栽培の好適なることが分明し大正六年朝鮮製糖株式會社の設立を見るに至り、後之を大日本製糖株式會社が合併して大正九年平壤工場を建設し甜菜糖の製造と粗製蔗糖の精製とを行つて來たのであるが、昭和七年來甜菜の栽培を中止し、従て甜菜糖は生産せられざるに至つた。

昭和十年の生産額精製糖約四萬一千二百餘噸、八百四十四萬圓にして製品は滿洲方面にも多大の輸出を見る。昭和十年輸出高二萬六千噸三百十四萬餘圓に達した。

尙最近北鮮の高地に於ける甜菜の栽培試験は好成績を示し業界の注目を惹いて居る。

5 製菓工業 朝鮮に於ける菓子類の需要は昭和十年約一千六百七十四萬圓にして此中鮮内生産高約一千二百十萬圓、輸入約六百六十一萬圓、輸出約八萬圓なるが今後鮮人生活の向上と共に鮮内の需要は益々増加すべきは勿

論對滿輸出も有望なるを以て今後製菓工業は大なる發展を見るであらう。

現在業界は小工業者多數を占めてゐるが京城等には稍大なる工場あり又最近「ビスケット」工場の出現を見、内地會社の工場進出も傳へられてゐる。

6 罐詰工業 朝鮮には各種の果實、蔬菜、魚介、獸肉等を豊富に産し之を原料とする罐詰工業は今後大いに發展性を有する。現在鮮産品の多くは魚介類であつて昭和十年罐詰生産高二百六十一萬圓中の百四十九萬圓を占めて居るが主なるものは鱈、蟹、鯖等であり、此等は現に多額の海外輸出を見つゝあり將來益々有望である。

尙十年末工場數四十四にして最近全南地方に蔬菜果實の罐詰工場を計畫中のものもある。

7 寒天製造工業 我國の特産物にして海外に多くの輸出を見てゐる寒天の原藻、石花菜は朝鮮に多量に産するが現在殆ど其の儘内地に供給せられ朝鮮に於ける寒天の製造事業は甚だ振はず現在長城(全羅南道)及大邱附近に各一工場あるに過ぎない。生産高は昭和十年二十八萬餘、六萬五千餘圓の少額である。然し乍ら朝鮮には氣候、水質等につき斯業の好適地が少くないから今後大いに之が發展を圖るべきである。

(昭和十年朝鮮に於ける石花菜生産高二、九九六萬、移出高一、三三八萬)

8 精米工業 工場數の多きこと各種工業中の首位を占め昭和十年に於ける職工五人以上の工場數五千六百三十五の内實に一千百九十四は精米工場である。之等は京城以外に於ては仁川、釜山、群山の如き米の移出港に集中の傾向あり相當大なる規模を有するものである。

(七) 其他の工業

1 「コルク」製品製造工業 コルクは軽く且つ熱、音響、電氣等の絶縁材料にして工場、倉庫、軍艦を始め各地の建築に使用せられ最近益々其需要を増し内地に於ては年々多額の輸入を見てゐるのであるが、最近朝鮮には之が原木たる「アベマキ」の豊富に存在すること明かとなり、我國に於けるコルク原料の供給地として重視せらるゝと共に鮮内にコルク製品工場の出現を見、更に今後一層の發展を見んとしてゐる。

現在京城、釜山、三陟(江原道)に四工場あり三陟の工場は製粒専門工場にして其他のものは板、壘栓等の製品をつくる昭和十年の生産高十一萬八千餘圓である。

2 煉炭製造業 朝鮮は無煙炭の産出多く之が利用の方法として煉炭の製造業は相當盛であり、且將來有望であるが最近鮮内の諸無煙炭會社が合同し朝鮮無煙炭株式會社(昭和十年九月創立資本金二、〇〇〇萬圓)の設立を見たるを機とし無煙炭を原料とする煉炭製造事業の合理化と需給の圓滑を圖るを目的として民間に於ける主要工場を合併し昭和十年十一月資本金二百萬圓を以て朝鮮煉炭株式會社が設立せられた、同社の供給力は目下民間工場全體の約七割を占めて居る。

3 莞草製品製造業 莞草は一種の三角蘭にして之を以て作れる「スリツバ」、「バスマット」等は國內に需要多きのみならず盛に輸出せられつゝあるを以て之が製造は有望なる副業として各地に普及しつゝある。現在主なる産地は大邱附近、全羅南道(松汀里附近)平安北道(泰川郡)等である。

4 叭製造業 穀類、肥料等の容器として鮮内に多大の需要あるのみならず最近輸移出せらるゝに至り有望なる農家の副業品として當局は之が製産を奨励しつゝあり昭和十年の産額約七千四百四十萬枚八百六十三萬餘圓である。

(八) 家内工業

1 機業 機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業にして古くより綿、麻、絹の織物の生産を見たが、在來織物は其の使用器具の不完全と、操作の拙劣なる爲、製品は何れも粗悪を免れなかつた。始政以來本府及各道に於ては講習會の開催、改良器具の普及、共同作業場の設置、指導員の配置等を爲し極力之が改良發達を圖りし結果時勢の進展と相俟つて近年著しく製品品質の向上及生産の増加を來した。今種類別に現況を示せば左の通である。

イ 綿織物 朝鮮に於ける綿布の生産額は昭和十年に於て二千七百五萬餘圓に達せるが内六百八十三萬餘圓は農家婦女子の副業的生産にして大部分は手紡手織である。近來紡績絲を用ひボタン織機又は足踏織機を以て製織するものが漸次増加するに至つた。

ロ 麻織物 在來の麻織物は苧布及大麻布にして、夏衣、喪服、帆、袋等に用ひられる。苧布は忠清南道、全羅南北道に産し、大麻布は慶尙南北兩道、平安北道、江原道、咸鏡南道等に産す。何れも手紡絲を以て製織せられるものが大部分であるが最近紡績麻絲を用ふるもの漸次増加の傾向にある。昭和十年に於ける麻織物總生産額七百四十三萬餘圓中家内工業所産のものは六百六十四萬餘圓に達した。

ハ 絹織物 慶北、平南、咸南、全南、平北を主産地とし、多くは明紬と稱する平絹の類で就中慶尙北道尙州、平

安南道成川、徳川、平安北道泰川、寧邊、熙川、咸鏡南道永興等の紬が最も有名である。昭和十年の總産額約五百七十二萬餘圓中家内工業所産のもの五百十三萬餘圓に達してゐる。

2 陶磁器製造業 高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器製造業も、時勢の變遷と共に衰微し李朝末期に在つては殆ど見るべきものなき状態であつたが、當局の指導奨励に依り近時漸く復興を見つゝある。元來朝鮮に於ては到る處陶磁器原料が豊富であるから斯業の將來は極めて有望である。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ技術の改善と斯業の發展に資しつゝある。昭和十年の陶磁器生産額二百三十二萬餘圓中家内工業所産に係る陶器、爐器、土器等百三十四萬餘圓を占めその多くは甑場食器類等の日用品である。

3 朝鮮紙製造 朝鮮紙は有望なる家内工業品の一にして楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は技術幼稚、器具亦不完全なる爲製品も極めて粗悪であつたが當局の指導奨励により近時著しく品質が改善せられた。本府は年々補助金を交付し、主産地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖りつゝある。昭和九年に於ける産額は二百五十九萬餘圓に達し多くは鮮内消費に充てられるが窓紙用、包装用、衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せらるゝものが少くない。

五 試験及調査機關

工業に關する試験調査機關たる中央試験所は明治四十五年本府に於て之を創設し爾來漸次規模を擴張し設備を充實

し、分析、化學工業、染織、醸造、衛生の六部を置き試験、分析、鑑定及實地指導を爲し併せて朝鮮工業に必要な各種の試験研究を行ひ産業の發展に寄與する所大であつた、然るに大正十三年醸造部、昭和四年分析、衛生部廢止され現在分析、染織、窯業の三部となつてゐる。

昭和十年度に於ける業績は分析、試験、鑑定、實地指導等の依頼一、六八六件四、九七三項目に達し尙織物の依頼整理加工九八、五八五反、小袋入優良染料の検定封緘七八〇、七三七袋に及び其の他朝鮮工業進展上必要な項目に就き試験研究を行ひ之を公に發表しつゝある。

第四編 經濟

第一章 商業及貿易

一 常設店舖

古來朝鮮人の商業取引は、大部分物々交換時代の遺物たる舊式の市場に於て行はれ、常設店舖に於て營業するものは極めて尠く、その取引方法も甚だ幼稚でまた賣買高も至つて僅少であつた。近時漸く市街の發達に伴ひ、常設店舖を設けて商業を營むものが増加して來たが、その取引上に於ける勢力は頗る薄弱にして、内地人及支那人の商業者に比較すると、朝鮮人の商業者は、資力・信用取引高・經營法・店舖の構造等に於て著しく遜色がある。今試みに在來商賈の主なるものを述べると次の通である。

- 客 主 旅團とも稱し、委託を受けて取引を爲す問屋業類似のもの
- 居 間 賣買兩者の間に立ちて仲介する仲買人
- 都 賣 卸 商
- 散 賣 小 賣 商
- 概 負 商 地方行商
- 典 當 舖 典當局とも稱す、質屋

- 福德房 土地家屋の賣買・典當・貸借の媒介業
- 毛物座 毛皮及毛皮製品並に主なる朝鮮雜貨を賣る店
- 鞋座 鞋を賣る店
- 布木座 織物類を賣る店
- 笠子宕巾座 笠子(平常用ゆる帽子)宕巾(馬毛にて編みたる官員の冠、笠子の下に著く)を賣る店
- 網巾座 網巾(馬鬣にて製したる巾、頭髮の亂れざるやう顔に纏ふもの)を賣る店
- 鍮器座 銅器・眞鍮製食器或は家具等を賣る店
- 櫛座 簪筒・衣盒等を賣る店
- 瓮器座 素焼物を賣る店
- 砂器座 陶磁器を賣る店
- 册肆 本屋
- 銀房 銀細工屋
- 玉房 玉細工屋
- 飯饌假家 日用食料品(主として乾物)を賣る店

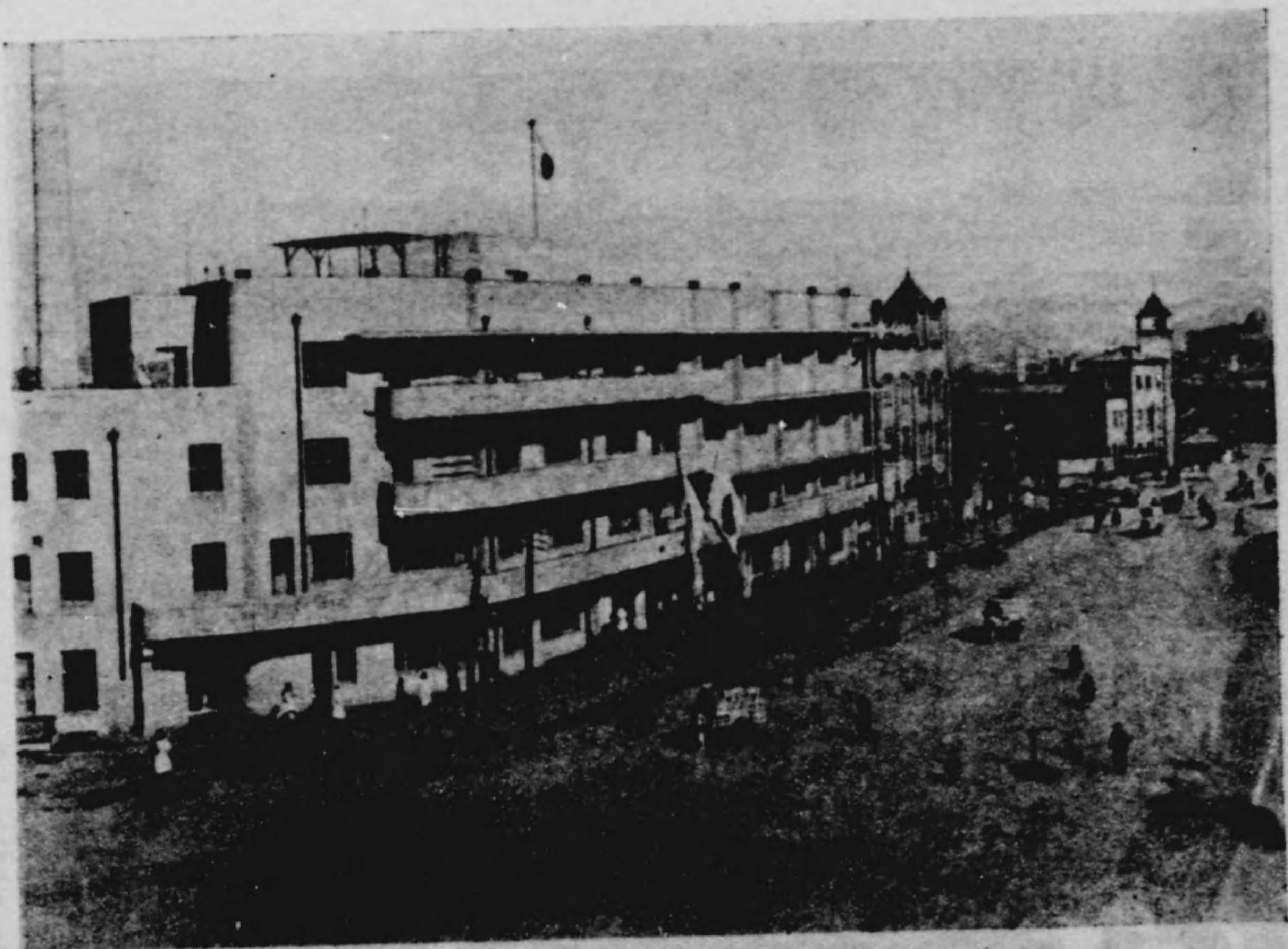
各市街地は内地人の發展に伴ひて、近來街衢の體裁、店舗の構造、取引の方法等に一大改革が行はれ、大商店や大デパートメントストアも多數に見受け、大に面目を改むるに至つた。尙朝鮮に於ける支那人の商業は非常なる勢力を有し、如何なる山間僻地と雖も、必ず支那商人が入り込みて、呉服、雜貨等の商業を營み、また市街地に於ける野菜販賣・支那料理店・理髮店等其の商業勢力には驚くべきものがあつたが昭和六年七月の鮮支人衝突事件以來在鮮華

商の本國に引揚げた者多く支那商人の勢力は多少衰へた感がある

二 市場取引

(一) 市場

朝鮮に於ける市場取引は商業上最も重要な部分を占め、殊に都會地以外に在りては、必需品の賣買は殆ど市場のみに於て行はれ、市場は生活上及經濟上極めて大切な機能を有して居る。昭和十年末現在の調査に據ると、市場規則第一條に規定されてゐる第一號市場一千四百四十、この一箇年賣買取引高二億五千二百三十萬圓、第二號市場十八、賣買取引高一千三百五萬圓、第三號市場三十七、賣買取引高一千三百一十一萬圓となつて居る。こゝに一號市場と云ふのは在來の朝鮮市場にして、二號市場は食料品市場とも稱すべきものであり、物價暴騰の當時、生活難の緩和を目的として都會に府營、面營を以て設置された俗に謂ふ公設



朝鮮總督府工商獎勵館



大 邱 市 場

市場の類で、三號市場は水産物及蔬菜、果實の如きもの、糶市場である。

市場の公布は人口の多く、且經濟力の富んで居る南鮮地方に多いが、巨額の取引ある大市場は寧ろ常設店舗の發達幼稚なる北鮮地方に多い。市街地の市場としては京城の南大門及東大門、大邱の西門市等が著名であるが、また禮山・金泉・統營・沙里院・河東・新幕・宣川鐵原・定州・吉州等の地方市場も巨額の取引高を有して居る、市場の開市日は主要市街に設置されて居る公設市場及魚菜市場の如きは毎日開市されるが、在來の普通市場は大抵一・六、二・七、三・八、四・九、五、十と謂ふやうに五日目毎に開市され、中には毎日開市又は月三回、或は附近市場と交互に定期開市のもの、藥令市の如く秋期又は冬期に一箇月乃至二箇月一回開市さるゝもあつて、市日には附近の生産者、市場巡回の行商者及購買者等出場者の數は數百人より數千人に達し、殊に秋の收

穫後は收最も市場の繁昌する時である。

(二) 取 引 所

取引所に關しては、總督府設置以來永く消極的方針を採り、明治三十二年時の駐在領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所（以下單に仁取と稱す）の存立を、沿革に因り認容せる外、一切之が新設を許さなかつたが、輒近朝鮮の産業並に經濟界發展の實情は、昔日と同一に論ずべからざるものがあるに鑑み、取引所に關する根本的方針樹立の必要を認め、爾來精査研究を重ねたる結果、遂に昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を制定公布し、昭和七年一月一日より之を實施したのである。

新令に依れば、取引所は會員組織に依るを原則とし、會社組織取引の新設は一切之を認めず、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざることとし、又新公布の際現に存する仁取、及大正九年以來市場規則に依り認められ來つた朝鮮唯一の有價證券市場たる株式會社京城株式現物取引市場（以下單に京取と稱す）は、經過的に一應各其の認可せられた營業繼續期間満了の日迄新令の取引所として存続を認め、尙右期間満了の際に於て、朝鮮總督特に必要ありと認めたるときは、期間満了の時より更に十箇年以内の期間を限り、營業繼續を許可することとし、其の他賣買取引、取引所に對する監督等各般の事項に互り規律を設け、以て取引所行政上萬遺憾なきを期した。

而して新令實施と同時に群山、木浦、大邱、釜山及鎮南浦の五箇所に會員組織の米穀取引所の設立を免許し、又取

引所として其の存続を認められたる仁取及京取の合併を認可し、株式會社朝鮮取引所を設立し、仁川に於て米豆の清算取引を、京城に於て有價證券の清算取引及實物取引を行ふこととなつた。

三 會社事業

朝鮮に於ては從來共同出資の事業は極めて不振であつたが、統監府の設置後内地人の移住増加に伴ひ、會社の設立せらるゝものが次第に多くなり、朝鮮人間に在りても此等の刺戟を受けて會社事業を企てる者漸く多きを加へたけれども、尙併合前後に於て存在せし會社は僅に百五十社で、又内地會社にして朝鮮に支店を設置せるものゝ數は二十五社に過ぎなかつた。次で明治四十四年會社令を發布實施し、會社の設立に對し許可制度を採つて來たが時代の進運に伴ひ大正九年之を廢止した。其の後、一般經濟及民衆知識の進歩に伴ひ、朝鮮に於ける會社事業は逐年堅實なる發展を遂ぐるに至り、偶々歐洲戰亂の影響に因る財界の好況を機とし、紡績業・甜菜製糖業・硬質陶器製造業・製鐵業・パルプ製造業等大規模の組織と豊富なる資金とを以て、此等の企業を計畫するもの相踵ぎ、在鮮實業家も亦これに刺戟せられ、生絲製造業・燐寸製造業等に、相當規模の經營を目論むもの、或は又最近に於ける内地經濟界の活況と滿洲國の獨立とは朝鮮經濟界を刺戟し、各種會社企業簇出し、朝鮮に於ける會社事業は頓に其の面目を改むるに至つた。

朝鮮に本店を有する會社數は明治四十四年末には、會社數百五十二、公稱資本金三千九百七十六萬六千圓、拂込資本金一千五百九十萬九千圓であつたものが、昭和十年末には、會社數二千三百五十八、公稱資本金九億二百五十五萬三千圓、拂込資本金五億八千八百七十七萬六千圓に増加し、會社數に於て十五倍、拂込資本金に於て二十九倍の激増を示して居る。

朝鮮に本店を有する會社

種別	會社數	公稱資本金 千圓	拂込資本金 千圓
合名會社	二二三	二四三五八	三三八〇三
合資會社	一〇三三	一〇〇、八二四	九八四六〇
株式會社	一、一一二	七六、八七五	四六、六三〇七
株式合資會社	二	五〇四	二〇四
計	二、三五八	九〇、二五三	五八、八七七六

會社の營業種別は商業が最も多く、工業及運輸業これに次ぐ。尙朝鮮内に於ける内地又は外國會社の支店數は百二十八に達してゐる。

四 貿易の趨勢

(一) 貿易の推移

明治四十三年總督府設置せられ半島統治の根基確立するや、政府の産業上に於ける諸般の施設、指導獎勵等漸次其の歩を進め著々其の効果を顯し、大いに從來の面目を改め各方面に於ける産物は著しく品質の改良と生産の増加を促し、鐵道の敷設、道路の修築、沿岸航路の開發等交通機關の發達、輸移出税の撤廢、其の他關稅制度の改善、金融機關の整備等と相俟つて貿易上の地盤は漸く鞏固となり輸移出貿易の發展を促進せる一方時勢の進運に伴ふ鮮人の生活程度の向上、産業の發達に基く購買力の増加、内地人の移住等に基因する日常消費の増進、政府の産業施設及民間投

資の反映と認むべき各種企業材料の需要増加等に因り輸移入貿易亦著しく膨脹し之を併合前に比すれば特に顯著なる増進を示した。即ち明治四十三年に於ては貿易總額僅かに六千萬圓であつたが十年後の大正九年には四億四千萬圓に上り二十年目の昭和四年には七億六千餘萬圓に達し昭和六年には稍減退したが昭和十年に於ては十二億一千九萬圓に上つてゐる。(次表参照)

而して今總督府設置以來の狀勢に付更に輸移出貿易と輸移入貿易と分ち其の推移を見るに輸移出貿易は輸移入貿易に比し其の増進の率一層著しきものがある。即ち昭和十年の輸移入額は六億五千九百四十萬圓で之を明治四十三年の三千九百七十八萬圓に比し十六倍餘の増加に當るが、輸移出貿易は明治四十三年の千九百九十一萬圓より昭和十年の五億五千七十九萬圓に進み實に二十八倍に達し、其の輸移入額に對する比例は明治四十三年の五割より漸次増進して昭和九年には約九割、昭和十年には稍減退して約八割四分を示して居る。尙貿易尻は大正十三年及大正十四年に於て各出超を見たのみで爾來再び入超に轉じ昭和十年には一億八百六十萬圓の輸移入超過を示して居る。由來朝鮮に於ける貿易は、輸出入のみに付て見るに、併合以來連年輸入超過であつて其の額は實に十二億一千一百十二萬圓に上り最も多額の入超を見たのは昭和元年の九千九百十五萬圓で其の後漸減し昭和十年には三千五百六十八萬圓となつてゐる。然し移出入のみに付て見るときは最近の三年間及大正の半迄を除き大體移出超過の狀況なるを以て併合以來昭和十年迄の輸移入超過は八億四千八百萬圓となる。

貿易額表

△印は移出超過或は輸移出超過

種別	明治四 十三年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
總額	五九、六九六	七五、二二三	七四、三二二	七九、九六九	七六、七五七	六三、五九五	五三、二六四	六三、七〇〇	七三、八二三	九八、五七七	一、一〇、一八九

種別	明治四 十三年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
輸出	四、三五五	三、四七九	三、一四九	三、七三三	三、八三三	三、七七一	三、九一九	三、七七一	三、七七一	三、七七一	六、四、〇〇〇
移出	二五、三七八	三三、一七三	三三、〇九一	三三、〇九一	三三、〇九一	三三、〇九一	三三、〇九一	三三、〇九一	三三、〇九一	三三、〇九一	四八、八八三
計	一九、九二二	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	三六、九五五	五五、七九六
輸入	一四、四三四	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	二二、九三三	一〇〇、五八二
移入	二五、三四八	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	二四、八二五	五八、八二三
計	五九、七八二	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	三七、一六八	六五、九〇四
輸入超過	九、八六九	九、一五四	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇	三五、六六七
移入超過	九、九六九	△八、九三九	△六、一三八	△七、七〇〇	△七、七〇〇	△七、七〇〇	△七、七〇〇	△七、七〇〇	△七、七〇〇	△七、七〇〇	七、一九九
輸移入超過	一九、八六六	九、二二五	三、四三三	四、八〇三	七、七三三	一〇〇、五〇一	八、六六八	九、〇〇一	三五、五七七	三五、七二二	一〇八、六〇七

備考 合計が内容と符合せざるは千圓未満切捨の關係に依る

(二) 國別貿易

1 概況 往時に於ける朝鮮貿易の國別關係に付ては、其の精細なる狀況を知ることが出来ないが日本内地、支那及露領亞細亞を除く他の諸國に對しては直接の交渉は極めて薄かつた様である。而して日清戰爭以前に於ては舊清國の朝鮮に對する政治的勢力侮るべからざるものがあつて貿易額の如き固よりの確の資料はないけれども、日支兩國間に著しい徑庭はなかつた様である。然るに日清戰役の結果支那の勢力は其の根底より覆され對外貿易の大半は我日本内地との通商となり、明治三十年の交に於て、其の輸出貿易九百餘萬圓の内日本、内地に對するもの約八百萬圓を占め、對支關係は僅に七十餘萬圓に過ぎず、輸入貿易に在りても、總額一千萬圓の内對内地六百四十萬圓を占

め對支關係に比し遙に優越の地位を占むるに至つた。爾來年と共に各國との交渉漸く密接と爲り、英吉利及北米合衆國との通商の如き漸次増進せるも依然日本内地に對する貿易が大部分を占め總督府設置後は關稅制度の改善に因り益内鮮間の貿易を促進し殊に歐洲戰亂の結果内地に於ける事業勃興と、歐米品の輸入減退に依り對内地貿易は著しく躍進を示した。

而して鮮内産業の發達は各種製品の海外市場進出を促し滿洲國の建設せらるゝに及び總督府は對滿貿易の促進を圖りたる爲滿洲事變當時殆ど休止の状態にありし對滿貿易は遽に活況を呈するに至つた。其の他英領印度、英領海峽殖民地、蘭領印度、比律賓諸島、暹羅等に對する輸出貿易も漸増しつゝある。

2 對内地貿易 内地と朝鮮との貿易額は明治四十三年より昭和十年に至る間總輸出に對する移出の割合は七割一分乃至九割五分、總輸入に對する移入の割合は五割六分乃至八割五分、總貿易額に對する内地貿易の割合は六割四分乃至八割七分を示し、更に昭和十年の狀況に於て見るに輸移出總額五億五千七十九萬圓中、移出額四億八千五百八十九萬圓、輸入總額六億五千九百四十萬圓中移入額五億五千八百八十一萬圓、輸移出入總額十二億一千九十九萬圓中移出入額十億四千四百七十萬圓を占むる情勢で内鮮間の經濟關係が如何に順調に發展せるかを窺知するに足る。

翻て移出入品の内容を一瞥するに、移出品の大宗は明治四十三年以降一貫して米、大豆の類で其の他の品目に至つては年に依り幾分の消長はあるが大體に於て生絲、線綿、硫安、鉄鐵、鮮魚、鰵油、牛等である。移入品に於ては織物及綿絲類常に其の首位を占めてゐるが(イ)世界戰亂の影響に依り、從來外國より供給を受けた鐵製品等著しく其の輸入を減退せる反面に、内地に於ける此の種事業の發達した結果、自然外國品に代ふるに内地製品を以てする

に至りたると(ロ)鮮内に於ける各種事業興起の爲各種の器具、機械其の他産業用品の移入著しく増加し、(ハ)更に大正九年朝鮮關稅制度の改革は一層内地よりの移入を容易ならしめ輸入を減退せる等の爲に内地と朝鮮との貿易上の關係は益緊密を加へ更に大正十二年四月一日酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對し移入稅の撤廢を斷行し又昭和元年の朝鮮稅制の改正に際しては綿織物の移入稅の引下を行つた等一段の進展を加へた。

3 對滿洲國貿易 朝鮮と滿洲とは産業若は物資の需給上地理的に密接不離の關係に在り、其の貿易は始政以來常に對外國貿易の約七割を占め昭和四年には輸出二千六百九十三萬圓、輸入六千二百八十六萬圓に達したのであるが一般財界の不況と、日貨排斥運動の蔓延、銀相場の慘落、關稅の増徴、陸接特惠關稅の廢止並に滿洲事變の勃發に因る經濟機關の休止等が原因して貿易は稀有の衰退を來し昭和六年には輸出一千六十四萬圓、輸入三千三百三十一萬圓に激減した。然るに其の後滿洲國の建設により政情漸次安定し、治安の恢復、交通運輸、經濟機關の復活、建國事業及各種産業の勃興、滿洲國支那間の貿易杜絶、邦商の進出等好材料の續出に依り貿易は頓に活況を呈し昭和八年に於ては輸出四千五百五十六萬圓となり同九年には五千三百四十六萬圓、同十年には五千八百四萬圓に達し之を昭和六年に比すれば實に四十四割の増進にして空前の好況を示現し、輸入に於ても十年には五千三百九十四萬圓に達し今後對滿貿易は朝鮮産業の進展並に滿洲國に於ける各種政治經濟機構の整備、産業の伸暢と共に益發展せんとする情勢にある。而して茲に特に力強く感ずる點は輸出通過の情勢に在るばかりでなく輸出品に於ても通過貿易品は増加せず鮮產品に於て増増を見たる點である。而して十年の輸出品を見るに特種事情と見るべき木材、鐵、セメント、其の他建築材料等があるが一面最も將來有望なる水産物も三百二十四萬圓に達し、其の他ゴム靴、綿糸布、林檎等も

増加の一途を辿りつつある。

4 對支那貿易 對支那貿易の消長も亦對滿貿易と略其の事情を等しくし、大正三年（大正三年以前に於ては支那、滿洲の區分なし）に於て輸出九十五萬圓、輸入四百四十萬圓であつたものが昭和四年には輸出七百二十六萬圓、輸入一千十八萬圓に達し昭和五年には稍減少し輸出六百十八萬圓、輸入八百六十九萬圓を見たのであるが萬寶山事件に端を發せる鮮支人の衝突を契機とし日貨排斥運動の熾烈化、關稅の増徴、上海、南京、天津、青島、北平等各地に於ける抗日團の狂奔、滿洲事變、上海事變等があつて此の間在鮮華商の多くは本國に引揚げ日支貿易は一時全く杜絶の狀態に陥り昭和六年に於ては輸出僅に百二十三萬圓、輸入八百十九萬圓に減じ七年には更に輸出九十四萬圓、輸入三百七十七萬圓となり之を昭和二年に比較するに輸出に於て七分の一、輸入に於て三分の一に激減するに至つた。而して之が爲最も打撃を蒙りしは朝鮮の特産品として年々三百萬圓の輸出を見た人蔘を首め、果物、砂糖及淡菜、貝柱、海參、鱈鱈、罐詰等の高級水産物で其の輸出悉く杜絶の狀態に陥り之が爲鮮内當業者の窮境に陥りし者多く此の反面に於て例年四百萬圓乃至五百萬圓の輸入を見た支那麻布の輸入減によつて朝鮮に於ける麻布及苧麻の生産を促進したると豆類、天日鹽、線綿及蕃椒等の輸入減に依り幾分入超を緩和することを得た。然るに八年に入つては上半期に於て熱河問題の勃發、抗日排日運動の再燃、蘇支の提携、日支協定、關稅の期間満了、關稅改正等があり對支貿易は極めて不利な環境に置かれたるにも拘らず漸次好調を示し停戰協定成立を契機に後半期に入ると共に漸次好轉し輸出百四十五萬圓、輸入五百八十五萬圓となり更に昭和九年には輸出二百萬圓、輸入七百七十九萬圓に達した。其の後南京政府の對日外交方針の轉換に依り、排日運動も漸次終息し、日支關係は好轉しつゝあるので、華商の鮮内

に復歸する者も多く、對支貿易は漸次恢復に向ひ昭和十年には輸出三百三十一萬圓、輸入一千六百四十四萬圓を示してゐる。

5 其の他の對外貿易 滿洲國及中華民國を除く其の他の對外貿易にあつては輸出品には果物、罐詰、黑鉛、護謨靴、陶器、瑠璃鐵器、葉煙草、水産物、木材紅蔘等があり、主として英領海峽殖民地、米國、埃及、濠洲及蘭領印度等に仕向け又輸入品には英、米の礦油米國の葉煙草、蘭領印度の砂糖、玉蜀黍、獨逸の爆藥物、英國、獨逸、米國等の機械類、英領海峽殖民地及蘭領印度のゴム等で其の額例年輸出百五十萬圓内外、輸入三千四百萬圓であつたが近年打續く財界の不況に諸物價低落せると、内地仲繼貿易の漸増に依り、直接貿易は一路減退の途を辿り、昭和六年には輸出八十八萬圓、輸入一千三百八十萬圓に減少したが、昭和七年に入つてより漸次増加し、十年に於ては輸出三百五十四萬圓を示し、輸入も亦増加して三千九十九萬圓となつた。斯くの如く輸出の激増したるは主として圓爲替の下落と國內産業の伸展に因るものであつて最近我國輸出貿易は内鮮を通じて躍進に躍進を續け、獨り東洋方面のみならず世界各國の市場に向つて雄飛し商團の擴張を見るに至つたけれども、世界各國は最近一樣に關稅障壁を高めて、自國産業の保護政策を採り、經濟ブロックを確立せる結果、輸入數量割當問題を生じ或は輸出統制の必要となり、一方圓爲替相場も騰貴を見るに至つたので今後我國の輸出貿易は樂觀を許さざるものがある。而して昭和十年の輸出品中注目すべきは硬質陶器、瑠璃鐵器、電球、黑鉛、乾魚、林檎等が南洋、印度、歐米等に向け著しき輸出を見たことである。

尙昭和九年四月から大阪商船（現在は南洋海運）が南洋航路船の釜山寄港を開始したのを契機として其の後チャバ

チャイナ會社の南洋航路船及大阪商船の印度航路船が釜山寄港を開始したので従來門司或は神戸で一旦積換の上輸出されてゐた硬質陶器、瑛瑛鐵器等の印度或は南洋向貨物は、直接本船積込が可能となり、朝鮮の印度又は南洋向輸出が漸次有利になりつゝある。

(三) 重要輸移出入品

朝鮮産業の發達に伴ひ例へば繭、生絲の如く在來生産品で品質の改良と生産の増加とに因り、又パルプ、砂糖、製鐵、硫安の如き新事業の興起に因り、新に輸移出貿易品として囑目せらるるに至つたものは少くないが、之を大觀して重要輸移出品の種目は依然農産物、水産物、鑛産物等の天産品及之に簡單な加工を施せるもの大部分であるが近年硫安砂糖、セメント、陶器、綿織物等の工場生産品が漸増しつゝあるは注目しに値する。之を昭和十年の貿易に付て見れば、輸移出品中三百萬圓以上の價額あるものは、米、大豆、鮮魚、乾魚、砂糖、魚油、繰綿、生絲、綿織物、石炭、セメント、金鑛、鐵、銅、牛、洋紙、木材、肥料等で、就中米は總輸移出額の殆ど半額を占めてゐる。

輸移入重要品では滿洲其の他より食料品として粟、大豆、砂糖等の輸移入せらるるもの相當多額であるが輸移出品と相反し、工業品が比較的多い。即ち昭和十年輸移入重要品中一千萬圓以上のもは粟、小麥粉、繰綿及打綿、綿織物毛織物、絹織物、肌衣、紙類、石炭、鐵、機械類、木材、肥料等である。

輸移出重要品價額十年對照

品目	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
支	米 一五、八二五	一三、七九六	一〇、九六九	八、七五六	五、三三八	七、五三七	七、六六三	七、九九九	一三、六九二	一三、一三三

品目	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年
精米	七四、五二八	八五、八七五	七三、九七五	五八、三三七	四九、三二一	六〇、八七六	六七、三二〇	七七、八〇二	九八、八二四	一〇四、四四一
其ノ他ノ米	三、三三四	一、九四九	二、七八一	二、九四一	三、三三三	三、二七九	三、七七一	三、三三三	三、八三三	三、五九二
大豆	二四、三六八	三三、九八一	二五、三六五	三三、一一一	三、七五四	三、七〇七	三、七〇七	三、七〇七	三、七〇七	三、七〇七
鮮魚	八、三六四	六、四四五	六、七七八	六、二二六	五、八〇六	五、一〇〇	五、四七三	五、四七三	五、四七三	五、四七三
乾魚	四、八〇五	五、三二五	五、一一五	六、四七三	四、四九四	四、一五六	四、四九四	四、四九四	四、四九四	四、四九四
鹹魚	一、六九三	一、二九六	一、五三三	一、四〇〇	九〇六	六八四	七〇九	七〇九	七〇九	七〇九
乾海苔	二、〇一八	二、七三六	二、五九七	四、三二二	一、九六六	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
砂糖	二、三三五	五、九八六	五、七〇七	五、六〇四	四、七五八	三、六四九	三、六四九	三、六四九	三、六四九	三、六四九
林檎	八、〇〇〇	七、四四六	一、〇八三	一、六四四	七、七七一	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇	一、〇七〇
牛皮	二、六八八	二、四四四	三、二八五	二、七三二	一、六六一	一、九二二	一、九二二	一、九二二	一、九二二	一、九二二
魚油	一、八九九	三、九三三	四、五五六	五、八九九	二、一〇七	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
人蔘	一、二六六	二、二六六	一、九八八	二、五九六	三、四四五	三、四四五	三、四四五	三、四四五	三、四四五	三、四四五
繰綿	四、五五五	四、三九〇	四、二四〇	六、八〇九	七、五五六	三、〇〇八	三、〇〇八	三、〇〇八	三、〇〇八	三、〇〇八
生絲	七、四七〇	四、八八九	三、八八九	四、三六〇	二、一六六	一、六二〇	一、六二〇	一、六二〇	一、六二〇	一、六二〇
柞蠶生絲	一、五七五	三、三六七	四、一三〇	三、一〇一	一、六八三	三、一〇一	三、一〇一	三、一〇一	三、一〇一	三、一〇一
棉織物	一、五七五	三、三六七	四、一三〇	三、一〇一	一、六八三	三、一〇一	三、一〇一	三、一〇一	三、一〇一	三、一〇一
鉛	八、八八八	九、九七七	九、九七七	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
石炭	二、〇二〇	二、三六二	六〇七、二	〇七、二	七、三三三	五、〇〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇